

兵庫県 県政改革方針 令和4年度 実施計画

令和4年3月

兵庫県

目 次

はじめに	3
I 財政運営	
1 行政施策	4
(1) 事務事業	4
(2) 投資事業	14
(3) 公的施設等	22
(4) 試験研究機関	26
(5) 県営住宅事業	28
(6) 教育施策（教育委員会所管）	31
2 収入の確保	33
(1) 県税	33
(2) 課税自主権	35
(3) 諸収入	38
(4) 資金管理	41
(5) 債権管理	42
(6) 県有資産の活用	44
3 公営企業、公社等の運営	49
(1) 企業庁	49
(2) 病院局	54
(3) 流域下水道事業	56
(4) 公社等	57
(5) 兵庫県公立大学法人	59
II 行政運営	
1 組織	61
(1) 本庁	61
(2) 地方機関	63
(3) 教育委員会	65
(4) 警察	66
(5) その他行政委員会等	67
2 職員	68
(1) 定員	68
(2) 給与	70
(3) 働き方改革の推進	72
(4) 人材育成	76
3 業務改革	79
4 地方分権への取組	82
III 事業レビューの導入	85
事務事業（見直し事業個票）	86

はじめに

この実施計画は、県政改革の推進に関する条例第4条に基づき、同条例第2条に規定する県政改革方針の令和4年度における具体的な取組内容を取りまとめたものである。

1 行政施策

(1) 事務事業

[県政改革方針]

① 一般事業費

限られた財源で最大の効果が得られるよう、事業のスクラップ・アンド・ビルドなど、「選択と集中」を徹底し、効率的・効果的に施設の維持管理や各種事業を推進する。

② 政策的経費

時代の変化や国の制度改正、県と市町の役割分担等の視点を踏まえた見直しを徹底しつつ、各種事業を推進する。

見直しに当たっては、単に廃止・縮減するだけではなく、政策課題に対する新たな事業化の検討にも努める。

[見直しの視点]

ア 時代の変化、国の制度改正、地方財政措置、他の地方公共団体の事業実施水準、事業実績等を踏まえた事業内容の見直し

イ 市町への権限移譲や地財措置の状況、県補助の先導性の低下等を踏まえた県と市町の役割の明確化

ウ 民間活動分野の拡大等を踏まえた民間等との役割の明確化

エ 受益者負担の適正化等給付と負担の適正化

オ オンライン・ペーパーレス化の徹底など、ICTを活用した行政のデジタル化の推進

カ 事務事業評価の活用による事業コストや成果の検証、民間活力の活用等を通じた効率的な事業の推進

キ 国庫補助金等特定財源や自主財源の確保 等

③ 新規施策の展開

社会の変化を捉えつつ、県民と描く兵庫のビジョンのもと、地域創生戦略をはじめ各分野計画の具体化を図り、コロナからの創造的復興をめざし躍動する兵庫の実現にむけた施策を積極的に展開する。

④ 事務事業数

スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、事務事業数の見直しを行う。

⑤ 社会保障関係費

ア 社会保障関係費について、国の制度改正や本県の実情等を踏まえつつ、適切に事業を推進する。

イ 今後の社会保障関係費の増加に見合った地方の財源が確保されるよう、地方一般財源総額の充実・強化等を国に対し積極的に要請する。

(具体的な取組内容 (令和4年度))

ア 県政の重点施策

新型コロナウイルス感染症への対応を最優先課題として全力で取り組みながら、五つの県政の柱を掲げ、人口減少、超高齢化、多発する災害、温暖化、経済構造の変容等、挑戦すべき課題に立ち向かい、「躍動する兵庫」の実現に向けた施策を推進

区 分	主な取組
新型コロナウイルス感染症への対応	<ul style="list-style-type: none">・ 大学等専門機関と連携した感染症対策機能の強化・ 入院医療体制等の確実な確保・ 保健所等の体制整備・ 検査体制の整備・ 3回目接種の実施に向けたワクチン接種体制等の整備・ 社会福祉施設等が継続して事業実施するため、感染拡大に備える対策等を支援

(7) 新たな価値を生む経済の構築

ポストコロナ時代にふさわしい産業構造への転換を図るため、スタートアップの集積、中小企業のデジタル化や脱炭素化の後押し、新たな観光戦略の展開、農林水産業の更なる振興、グリーン産業の創出など、兵庫の次なる成長の突破口を開く

区 分	主な取組
産業競争力の向上	<ul style="list-style-type: none">・ 起業家精神醸成のため、学生等の若年層を対象としたアントレプレナーシップ教育を展開・ グローバルな SDGs 課題解決に挑むスタートアップの事業構築・海外展開を支援・ コロナ禍で困難に直面しつつも再度起業を目指す方に対する段階に応じた支援・ SDGs の視点から地場産業のブランド価値、地場製品の魅力を向上・ ビジネスモデルの高度化に欠かせない DX 実践のための人材育成を支援
兵庫で働く人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none">・ UI ターン者等に県内企業をお試しで体験できる機会を提供し、適性にあった就職を支援・ 中小企業と理工系学生とのマッチング機会を創出し、理工系人材の獲得を支援・ 企業等におけるテレワークの導入から定着までの総合的なサポートの実施、ワーケーションの普及啓発
新たな観光戦略の構築・推進	<ul style="list-style-type: none">・ 兵庫デスティネーションキャンペーンの展開・ 2025年大阪・関西万博、今後の MICE 需要も視野に入れた新たな観光戦略の策定、万博来場者の県内周遊を促す水上交通観光圏の形成・ 瀬戸内海から日本海まで周遊・滞在するインバウンド向け広域ルートの開発・ 上質・本物志向の「ひょうごブランド」確立のため、新たな観光・特産品の首都圏プロモーションを実施・ ユニバーサルツーリズムの一層の推進のため、観光地の受入体制強化・意識醸成等を促進
農林水産業の更なる振興	<ul style="list-style-type: none">・ スマート農業技術に関する産地と企業のマッチングの推進・ 県産農林水産物の流通・販売の拡大・ 学校給食における県産食材供給の拡大・ 農林水産業の持続的発展に向けた SDGs への理解促進、実践拡大・ 全国豊かな海づくり大会の開催

グリーン化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラル実現に向けた国際フォーラムの開催 ・県有施設の未利用地スペースへの太陽光発電導入調査の実施 ・ひょうご水素社会推進会議を通じた産官学連携による取組推進 ・姫路港におけるカーボンニュートラルポート(CNP)形成計画の策定 ・水素を活用したエネルギーの地産地消モデルの導入 ・水素ステーション等の整備促進 ・水素など成長産業分野における試作品開発や実証試験、研究開発の支援 ・間伐により創出したCO2吸収量を販売する国のJクレジット制度を活用し、市町の森林整備を支援
----------	---

(イ) 安全安心な社会の先導

超高齢社会を迎える中、健康づくり・福祉社会づくりを推進し、長寿の喜びが広がる兵庫をつくるとともに、南海トラフ地震や激甚化する風水害など災害リスクへの備えを強化

区分	主な取組
医療確保と健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・はりま姫路総合医療センターの開院 ・新たな条例を踏まえた、歯及び口腔の健康づくりの推進
福祉社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見・把握から福祉サービスへの円滑なつなぎまで、ヤングケアラーを支援する体制の構築 ・医療的ケア児に対するワンストップ相談等支援体制の構築 ・高齢者の在宅生活を支える看護小規模多機能型居宅介護利用の促進 ・補聴器活用による社会活動への影響等を調査し、補聴器購入支援制度創設に向けた国提案根拠として活用
安全安心な暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺被害防止のため、自動録音電話機の導入促進を支援 ・道路、交通安全施設の危険箇所を通報できるLINE窓口の開設、横断歩道の応急措置を行う機動補修班の設置 ・周辺に危険が生じる恐れのある老朽化マンションの建替工事の支援 ・水上オートバイによる危険行為等への対策の実施
災害への備えの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波対策、総合的な治水対策、山地防災・土砂災害対策等の着実な推進 ・避難者行動要支援者のための市町による個別避難計画の作成支援、自主防災組織の人材育成

(ウ) 未来を創る人づくり

すべての子どもたちが明るい希望の持てる兵庫をつくるため、子ども・子育て環境を充実するとともに、新しい時代に対応した学びの環境づくりを加速化

区分	主な取組
子ども・子育て環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊症・不育症に関する普及啓発、仕事との両立のための休暇制度導入や従業員への理解促進に取り組む企業の支援 ・発達障害児等の保育所等への受け入れ支援 ・育児費用負担の大きい多胎育児家庭に対する外出支援
学びの環境づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・本県ならではの魅力・特色ある高校づくりを促進 ・複雑化する学校現場の課題に対応する学校問題サポートチームの設置など学校問題への総合的な支援の実施

(エ) 個性を磨く地域づくり

兵庫に人、モノ、投資を呼び込み、新たな地域間競争に勝ち抜くため、兵庫ならではの魅力をさらに磨き上げる取組を展開

区 分	主な取組
大阪湾ベイエリアの活性化	<ul style="list-style-type: none">・ 公民連携により新たな大阪湾ベイエリアのグランドデザインを策定し、活性化に向けた事業を展開・ 来港時に大きな経済効果が見込まれるスーパーヨットの誘致を促進
五国・地域の魅力向上	<ul style="list-style-type: none">・ 2025年大阪・関西万博「ひょうごフィールドパビリオン」の展開・ 公民連携により、eスポーツを通じた地域課題解決の可能性について調査検討を実施・ 新たな民間投資を呼び込む、将来の元町全体のグランドデザイン等を検討・ 移住、定住及び交流促進の受け皿として空家を活用するため、市町が定める空家活用特区内での流通促進や活用支援を実施
デジタル化の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 地域課題を ICT・データにより解決するスマートシティのモデルとなる取組を推進・ 高齢者や障害者のデジタルデバイド解消に向けた取組を実施
スポーツ・芸術文化の振興	<ul style="list-style-type: none">・ アーバンスポーツへの支援を新たに追加し、裾野拡大を後押し・ 県民の芸術文化に触れる機会の充実のため、県立芸術文化施設の無料開放・特別イベント等を実施

(オ) 県政運営の改革

複雑化・多様化する社会課題、地域課題に対応するため、企業・団体・大学等との連携を深めるとともに、多様な県民の意見を県政に反映させるため、県民とのコミュニケーションを強化

区 分	主な取組
これからの県政運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・ 新ビジョン「ひょうごビジョン 2050」の実現に向けた取組の推進・ 県政改革方針に基づく不断の改革
開放性の高い県政の推進	<ul style="list-style-type: none">・ ひょうご公民連携プラットフォームの機能を拡充し、企業等とのマッチングや連携事業の具体化を一層促進・ 地域課題を解決するため、起業家や事業者等の技術を活用した協働実証を実施・ 民間資金や活力を導入した施設整備・運営を実施するため、PFI方式の導入に向けた事前調査を実施
県民ボトムアップ型県政の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 若者視点の意見を県政に反映させる一助とする学生未来会議の実施・ デジタル技術等を活用した事務改善の推進
情報発信力の強化	<ul style="list-style-type: none">・ 県民参加型動画投稿選手権の開催・ SNS や在阪テレビ局、ラジオ等あらゆる広報媒体を活用し、情報発信力を強化

イ 予算要求枠

(7) 一般事業枠

- ・ 令和4年度の予算要求枠については、一般事業枠を拡大し、部局長のマネジメントを更に発揮するとともに、より有効な新たな事業内容や手法への見直しを図る、ビルドを重視した行財政運営の取組を促進する観点から、次のとおり設定
- ・ 予算要求枠内で、「選択と集中」を基本とし、限られた財源で最大の効果が得られるよう施策のスクラップ・アンド・ビルドを徹底

[予算要求枠]

- ① 施設維持費：令和3年度当初予算充当一般財源額の100%の範囲内
 - ② 経常的経費：令和3年度当初予算充当一般財源額の80%の範囲内
 - ③ 政策的経費：令和3年度当初予算充当一般財源額の80%の範囲内
 - ④ 指定経費：令和3年度当初予算充当一般財源額の100%の範囲内
- ※なお、削減額の一部を新県政推進枠の財源として活用

(イ) 重点政策枠

a 新県政推進枠

一般事業費の削減額の一部を活用し、ポストコロナ時代に相応しい産業構造への転換、安全安心社会の先導、未来を創る人づくり、個性を磨く地域づくりなど、コロナからの創造的復興をめざし、躍動する兵庫の実現に資する新規・拡充施策を立案（配分額：8億円）

b 行革見直し効果枠

行財政運営方針の見直しにおける歳出削減効果額(一般財源ベース)は原則全額配分

ウ 事務事業数

事務事業の廃止・統合を行い、令和3年度事業数から246事業を廃止する一方、施策の選択と集中の徹底を図り、県民ニーズに対応した110の事業を新たに創設し、前年度から10%減となる1,228事業を実施

区 分	事 業 数
令和3年度事業数	1,364
廃止事業数	246
新規事業数	110
令和4年度事業数	1,228
対前年度増減	△136

エ 成果を重視した施策立案手法の導入

- ・データ等の合理的根拠に基づく政策立案(EBPM)を原則とし、新規施策の立案にあたっては、成果指標、目標、終期を設定
- ・また、目標を達成するなど一定の条件を満たした場合や、目標を達成する見込がない場合には事業を終了させるといった「廃止・見直し基準」を設定

【主な取組の工程表 (R4～R6)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R4年度	R5年度	R6年度
○ビルドを重視した行財政運営の推進	スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、より有効な新たな事業内容や手法への見直し		
○成果を重視した施策立案手法の導入	成果指標、目標、終期の設定、成果の検証		

(1) 事務事業（見直し事業一覧）

今回の見直し事業の位置づけ

事務事業の総点検を実施し、見直しが必要な項目については、イノベーション型行財政運営のパイロット版として先行実施

① 新たな事業内容への見直し

より有効な事業展開を図るために、既存事業を見直し、新たな事業内容への見直しを図る事業

② 新たな手法の導入

民間のアイデアやノウハウ等を活用し、より効果的・効率的な事業展開を図る事業

③ 廃止または縮減

社会情勢の変化に伴い必要性が低下し、廃止または縮減する事業

※各事業の詳細については、P86以降の事務事業（個票）を参照

（単位：百万円）

事業名	見直し内容	改善の方向性・代替事業	累計効果額 (一般財源)
1 県民交流バスの実施	バス旅行の需要が減少傾向にあること、他事業において各バス事業と同一目的の事業を実施していることから、全てのバス事業を廃止 ただし、コロナ禍によりバス需要が減少していること（R2実績：1,631台）、一方で観光支援事業を実施していることを踏まえ、令和4年度については、激変緩和措置として、台数を現行規模の半分に縮減してバス借り上げ料補助を実施することとし、令和5年度に廃止	【県民交流バス】 ○S52～R2の44年間で延べ268万人（県人口の半数）が参加したことを踏まえ、今後は県立芸術文化施設の無料開放日の設置、周年イベント・セミナー・企画展など、各施設の広報・イベント等に対応 【都市農村交流バス】 ○食育や農業体験機会を提供する子供向けの農業体験事業等を実施 ○NPO法人等が企画する都市農村交流事業に対して補助を実施し、都市農村交流を推進 【ひょうごツーリズムバス】 ○JRと連携したディスティネーションキャンペーンの実施 【しごとツーリズムバス】 ○ものづくりチャレンジアップ事業やものづくり技能フェスタ開催事業等においてものづくり体験の機会を提供 【エコツーリズムバス】 ○乳幼児期における環境体験の実施や、若者からシニアまで幅広い世代の交流・意見交換など、ライフステージに応じた環境学習等の機会を提供 ○脱炭素に関する講演や事例紹介等を行う脱炭素化社会国際フォーラムを新たに開催	959 (462)
2 HUMAP構想の推進	短期研修生受入、海外インターシップ支援は廃止、短期留学生支援、研究者交流事業は支援数を見直し	—	147 (147)
3 私立学校経常費補助 私立高等学校等生徒授業料軽減補助 私立学校教職員退職金財団補助 私立幼稚園教職員退職基金財団補助	令和3年度に経常費について臨時的・緊急的な措置として事務費の削減を実施しているが、令和4年度以降も、事務費の削減を継続	今後も国の動向や本県の実情等を踏まえて、経常費補助と授業料軽減補助とのバランスを図りながら、支援のあり方について検討	— (—)

(単位：百万円)

事業名		見直し内容	改善の方向性・代替事業	累計効果額 (一般財源)
4	ひょうご地域創生交付金	市町における創意工夫による新たな地域創生の取組が進んできた一方、国交付金の活用促進の余地が大きい ため、国交付金申請のサポートを行い、市町の取組を支援することとし、廃止 ただし、令和4年度に限り、経過措置として通常枠の予算規模を1/2に縮減して実施	令和5年度以降については、市町の施策ニーズを踏まえた新たな事業の創設を令和4年度中に検討	8,250 (7,000)
5	地域再生大作戦	県のモデル事業としては令和3年度で廃止 ただし、令和4年度は移行期間として、採択済の事業については事業終期まで継続、新規採択については総合的な支援策を実施	未実施集落元気度調査の結果及び市町の集落対策方針を踏まえ、新たな事業展開を検討	2,298 (930)
6	ふれあいの祭典	地域の特色を活かした様々な参画と協働イベントが県下全域で定着して展開されているため、廃止	ふるさと兵庫”すごいすと”情報発信事業の中で、団体や地域をつなぐ人材の取組内容・活動情報などの発信強化を実施	140 (70)
7	出会いサポートセンター事業	スマホ婚活システム導入により自宅からプロフィール閲覧可能となったため、令和5年度以降、地域センターを廃止	令和5年度以降については、民間との連携・役割分担を含め事業のあり方を令和4年度に検討	774 (708)
8	地域祖父母モデル事業	目標をほぼ達成していることから、廃止	各種助成金（ひょうごボランティア基金助成事業や地域づくり活動応援事業）の活用等により対応	84 (84)
9	こどもの冒険ひろば事業	令和4年度の補助上限額を見直すとともに、今後の段階的な縮小を検討	—	28 (28)
10	障害者小規模通所援護事業	小規模作業所から地域活動支援センターへ移行した場合、職員配置や設備基準などにおいて経済的な負担が生じることから、移行をスムーズに進めるため当面の間支援を実施 小規模作業所の大部分が移行済み(H18:337箇所→R3:8箇所)であることを踏まえ、小規模作業所については、3年間の経過措置期間を設定のうえ支援を廃止 (補助額は段階的に1/4ずつ通減)	市町と連携し、移行に向けた助言・指導を実施	66 (66)
11	グループホームを利用する低所得者に対する家賃助成	障害者の地域生活を取り巻く社会環境や障害福祉サービスの充実をはじめ、事業実施の前提となる状況変化等を勘案し、支援対象や水準など制度のあり方を検討	—	— (—)
12	100歳高齢者祝福事業	贈呈品や訪問等での対応から知事祝状の贈呈に簡略化	—	175 (84)

(単位：百万円)

事業名	見直し内容	改善の方向性・代替事業	累計効果額 (一般財源)
13 老人クラブ活動強化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・単位クラブあたりの補助額を、月額4,000円から国庫補助と同額の月額3,500円に見直し 引き続き全国的に手厚い補助水準にある ・月額補助額3,500円のうち500円について、健康づくり（健康体操等）の実施・普及促進活動への助成から、新型コロナウイルス感染症等の環境下での地域活動に対する補助へと再構築し、活動内容については市町、関係団体等の意見を踏まえて検討 ・なお、コロナ禍において老人クラブの活動が縮小していることや、市町、関係団体等との協議・説明に要する時間等を考慮し、令和5年度からの見直しを目的に検討 	見直しに際しては、市町・関係団体等との丁寧な合意形成を図る中で、コロナ禍による活動低下やクラブ数・会員数の減少を踏まえ、老人クラブ活動の活性化と支援のあり方を検討	66 (66)
14 WHO神戸センター運営支援事業	今後のWHO神戸センターの活動・支援のあり方について検討	-	- (-)
15 音楽療法定着促進事業	事業開始後15年が経過し、県内全域での普及促進により、活動施設数が約1,000箇所(事業開始時の約3.3倍)となるなど、県の先導的な役割が果たされたことから県補助を廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽療法士の養成・認定を継続するとともに音楽療法士会の自主事業や制度の周知による活動施設の確保等を支援 ・音楽療法のさらなる普及に向け、国家資格化を引き続き国に要望 	63 (63)
16 県立障害者高等技術専門学院の運営体制の見直し	公共交通機関等のバリアフリー化などにより寮の需要ニーズが低下したことから、令和5年度以降寮機能を廃止	寮を設置している兵庫障害者職業能力開発校の案内や、訓練科目等から当校を希望する者には、意向に添えるような対応を実施	105 (105)
17 地域経済活性化支援事業	令和3年度経済センサスの結果を踏まえ、令和5年度に広域活性化対策指導員を含めた設置定数のあり方を検討	補助金の配分等の見直しについて、各団体の経営指導等実施状況を適切に反映させる仕組みを検討	- (-)
18 商店街の活性化施策	実績が低調な支援メニューを見直すとともに、市町が必要な取組を支援するため、県・市町の負担割合を見直し	次代のリーダーとなる意欲ある若者と女性を対象とした新規出店支援やポストコロナを踏まえた新しいニーズに対応した地域コミュニティ拠点づくり支援を実施	838 (768)
19 中小企業設備貸与事業	制度融資の充実による金利差の逓減や、資金調達方法の多様化で存在意義が低下していることから事業を廃止	中小企業制度融資（設備投資促進貸付等）や政府系金融機関による支援で対応	5,285 (35)
20 新事業創出支援事業貸付	日本政策金融公庫等が低金利の資本制ローン制度を運用・拡充していることから事業を廃止	新規事業に取組む事業者に対し、ひょうご神戸スタートアップファンドによるエクイティ投資で対応	1,547 (147)
21 チャレンジ起業支援貸付	クラウドファンディングなど、起業にあたっての資金調達ハードルが下がってきていることから、事業廃止	スタートアップ企業の成長を支援するSDGsチャレンジ事業の拡充や中高生から社会的課題の解決能力を育む事業の実施等、スタートアップ関連施策の充実強化を実施	1,526 (35)
22 ITあわじ会議開催事業	高度なIT技術を有する企業の立地が進み、県の先導的な取組としての目的は達成したことから、事業廃止	国際フロンティア産業メッセや起業プラザひょうごにおけるセミナー等で対応	119 (119)
23 旅券事務所	令和7年度からの国による旅券申請の電子化の動向を踏まえ、申請窓口を集約する方向で見直し	国の動向を見極めながら、旅券事務の安定的な運営と県民の利便性向上に繋がる方法を検討	- (-)

(単位：百万円)

事業名		見直し内容	改善の方向性・代替事業	累計効果額 (一般財源)
24	海外事務所運営費	情報通信の発達など、海外事務所を取り巻く環境に大きな変化が生じていることから、中小企業の支援ニーズを踏まえて運営体制を見直し、2事務所を廃止	廃止する事務所が所管する地域については、必要な交流を継続的に実現できるよう、現地連絡体制を構築	319 (313)
25	姉妹州省との周年事業	情報通信の発達によりオンラインによる交流も可能となってきたことから、周年事業による海外派遣の頻度を見直し	友好・姉妹州省、友好交流地域と会議やセミナー、イベントの開催等機会をとらえてオンラインでの交流を実施	28 (28)
26	私費外国人留学生奨学金支給事業	入管法の改正により、留学生には一定の収入活動が認められ、大学や民間の奨学金も充実するなど、環境の変化等を総合的に勘案し、一定の役割を果たしたものとして、事業廃止	今後は留学生の就職支援に重点化し、高度な知識・技能を持つ外国人留学生の県内企業等への就職支援を進めるため、県内企業海外事業展開に係る留学生活用事業で低学年向けの就職準備講座を実施するなどの拡充を実施	126 (126)
27	ひょうごふるさと館運営事業	開設から30年が経過し、ECサイトでの特産品の販売機会が増えていることから、ひょうごふるさと館の運営に関する県の関わり方を検討	—	— (—)
28	首都圏特産品プロモーション強化事業	一般消費者を対象とした直売方式のアンテナショップ設置から10年が経過し、一定の役割を果たしたことから、店舗を運営する民間事業者への支援は終了	販路の拡大及び誘客を促進し、兵庫ブランドを再構築するため、上質かつ本物志向の商品やコンテンツを、五国の歴史・文化とともに発信する新たな首都圏プロモーションを実施	168 (168)
29	五国の元気づくり交流拠点の支援	経営改善の新たな取組により、県補助を段階的に見直し	運営事業者との意見交換や先進事例の情報提供等を通じて、新たな顧客獲得に向けた取組を促すことで、売上の増加を図り、自立・安定した店舗運営をめざす	132 (66)
30	認証食品PR・販売コーナー設置事業	売上を確保できており、認証食品PR・販売コーナー設置に対する県負担は廃止	・県負担廃止後も認証食品の販売は継続 ・認証食品消費喚起対策事業において、引き続き販売拡大、認知度向上を図る	7 (7)
31	兵庫県産木材利用木造住宅特別融資	民間金融機関の低利ローン商品が存在することから、令和4年度以降の新規貸付を停止	ひょうご木の家設計支援事業を拡充し、横架材に県産木材を使う場合のかかり増し経費を加算	26,250 (0)
32	ひょうご元気な「農」創造事業	地域農産物の価値付けに一定の成果を上げたことから、高付加価値化に係る支援を廃止	県産特産品の競争力強化に向けたブランド形成のため、①他県産との差別化に向けた地域との関連性強化、②実需者の求める安定した品質・生産量への対応などを支援	91 (7)
33	バス対策費補助	バス事業は、基本的には市町が主体となっていく事業である一方、広域行政を担う県として市町を支援してきた観点から、現市町域を超える広域的なバス路線については、県市町が協調して支援する必要があることも踏まえ、県市町間での負担割合の原則どおりに見直し (見直し実施時期等) ・R4、R5年度は現行どおり実施 ・なお、国はR4、R5の補助要件を緩和しており本県も同様の要件緩和を実施 ・見直しについては、国制度動向等も踏まえR6からの見直しを目途に検討するが、その際は市町の負担を考慮した支援を検討	—	90 (40)

(単位：百万円)

事業名	見直し内容	改善の方向性・代替事業	累計効果額 (一般財源)
34 県営住宅事業特別会計への繰出	これまでの一般会計繰出金累計額が多額となっていることを踏まえ、令和9年度以降に発生する剰余金を一般会計に繰入	—	4,333 (4,333)
35 人生いきいき住宅助成事業(一般型)	住宅のバリアフリー化の進展などを踏まえ、予防的なバリアフリーを実施する一般型を廃止(要介護認定後等に実施する特別型は存続)	介護保険や特別型で対応。すべての人が利用できるよう、新たに宿泊施設のバリアフリー改修にかかる費用の一部を支援する事業を実施	308 (168)
36 市街地再開発事業	①政令市への補助を行う都道府県は本県を除き3県のみであること ②事業認可権限は政令市にあることから神戸市内において、今後新規着手する事業について、令和4年度を目途に補助のあり方の見直しを検討(今後着手予定の神戸三宮雲井通6丁目地区を除く)	市街地の課題に対応するため、空き家・空き店舗対策として空家活用特区内での支援や、老朽化マンション建替への支援を検討	— (—)
37 県立都市公園等維持管理費	県負担を減らしつつ公園の魅力アップを図るため、民間活力を導入し、施設改修や周辺の維持管理を実施	パークマネジメント(Park-PFIや施設整備を伴う長期指定管理等)による民間投資の導入を検討するため、令和3年度からサウンディング調査を実施	133 (56)
38 住宅耐震改修工事利子補給事業	リフォームの際に融資を受けるニーズが減少していることや活用実績が低調であることを踏まえ、新規受付を令和3年度で終了	低コストな改修工事費用に対する補助率を拡充(R3当初:1/3相当→4/5)したひょうご住まいの耐震化促進事業で住宅の耐震化を引き続き支援	14 (7)
39 オールドニュータウン再生モデル事業	分譲マンション再生ガイドブックの作成が完了したことから、明舞団地分譲マンション再生支援モデル事業を廃止	・団地内のイベント支援などの既存事業は継続 ・明舞団地で効果があったサブセンター等空き区画活用支援事業の対象を他団地にも拡充 ・長寿命化改修に対する国モデル事業(国庫直通事業)の活用促進	2 (1)
40 郊外型住宅団地再生先導的支援事業	実績が低調であり、市町の活用予定もないことから事業廃止	明舞団地で効果があったサブセンター等空き区画活用支援事業の対象を他団地にも拡充	56 (42)
41 商店街の活性化とまちの再整備によるにぎわいのまちづくり(まちなか再生)	地域のまちづくりを県が主体的に実施し、まちなか再生のモデルを示したことから、まちなか再生区域の新規指定を終了	商店街に限らず、空き家・空き店舗対策として、空家活用特区内での支援を実施	99 (99)
42 神戸マラソン開催費	国内外への震災復興の発信など一定の成果を取めたことから、令和5年度以降の県支援のあり方を見直し	—	0 (0)
43 予算決算乖離により廃止するもの		個票参照	2,291 (291)
計			56,917 (16,669)

(2) 投資事業

[県政改革方針]

① 通常事業

- ア 補助事業、単独事業について、地方財政計画の水準を基本とした事業費を設定する。
- イ 補助事業について、計画的な事業推進に必要な国庫支出金を積極的に確保する。

② 緊急措置事業

- ア 防災・減災対策など、本県の喫緊の課題に対し、国庫や地方交付税措置のある県債を活用することを基本に、事業費を確保する。
- イ 国の経済対策について、本県の経済情勢等を勘案しながら適時適切に対応し、事業費を確保する。

③ 大型投資事業

将来的な財政負担も考慮のうえ、事業計画や事業実施について個別に検討する。

④ 災害復旧事業

災害復旧事業については、必要額を別途措置する。

⑤ 社会基盤整備の推進

- ア 社会基盤整備プログラムや各種分野別計画に基づき、県民ニーズを的確に捉え、頻発化する自然災害や社会基盤を取り巻く課題への対応など、緊急かつ重要な事業への重点化を図り、着実に事業を実施する。
「備える」「支える」「つなぐ」の視点のもと、各種分野別計画に基づき、計画的・効率的に推進する。
- イ 建設企業等の健全育成と公共工事等の品質確保を推進する。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

ア 投資事業費総額の見直し（別途整理除く）

(7) 見直しの考え方

- ・ R3通常事業費における本県の地財シェアを用いて、従前の別枠事業のR3基本額を設定
- ・ R3基本額に、R4年度の地財伸びを乗じてR4基本額を設定
- ・ R5以降の基本額は、事業ごとに前年度基本額に地財伸びを乗じて設定

(4) 地財シェアによる令和3年度基本額の設定

- ・ R3本県 通常事業（国内示増反映前）： 1,545億円 ①
- ・ R3地財 通常事業： 105,473億円 ② $\text{①}/\text{②}=1.5\%$
- ・ R3別枠事業 = R3地財等32,990億円 $\times 1.5\% = 490$ 億円 ③
- ・ R3基本額： 2,035億円 (①+③)

(5) 地財伸びの反映による令和4年度基本額の設定

a 通常事業

補助：R3基本額1,015億円 \times 地財伸び 98.9% \approx R4基本額1,005億円
単独：R3基本額 530億円 \times 地財伸び100.0% = R4基本額 530億円

b 緊急措置事業（補助：防災・減災、国土強靱化加速化対策事業）

令和3年度経済対策補正に前倒しされたため、令和4年度基本額は0億円
（参考）R3経済対策補正408億円

c 緊急措置事業（単独：緊急自然災害防止対策事業、緊急防災・減災事業、緊急浚渫推進事業）
 単独：R3基本額 × 地財伸び100.0% = R4基本額

d 緊急措置事業（単独：公共施設等適正管理推進事業）
 地財事業費の1.5%を基本に他の緊急措置事業（単独）との事業費に対する交付税措置率の違い(※)を考慮した上で緊急措置事業として35億円を設定

R4地財5,800億円×本県シェア1.5%×事業費に対する交付税措置率差27%/70% ≒ 35億円

(※)緊急自然災害防止対策事業債、緊急防災・減災事業債、緊急浚渫推進事業債
 充当率100%、交付税措置率 70% → 事業費に対する交付税措置率 70%
 公共施設等適正管理推進事業債
 充当率 90%、交付税措置率 30% → 事業費に対する交付税措置率 27%

(単位：億円)

区 分	R3基本額	R4基本額	備 考
通常事業	1,545	1,535	R3基本額×地財伸び 補助：98.9% 単独：100.0%
補助	1,015	1,005	
単独	530	530	
緊急措置事業	490	185	
防災・減災、国土強靱化加速化対策事業	340	(410) 0	経済対策に前倒し
緊急自然災害防止対策事業	60	60	R3基本額×地財伸び (100.0%)
緊急防災・減災事業	75	75	
緊急浚渫推進事業	15	15	
公共施設等適正管理推進事業	0	35	地財5,800億円×1.5%×27/70
計	2,035	(2,130) 1,720	

※ () はR3経済対策補正の計上額を含めた場合

イ 別途整理

災害に強い森づくり等事業（県民緑税（超過課税）） 25億円
 （参考）県庁舎等再整備事業（一部基金積立金で対応）10億円～200億円

ウ 補正予算の見直し

(ア) 令和4年度以降、投資事業の補正予算は原則、当該年度の収支に影響しない国の経済対策に呼応した補助事業の補正に限ることとし、本県実負担が増加しない範囲で、令和10年度までの後年度事業費の前倒しとして実施

(イ) 国内示増による補正予算は、後年度事業の前倒しを前提に、税収動向など財政状況を勘案し、毎年度対応を検討

エ 補助・単独の振替について

当初予算において、本県実負担が増加しない範囲で、補助・単独事業間、通常・緊急措置事業間で相互に事業費を振り替える仕組みを設定

オ 令和10年度までの事業費 ※5億円単位で計上しているため、実際の予算計上額と異なる

(7) 基本額

(単位：億円)

区 分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
投資補助	1,005	1,345	1,345	1,345	1,005	1,005	1,005
通常	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005
緊急措置事業		340	340	340			
防災・減災、国土強靱化加速化対策事業	(410)	340	340	340			
投資単独	715	715	715	700	565	530	530
通常	530	530	530	530	530	530	530
うち県単土木	255	255	255	255	255	255	255
緊急措置事業	185	185	185	170	35		
緊急自然災害防止対策事業	60	60	60	60			
緊急防災・減災事業	75	75	75	75			
緊急浚渫推進事業	15	15	15				
公共施設等適正管理推進事業	35	35	35	35	35		
計	1,720	2,060	2,060	2,045	1,570	1,535	1,535
災害に強い森づくり等事業	25	25	25	25	25	25	25
合 計	1,745	2,085	2,085	2,070	1,595	1,560	1,560

(2,155)

(参考) 県庁舎等再整備事業		10	80	200	170	35	45
----------------	--	----	----	-----	-----	----	----

※ 県庁舎等再整備事業については、R元年度に策定した県庁舎等再整備基本構想に基づく事業費をR5年度以降に仮計上し、財政フレームに反映

※ () はR3経済対策補正の計上額を含めた場合

(4) 事業費振替後

緊急防災・減災事業等は、これまでの事業実施により一定程度整備が進んでいることから、県民の安全安心に直結し、要望の強い道路や河川の日常的な維持修繕を充実させるため、本県実負担が増加しない範囲で、県単土木に振り替える。

(単位：億円)

区 分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
投資補助	1,005	1,345	1,345	1,345	1,005	1,005	1,005
通常	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005
緊急措置事業		340	340	340			
防災・減災、国土強靱化加速化対策事業	(410)	340	340	340			
投資単独	675	675	675	660	565	530	530
通常	550	550	550	550	530	530	530
うち県単土木	275	275	275	275	255	255	255
緊急措置事業	125	125	125	110	35		
緊急自然災害防止対策事業	50	50	50	50			
緊急防災・減災事業	25	25	25	25			
緊急浚渫推進事業	15	15	15				
公共施設等適正管理推進事業	35	35	35	35	35		
計	1,680	2,020	2,020	2,005	1,570	1,535	1,535
災害に強い森づくり等事業	25	25	25	25	25	25	25
合 計	1,705	2,045	2,045	2,030	1,595	1,560	1,560

(2,115)

(参考) 県庁舎等再整備事業		10	80	200	170	35	45
----------------	--	----	----	-----	-----	----	----

(参考) R3 当初フレームからの比較

■ R3 当初フレーム

(単位：億円)

区 分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
投資補助	1,450	1,450	1,450	1,450	1,015	1,015	1,015
通常	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015
別 枠	435	435	435	435			
防災・減災、国土強靱化加速化対策事業	435	435	435	435			
投資単独	730	730	730	700	530	530	530
通常	530	530	530	530	530	530	530
うち県単土木	255	255	255	255	255	255	255
別 枠	200	200	200	170			
緊急自然災害防止対策事業	105	105	105	105			
緊急防災・減災事業	65	65	65	65			
緊急浚渫推進事業	30	30	30				
公共施設等適正管理推進事業							
計	2,180	2,180	2,180	2,150	1,545	1,545	1,545
災害に強い森づくり等事業	25	25	25	25	25	25	25
合 計	2,205	2,205	2,205	2,175	1,570	1,570	1,570
(参考) 県庁舎等再整備事業	10	80	200	170	35	45	25

■ 事業費振替後の差引

(単位：億円)

区 分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
投資補助	△ 445	△ 105	△ 105	△ 105	△ 10	△ 10	△ 10
通常	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10
緊急措置事業	△ 435	△ 95	△ 95	△ 95	0	0	0
防災・減災、国土強靱化加速化対策事業	△ 435 (△25)	△ 95	△ 95	△ 95	0	0	0
投資単独	△ 55	△ 55	△ 55	△ 40	35	0	0
通常	20	20	20	20	0	0	0
うち県単土木	20	20	20	20	0	0	0
緊急措置事業	△ 75	△ 75	△ 75	△ 60	35	0	0
緊急自然災害防止対策事業	△ 55	△ 55	△ 55	△ 55	0	0	0
緊急防災・減災事業	△ 40	△ 40	△ 40	△ 40	0	0	0
緊急浚渫推進事業	△ 15	△ 15	△ 15	0	0	0	0
公共施設等適正管理推進事業	35	35	35	35	35	0	0
計	△ 500	△ 160	△ 160	△ 145	25	△ 10	△ 10
災害に強い森づくり等事業	0	0	0	0	0	0	0
合 計	△ 500	△ 160	△ 160	△ 145	25	△ 10	△ 10
							(△90)
(参考) 県庁舎等再整備事業	△ 10	△ 70	△ 120	30	135	△ 10	20

カ 大型投資事業

コロナ禍など事業を取り巻く環境変化を見極めるとともに、事業計画や実施手法等について引き続き慎重に検討していく必要があることから、以下の事業や構想について見直し等を実施

区 分	見直し内容・今後の検討内容
県庁舎等再整備事業	県庁舎等再整備事業については一旦凍結し、これまでの議論を踏まえ、新たに民間投資を呼び込むような将来の元町全体のランドデザインを、神戸市と連携して、できるだけ早期に描き、その中で、県庁舎整備のあり方についても検討 さらに、現庁舎を当面活用する場合は、必要となる耐震改修の方策等についてもあわせて検討
伊丹庁舎新館等整備事業	伊丹庁舎の整備及び阪神県民局としての統合は一旦凍結
ひょうご障害者総合トレーニングセンター(仮称)整備事業	民間等導入の可否を含めた整備・運営の手法、財政状況を踏まえた整備のタイミングについて検討
但馬空港の機能強化	「コウノトリ但馬空港のあり方懇話会」での議論を踏まえ、但馬地域の振興のために但馬空港において取組むべき施策について慎重に検討
県立都市公園の整備・管理	パークマネジメント (Park-PFI 等) による民間投資の導入を検討
大規模アリーナの整備	慎重に整備の可能性を検討してきたが、アリーナの整備・運営には莫大な費用が必要と見込まれることから、コロナ禍による厳しい財政状況を踏まえ、整備の検討を凍結

キ 社会基盤整備の推進

(7) 整備の基本的な考え方と取組内容

「ひょうご社会基盤整備基本計画」を基本方針として、社会基盤整備を計画的・効率的に推進する各種分野別計画及び地域別計画である「社会基盤整備プログラム」に基づき、県民ニーズを的確に捉え、社会経済情勢の変化や頻発化する自然災害への対応など、必要性・緊急性の高い事業へ重点化を図り、着実に事業を推進する。

[主な取組内容]

	区 分	主な内容
備える	津波対策の推進	
	* 津波防災インフラ整備計画 (平成 26～令和 5 年度)	湾口防波堤の整備 福良港海岸 (南あわじ市) 港口水門の整備 沼島漁港 (南あわじ市) 防潮堤の沈下対策 尼崎西宮芦屋港海岸 (尼崎市) 水門の整備 新川 (西宮市)
	* 日本海津波防災インフラ整備計画 (令和元～令和 10 年度)	堤防の嵩上げ 気比川 (豊岡市) 防潮堤の整備 柴山港海岸 (香美町) 防潮堤の洗掘防止対策 香美久美浜線 (香美町)
	地震対策の推進	
	* ひょうご道路防災推進 10 箇年計画 (令和元～令和 10 年度)	橋梁の耐震強化 17 橋 国道 176 号 久代高架橋 (三田行) (川西市)、 国道 250 号 新網干大橋 (姫路市) 他 道路法面の防災対策 35 箇所 国道 429 号 (宍粟市)、国道 427 号 (丹波市) 他
	* 地域の防災道路強靱化プラン (平成 26～令和 5 年度)	緊急輸送道路の未改良区間の 2 車線化 約 10km 国道 312 号 (豊岡市)、県道三田後川上線 (三田市) 他
	総合的な治水対策等の推進	
	* 河川対策アクションプログラム (令和 2～令和 10 年度)	河川改修等の推進 武庫川、市川、加古川、円山川、津門川 他 既存ダムの有効活用 引原ダム、千苅ダム 河川中上流部治水対策 猪名川 (猪名川町)、大屋川 (養父市) 他 堆積土砂撤去の推進 夢前川 (姫路市)、岸田川 (新温泉町) 他
	ため池治水活用拡大促進事業 (平成 30～令和 4 年度)	ため池の期間放流の取組を拡大 東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、 西播磨県民局、但馬県民局、丹波県民局、淡路県民局管内
	* 兵庫県防災工事等推進計画 (令和 3～令和 12 年度)	危険度の高い農業用ため池の改修着手箇所数 32 箇所 甲 7 号池 (神戸市) 他
	* 兵庫県高潮対策 10 箇年計画 (令和元～令和 10 年度)	防潮堤・河川堤防の嵩上げ、水門・排水機場の整備 尼崎西宮芦屋港海岸 [枝川町] (西宮市)、 新川・東川統合排水機場 (西宮市) 他
	山の管理の徹底・土砂災害対策の推進	
	* 第 4 次山地防災・土砂災害対策計画 (令和 3～令和 7 年度)	砂防堰堤等整備着手箇所数 77 箇所 東村 (3) 川 (たつの市)、用土地区 (新温泉町) 他 治山ダム整備着手箇所数 118 箇所 灘区六甲山町地区 (神戸市)、大沢地区 (丹波篠山市) 他
	災害発生後における道路輸送円滑化対策の推進	
	* 緊急輸送道路強靱化 5 箇年計画 (令和 3～令和 7 年度)	河岸浸食・冠水対策 県道宍粟新宮線 (宍粟市) 他 土砂災害対策 国道 373 号 (上郡町) 他 大規模浸水対策 国道 2 号 (加古川市) 他

	区 分	主な内容
支 え る	地域のくらしや交流を支える道路整備の推進	
	国道・県道の整備推進	国道2号(明石市)、県道西脇篠山線(丹波篠山市)他
	* 渋滞交差点解消プログラム (令和元～令和5年度)	都市計画道路尼崎宝塚線〔小浜南交差点〕(宝塚市) 県道宗佐土山線〔宗佐交差点〕(加古川市)他
	* 踏切すっきり安心プラン (令和元～令和5年度)	県道太子御津線 茶ノ木踏切(姫路市)、 市道西明石375号線 南畑踏切(明石市)他
	* 自転車通行空間整備5箇年 計画(令和元～令和5年度)	県道尼崎停車場線(尼崎市)、 県道砥堀本町線(姫路市)他
	* 通学路安全対策5箇年計画 (令和元～令和5年度)	国道482号線(豊岡市)、 県道西脇八千代市川線(市川町)他
	都市を支える基盤整備の推進	
	連続立体交差事業・ 街路網の整備推進	J R山陽本線東加古川駅付近(加古川市) 都市計画道路国道線(姫路市)他
	力強い農林水産業を支える基盤づくり	
	農業生産基盤整備の推進 (平成28～令和7年度)	県営ほ場整備事業等実施箇所数 31箇所 養宜地区(南あわじ市)他
* 第3期ひょうご林内路網1,000km 整 備プラン(令和元～令和5年度)	整備延長200km 須留ヶ峰線(養父市、朝来市)他	

	区 分	主な内容	
つ な ぐ	ミッシングリンクの解消		
	* ひょうご基幹道路ネットワ ーク整備基本計画(令和元～ 令和32年度)	基幹道路延長に対する供用延長の割合84% 大阪湾岸道路西伸部(神戸市) 名神湾岸連絡線(西宮市) 播磨臨海地域道路(神戸市～太子町) 北近畿豊岡自動車道(豊岡市～丹波市) 山陰近畿自動車道(新温泉町～豊岡市)他	
	港湾の機能強化・利用促進		
	港湾施設の整備推進 (令和元～令和10年度)	姫路港旅客ターミナルエリアのリニューアル(姫路市)他	
	計画的・効率的な老朽化対策の実施		
	* ひょうごイン フラ・メンテナ ンス10箇年計 画(令和元～令 和10年度)	橋梁	老朽化対策を完了する橋梁数100橋 県道香美久美浜線 港大橋(豊岡市)他
		トンネル	老朽化対策の完了するトンネル数1箇所 国道178号 森本トンネル(豊岡市)
		岸壁等係留施設	姫路港須加地区-3.5m物揚場(姫路市)他
	都市の環境改善		
	* 兵庫県無電柱化推進計画 (令和元～令和5年度)	県道生瀬門戸荘線(宝塚市)、 (都)尾上小野線(安田)(加古川市)	

(イ) 建設企業等の健全育成と公共工事等の品質確保の推進

a 建設業育成魅力アップ事業の推進

「兵庫県建設業育成魅力アップ協議会」を引き続き設置し、官民連携のもと、建設業のイメージアップや若年者の入職促進等を推進する。

工業高校、定時制・通信制高校等との連携強化	
	<ul style="list-style-type: none"> ・三田建設技能研修センターにおける一日体験セミナーの実施 ・インターンシップの受入や現場見学会等の実施 ・建設業の魅力を伝える出前説明会や入職促進に繋がる資格取得支援講習会を開催 ・女子高校生と女性技術者との意見交換会を開催 ・建設企業が定時制高校生等を期間雇用し、働きながら技能を習得するための訓練を実施
小中学生向け体験イベントなど戦略的なイメージアップ事業の展開	
	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の担い手となる小中学生を対象とした体験イベントの開催 ・建設業に携わる技術者・技能者の活躍を新聞紙面で紹介

b 女性技術者など担い手の確保

総合評価落札方式における女性技術者の確保・育成（R4年度も継続実施）

女性技術者の確保・育成の更なる促進を図るため、総合評価落札方式の一部の工事において、配置予定技術者に女性技術者を配置した場合に加点評価する取組を実施する。

c 新規中小企業者の育成

総合評価落札方式における「企業チャレンジ型」の試行（R4年度も継続実施）

地域に密着した新たな担い手となる新規中小企業者を育成するため、過去の施工実績を過度に評価しない新たな総合評価落札方式の一部の工事において試行する。

d 社会基盤DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

建設業全体の生産性向上を図るため、ICT活用工事の拡充、測量・設計段階における3次元データの活用などデジタル化を推進する。

【主な取組の工程表（R4～R6）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R4年度	R5年度	R6年度
○投資事業費の見直し			>
	地方財政計画の水準を基本に事業費を設定		
○大型投資事業の見直し			>
	事業計画や実施手法等について引き続き検討		

(3) 公的施設等

[県政改革方針]

① 公共施設等の適正管理の推進

ア 県が所有する公共施設等について、社会情勢の変化等を踏まえながら施設の在り方の検証を行うとともに、「公共施設等総合管理計画」や各分野の個別計画に基づき、施設総量の適正化、老朽化対策、安全性の向上と適切な維持管理、施設等の有効活用を推進する。

併せて、道路・橋梁・上下水道など市町管理施設の老朽化対策等について人材面・技術面から支援するとともに、市町連携を推進する。

イ 改修・更新時において、感染症対策として抗菌設備等の採用、CO₂排出量を低減した省エネ型設備の導入、多様な働き方に対応した庁舎等におけるテレビ会議スペースなど、新たな社会ニーズに合わせた取組を推進する。

② 民間活力を活かした施設整備や管理運営の推進

ア 公共施設の新設、建替、大規模修繕等の実施にあたっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するPFI制度等の導入を優先的に検討し、民間活力を最大限活かして、より効率的・効果的な施設整備や管理運営を推進する。

イ すべての指定管理施設で原則公募による指定管理者の選定を徹底する。また、指定管理者制度を導入していない県直営施設についても、公募による指定管理者制度の導入を検討する等、民間事業者等の参入を促す取組を推進して競争原理を働かせ、さらなる民間ノウハウの活用により運営の合理化やサービスの向上を図る。

運営にあたっては、事業者、所管課、外部委員による適切な評価システムを機能させることにより、効率的で質の高い管理運営水準を確保する。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

① 公共施設等の適正管理の推進

ア 県有施設の総合管理

「公共施設等総合管理計画」や各分野の個別計画に基づき、施設総量の適正化、老朽化対策、安全性の向上、施設の有効活用など計画的な施設管理に取り組む。

(7) 統一的な方針に基づく施設管理の推進

区分		主な取組内容
施設総量の適正化		老朽化状況や県民ニーズの変化、将来にわたる地域活性化等の観点を踏まえ、総量の適正化のための施設の集約等を推進
老朽化対策	計画修繕	概ね築20年を迎える施設等について、老朽化が軽微である初期段階での機能・性能の保持・回復を図る予防保全を実施 〔県立大学、武道館等8施設〕
	長寿命化	概ね築45年又は耐震改修後20年を超え老朽化が進行する施設について、建物全体の機能・性能の向上を図る大規模改修を実施 〔たつの警察署、皮革工業技術支援センター等4施設〕 〔神戸鈴蘭台高等学校等7校〕
	環境整備	経年による施設機能の老朽化等を踏まえた環境整備を実施 〔八鹿高等学校等10校(トイレの洋式化)〕
安全性の向上		耐震性能が不足する施設の耐震化を実施 〔県営住宅の耐震化〕 〔道路・上下水道などのインフラ施設の耐震化・安全対策〕
施設の有効活用		空きスペースが生じた施設等の有効活用を推進

(イ) 総括的なフォローアップの実施

「兵庫県公共施設等総合管理連絡会議」において、関係部局の情報を共有・連携し、各個別施設計画の方針、目標等に基づく取組の進行管理を実施する。

(ウ) 第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画の推進

「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」（令和3年度策定予定）に基づき、施設の長寿命化やトイレ改修、空調設備の設置など、安心・安全な環境の整備を推進する。

イ 市町管理施設への支援

専門人材の不足や人口減少による経営環境の悪化など市町が抱える課題を踏まえ、兵庫県まちづくり技術センターとも連携しながら、道路や橋梁、上下水道など市町管理施設の老朽化対策や公共施設の市町連携を支援する。

区分	主な取組内容
公共土木インフラ	○市町支援に関する国の動向や市町ニーズの収集・把握等に努めるとともに、引き続き、兵庫県まちづくり技術センターと連携しながら、必要な市町支援に取り組む。
	市町インフラの長寿命化修繕計画策定を支援 〔橋梁：姫路市等 10 市町 4, 483 橋、トンネル：新温泉町 2 箇所〕
	市町橋梁、トンネル及び舗装定期点検の地域一括発注業務を受託 〔橋梁：姫路市等 29 市町 4, 549 橋〕
	技術的な問合せ等への総合支援 〔ワンストップ窓口による設計・積算・工事監理、インフラ老朽化、まちづくり等に関する相談支援〕
水道施設	○県内の水道事業体が将来にわたり安定的に経営を維持するために、水道事業の広域連携を促進し、施設の統廃合や設計・積算・工事監理等について支援する。
	水道事業広域連携実施計画の策定 〔地域の実情に応じた広域連携計画の立案〕
	施設の統廃合等に関する計画、設計、積算・工事監理等への支援 〔姫路市、播磨高原広域事務組合、淡路広域水道企業団、太子町、新温泉町 等〕
下水道施設	○市町支援に関する国の動向や市町ニーズの収集・把握等に努め、必要な市町支援に取り組む。
	平成 29 年より兵庫県生活排水効率化推進会議を立ち上げ、生活排水処理施設の統廃合の更なる促進や、市町の枠を超えた広域化・共同化を推進 〔生活排水処理施設数 平成 29 年 7 月末 568 箇所 → 令和 3 年 3 月末 519 箇所（△49 箇所）〕
公共施設	○市町連携に向けて取り組む。
	公共施設の共同運用・機能分化に対する支援 〔文化ホール等の公共施設について、市町連携による住民の利便性向上、運営の合理化を促進するため、共同運用等に対してハード・ソフト両面から総合的に支援〕

② 民間活力を活かした施設設備や管理運営の推進

ア 施設整備（新規・建替・大規模改修）等における民間活用手法の優先的検討

一定規模以上の公共施設の新設・建替・大規模改修等の実施にあたっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力等を活用する PFI 制度等の導入について、優先的に検討するスキームを構築し、民間活力を最大限活かした施設整備や管理運営を推進する。

（PFI 制度等の優先的検討に係る対象施設の例）

【整備費が 10 億円以上、かつ他団体で PFI 手法等の導入実績がある施設（以下は主な施設）】

文教施設、医療施設、複合施設、社会福祉施設、観光施設、警察施設、宿舎、事務庁舎、廃棄物処理施設、水道浄水場、下水汚泥有効利用施設、発電施設、空港、水道施設、下水道施設、公営住宅、学校施設、都市公園

【本県の先行導入検討事例】

- ・ 県営住宅初の PFI を活用した建替事業を検討し、建替・集約で発生した公有地の有効活用を図り地域活性化に貢献
- ・ 県立都市公園についてパークマネジメント (Park-PFI 等) による民間投資の導入を検討

イ 施設管理における民間参入の促進

(7) 既存の指定管理施設の原則公募化、県直営施設への指定管理者制度導入の検討

既存の指定管理施設は、原則公募による指定管理者の選定を徹底し、競争原理を働かせて民間ノウハウの活用により運営の合理化やサービスの向上を図る。

また、現在は指定管理者制度を導入していない県直営施設についても、公募による指定管理者制度の導入を改めて検討する。

なお、公募の実施にあたっては、より多くの民間事業者の参入を促進するため、以下のような取組を検討する。

a 公募の実施にあたって、民間事業者等へのサウンディング調査を実施

サウンディング調査を通じて、民間事業者の応募意欲の向上に資する公募要件等の把握に努め、できる限り反映することにより、民間事業者の参入を促進する。

b 柔軟な指定期間の設定

指定期間の長期化により、民間投資の促進（自主事業の充実等）が見込める等、民間事業者の応募意欲やサービスの向上に資する場合は、柔軟な指定期間の設定を可能とし、具体的には、個別にサウンディング調査等を通じて公募要件の中で期間を定めることとする。

c 外部評価の時期を見直し、評価結果を次期の公募要件等へ適切に反映

現在は、外部評価と次期公募の実施時期が近く、外部評価の結果が次期公募の公募要件等十分生かされていないため、外部評価の実施時期を前年度に変更し、評価結果を次期公募の公募要件等へ適切に反映させる。

d PR 手法の見直しによる公募実施状況の幅広い周知

現行の記者発表や HP への掲載による周知に加えて、関係団体への情報共有やサウンディング調査参加者へのメルマガ配信など、より幅広く周知が図られ、新規応募者の掘り起こしに資するプッシュ型の PR を実施する。

(イ) 公的施設等における適正な評価の実施

施設の適正な管理運営とサービスの一層の向上を図るため、管理運営状況について施設所管課による評価を実施するとともに、指定管理施設においては、指定管理者による自己評価、施設所管課による評価、次期指定管理者選定による外部評価など評価システムを適切に機能させる。

また、指定管理施設について、より効果的に管理運営をモニタリングするため、評価項目の見直しや評価基準の統一化、利用者へのアンケート調査を通じた客観的評価の充実化等の見直しを実施する。

【主な取組の工程表 (R4～R6)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○PFI 制度等の優先検討		PFI 手法等の優先的検討スキームの運用	→
○指定管理者制度の原則公募化		公募による選定を原則として指定管理者制度を運用 (外部評価、サウンディング調査の結果等を公募要件に適切に反映)	→

(4) 試験研究機関

[県政改革方針]

先端技術の進展や県民ニーズの変化等を踏まえ、業務の重点化、弾力的な研究体制の整備、効率的・効果的な経営手法の徹底等の視点から、各機関のあり方について見直しを行う。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

【見直しの実施】

県が設置する各試験研究機関のあり方について、以下の視点で見直しを行う。

[見直しの視点]

① 業務の重点化

大学や民間企業との連携を図りながら、県民等のニーズに直結する実用性の高い研究や成果普及等の業務に重点化を図るとともに、県として実施すべき必要性が低下している事業については廃止又は縮小を検討

② 研究体制

ア 産学官連携による共同研究や、外部人材のさらなる活用、業務のデジタル化等、研究課題に機動的に対応するための弾力的で効率的な組織・研究体制を整備

イ 業務の重点化等を踏まえ、研究職が、行政課題により効果的に対応した質の高い行政サービスを実施することができるよう、研究職のあり方を検討

③ 効果的、効率的な経営手法

ア 外部資金の積極的な活用、業務に関する目標の設定、評価システムの推進等、効率的・効果的な運営手法の徹底

イ 公設試の広域連携の進展や他団体における独立行政法人化等の動向を踏まえ、より効果的、効率的な運営形態のあり方について検討

【主な取組の今後の予定（工程）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○試験研究機関の見直し	→		→
	各試験研究機関において見直しを実施	見直し内容に基づき取組を実施	

(R4 年度各試験研究機関の重点的な取組)

① 研究機能の強化・重点化

ア 農林水産技術総合センター

- ・試験研究の推進、検証等
試験研究の推進、検証、新規研究課題化の検討や試験研究機器の計画的整備等を実施

イ 工業技術センター

- ・中小企業のニーズに対応した技術支援
技術相談、機器利用、テクノトライアル（試作開発支援）、共同研究等を通じた経常的な技術支援の実施
- ・「ものづくり」と「情報」の連携
ローカル 5G、AI、高精度デジタル計測技術などの活用により、ものづくりと情報の連携を推進

ウ 健康科学研究所

- ・迅速・効率的な検査手法の検討
今後の先端検査技術の研究推進に向け、最新分析装置を有効活用できる人材を育成

エ 福祉のまちづくり研究所

- ・リハビリテーション中央病院と連携したロボットリハビリテーションセンターの充実・強化
最先端歩行再建センターの運営や、HAL 西日本教育センターの開設及び運営
- ・企業の介護ロボット等の開発支援・福祉施設への導入支援
次世代型住モデル空間、企業連携・交流機能スペースを活用した介護ロボット等開発支援等

② 弾力的な運営体制の整備

ア 農林水産技術総合センター

- ・大学、企業、自治体等との連携促進
共同研究の推進や、取組中の共同研究内容の検証、推進

イ 工業技術センター

- ・大学等との連携
県立大、神戸大を中心に、AI、MEMS（微小電気機械システム）、計算化学に関する研究を共同で実施

ウ 健康科学研究所

- ・共同研究の推進
神戸大学・兵庫県立大学等との共同研究を推進

エ 福祉のまちづくり研究所

- ・産学官連携による共同研究の推進
大学や企業と積極的に連携し、現場で本当に役立つ福祉機器を開発

③ 効果的な経営の徹底

ア 農林水産技術総合センター

- ・技術開発の推進
試験研究の推進により年間 25 件の技術を開発
- ・外部資金の獲得
産学官連携プロジェクトや企業との共同研究等により外部資金の獲得を推進

イ 工業技術センター

- ・研究体制の整備
広域的プラットフォーム（仮称）へ参画し、関西広域連合内公設試間の連携を推進
- ・外部資金の獲得
科学研究費助成事業（日本学術振興会）等の外部研究資金の獲得

ウ 健康科学研究所

- ・外部資金の獲得
受託研究および共同研究等による外部資金を積極的に獲得

エ 福祉のまちづくり研究所

- ・外部資金の獲得
受託研究および共同研究等による外部資金を積極的に獲得

(5) 県営住宅事業

[県政改革方針]

① 県営住宅管理戸数の適正化

計画的に建替を行うとともに、集約・用途廃止を加速化し、管理戸数の適正化を図る。

② 県営住宅ストックの有効活用

耐震化やバリアフリー化、計画的な修繕による建物の長寿命化を推進するとともに、駐車区画数の適正化や入居率の向上を図るなど、県営住宅ストックを有効活用する。

③ 経営の効率化

入居率向上等による使用料収入の確保、民間活力を活用した効率的な管理運営、PFI を活用した建替事業の検討など、経営の効率化を推進する。

④ 新たな施策展開

福祉施策との連携、建替事業における市町との連携、ポストコロナ社会への対応など、多様な需要に対応した施策を展開する。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

① 県営住宅管理戸数の適正化

計画的に建替を行うとともに、集約・用途廃止を加速化し、管理戸数の適正化を図る。

ア 計画的な建替事業の推進

入居者の移転が効率的かつ円滑に進むように、計画的に建替事業を推進する。

[令和4年度]

区分	内容
実施箇所	明石松が丘第2住宅第2期 ほか

イ 集約の加速化

移転先住戸の改修や団地内集約を進め、集約事業を加速化する。

[令和4年度]

区分	内容
実施箇所	姫路矢倉鉄筋住宅 ほか

② 県営住宅ストックの有効活用

耐震化やバリアフリー化、計画的な修繕による建物の長寿命化を推進するとともに、駐車区画数の適正化や入居率の向上を図るなど、県営住宅ストックを有効活用する。

ア 耐震化の推進

令和12年度に耐震化率100%を目標として、耐震上課題のある高層住宅について、耐震改修工事を推進する。

[令和4年度]

区分	内容
耐震化率	目標 95%
実施箇所	上湊川高層住宅 ほか

イ バリアフリー化の推進

令和 12 年度にバリアフリー化率 80%を目標として、長期活用する中層住宅について、住戸及び共用部分への手すりやエレベーター設置等を推進する。

[令和 4 年度]

区分	内容
バリアフリー化率	目標 70%
実施箇所	加古川西鉄筋住宅

ウ 計画的な修繕の実施

限られた予算の中で県営住宅の効率的な整備を進めるため、予防保全的で計画的な修繕の実施により、建物の長寿命化を推進する。

[令和 4 年度]

区分	内容
実施箇所	小東山住宅 ほか

エ フレイル予防、自立支援、リハビリ実施、介護予防等の促進

空き住戸や集会所を活用し、民間事業者と連携しながら、フレイル予防、自立支援、リハビリ実施、介護予防等の高齢者支援を促進する。

オ 駐車区画数の適正化

駐車場の附置義務の見直しを市町に働きかけるとともに、空き区画について外部貸しや芝生広場等オープンスペースへの転換を推進する。

カ 入居率の向上

令和 12 年度の入居率 90%を目標に、毎月募集戸数の 300 戸への拡大や応募のなかった住宅の常時募集化など入居者数の増加に向けた取組、コロナの影響を受けた困窮者への住戸提供等を推進する。

③ 経営の効率化

入居率向上等による使用料収入の確保、民間活力を活用した効率的な管理運営、PFI を活用した建替事業の検討など、経営の効率化を推進する。

ア 使用料収入の確保

入居率を向上させ、使用料収入の増大を目指す。このため、指定管理者に対するインセンティブについて、収納額増加をベースとする方法を検討する。また、債権管理目標の達成に向けて、家賃収納対策を実施する。

[令和 4 年度]

区分	内容
家賃収納対策	<ul style="list-style-type: none">・ 県営住宅使用料の口座振替制度の促進・ 生活保護世帯に対する代理納付制度の活用・ 指定管理者に対する新たなインセンティブ制度の検討・ 夜間督促を年 10 回に倍増 等

イ 民間活力による効率的な管理の推進

公募した民間事業者による指定管理を引き続き実施し、効率的な管理の推進や入居者へのサービスの充実を図る。また、神戸地区(西区・明舞地区を除く)は、これまで公募を実施せずに住宅供給公社を特定の者として指名してきたが、今回新たに指定管理者を公募する。

[令和4年度]

区分	内容
公募による 管理地区	神戸市西区・明舞地区、阪神南地区、 阪神北地区、東播磨地区、中播磨地区

※神戸地区(西区・明舞地区を除く)については、R4年度に公募を実施し、R5年度から公募による指定管理を開始

ウ 資産の有効活用の検討

県営住宅初の PFI を活用した建替事業を検討し、建替・集約で発生した公有地の有効活用を図り地域活性化に貢献する。

④ 新たな施策展開

- ・住宅に困窮する特定妊婦や就職氷河期世代等の入居を支援するなど、福祉施策との連携を深める。
- ・建替・集約事業における市町連携を進めるとともに、まちの魅力につながる県営住宅の活用方法を市町と協議する。
- ・県営住宅の移管については、毎年行っている意向調査を引き続き行い、移管を希望する市町があれば、移管協議を行う。
- ・宅配ボックスの設置、フレイル予防にも役立つ健康器具の設置等、ポストコロナ社会の生活様式に対応した取組を実施する。

【主な取組の工程表 (R4～R6)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○県営住宅管理戸数の 適正化の取組 (R12年度末目標：45,000戸)	47,500 戸	47,000 戸	46,500 戸
○PFI を活用した建替 事業の推進	基本計画	・基本計画 ・実施設計	・基本計画 ・実施設計

(6) 教育施策（教育委員会所管）

[県政改革方針]

① 「ひょうご教育創造プラン」の推進

「第3期ひょうご教育創造プラン」に基づき、本県の教育が目指すべき方向性や今後取り組むべき様々な課題に対応した教育施策の推進を図る。

特に、新型コロナウイルス感染症やICTの整備を踏まえ、本県独自で進めてきた「体験教育」の活動方法などを検討するとともに、小中高12年間を通じた新たな学びの充実に取り組む。

② 公立小・中学校

国の35人学級編制の段階的導入及び小学校5・6年生への教科担任制の導入に伴う加配措置の動向等を踏まえ、本県独自の教育効果を高める学習支援の枠組みを新たに構築する。

なお、さらなる少人数教育の充実については、課題となる定数改善や学校整備等を踏まえて引き続き検討する。

③ 県立高等学校

ア 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、5学区又は全県学区において、これまで取り組んできた学びとともに新たな学びを推進できるよう、ひょうごの高校づくりを推進する。

イ 令和4年度から導入するBYOD（Bring Your Own Device：生徒自身で端末を用意し、学校・家庭での学習に活用すること）による教育を展開できるICT環境整備を推進するとともに、「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」に基づき、施設の長寿命化改修やトイレ改修、空調設備の設置など、安全・安心な環境整備を推進する。

④ 県立特別支援学校

ア 「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」及び障害種別毎の特別支援教育のあり方検討に基づき、今後求められる特別支援教育を推進できるよう、学習支援、相談支援、学校間連携などに取り組む。

イ 児童生徒数の動向など地域の実情を考慮しながら、教育環境の整備に取り組む。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

① 第3期「ひょうご教育創造プラン」の推進

第3期「ひょうご教育創造プラン」の基本理念「兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり」や重点テーマ「未来への道を切り拓く力」の育成に基づき、第3期「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」令和4年度実施計画を策定し、新型コロナウイルス感染症に伴う新たな生活様式を踏まえながら兵庫の特色ある教育を推進

② 公立小・中学校

基本的な学習習慣の確立や基礎的な学力の定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現、カリキュラム・マネジメントの確立を通して、児童生徒の学力の向上を推進

また、国の35人学級編制の段階的導入及び小学校5・6年生への教科担任制の導入を踏まえ、本県独自の教育効果を高める新たな枠組みによる学力向上方策を推進

③ 県立高等学校

ア 魅力と活力ある高校づくりの推進

(ア) 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」の推進

「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、県立高等学校の活力を維持するための方策を着実に推進

(イ) STEAM 教育（新たな文理融合型教育）の展開

Society5.0 時代において問題解決力や創造力を備えた人材を育成する「STEAM 教育」を推進するため、モデル校の指定や中学・高校教諭等に向けた広報を実施

イ 教育環境整備の推進

(ア) ICT 等の先進的な学習基盤の整備

令和 4 年度から導入する BYOD による一人一台端末を十二分に活用できる ICT 環境の整備

(イ) 安全・安心な教育環境整備の推進

「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」に基づき、長寿命化改修やトイレ改修、空調設備の設置など、計画的に環境整備を推進

④ 県立特別支援学校

ア 特別支援教育の推進

(ア) 連続性のある多様な学びの充実

障害のある児童生徒等が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や支援を受けられる体制を充実するとともに、交流及び共同学習、自立と社会参加に向けた主体的な取組への支援等、一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みを整備

(イ) 一貫性のある支援体制の構築

障害のある児童生徒等が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校を核としたネットワークの活用や、市町教育委員会、保健・福祉・医療・労働等の関係機関、地域住民との連携を推進

イ 教育環境整備の推進

(ア) 阪神地域の特別支援学校の狭隘化対策の着実な実施

阪神地区の知的障害者特別支援学校在籍児童生徒の増加に対応するため、阪神北地域新設特別支援学校（仮称）及びむこがわ特別支援学校の整備を推進

(イ) その他の環境整備計画の策定

障害種別毎の特別支援教育のあり方検討や、今後の児童生徒数の見込みを踏まえ、地域の実情に応じた特別支援学校の整備を検討

【主な取組の工程表（R4～R6）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○魅力と活力ある高校づくりの推進	第三次実施計画に基づく改革の推進		
○教育環境整備の推進	第Ⅱ期実施計画に基づく整備の推進		

2 収入の確保

(1) 県税

[県政改革方針]

① 県税収入の確保

県財政の歳入の基盤となる県税収入の確保を推進する。

② 税収確保対策の推進

ア 徴収歩合が全国平均を上回ることを基本とし、収入未済額の更なる縮減に向け、税収確保対策を推進する。

イ 県と市町との連携を推進するとともに、課税調査、滞納対策、不正軽油対策、納税環境の整備等の取組を強化する。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

① 県税収入の確保

県財政の歳入の基盤となる県税収入を確保するため、徴収歩合が全国平均を上回ることを基本とし、収入未済額の更なる縮減に向け、税収確保対策を推進する。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に十分配慮する。

[県税収入額]

(単位：百万円)

区 分	R3 ①	R4 ②	増減 ③(②-①)	増減率 ②/①
県 税	764,700	873,500	108,800	114.2%
法人関係税	194,371	263,760	69,389	135.7%
個人関係税	209,140	222,723	13,583	106.5%
地方消費税	231,236	254,651	23,415	110.1%
その他の税	129,953	132,366	2,413	101.9%

※県税：県税と特別法人事業譲与税（当初予算）

[徴収歩合]

(単位：%)

区 分	R3 ①	R4 ②	増減 ②-①
兵 庫 県①	98.9	99.1	+0.2
全国平均②	98.8	98.7	△0.1
①-②	+0.1	+0.4	+0.3

※兵 庫 県：当初予算における数値

※全国平均：地方財政計画等を参考に算定した当初予算における試算値

[収入未済額]

(単位：百万円)

区 分	R3 ①	R4 ②	増減 ③(②-①)	増減率 ②/①
収入未済額	6,921	6,820	△101	98.5%

※当初予算における数値

② 税収確保対策の推進

ア 個人県民税の滞納対策の強化

個人住民税特別対策官を中心に、徴収に関する技術支援及び情報提供を行う等、引き続き市町の徴収能力向上を支援するとともに、特別徴収を推進する。

<支援内容>

- ・市町間連携を推進するため、「市町間併任にかかる先進事例等の情報提供」「市町間併任を必要とする市町の仲介」等を実施
- ・法律解釈や徴収技術に関する質問・相談への対応や、県市町間を繋ぐ情報紙の発行など、徴収業務に係る情報提供機会を充実

イ 課税調査の推進

課税客体の実態捕捉のための現地調査や書面調査などの課税調査を着実に実施する。

区 分	主な内容
法人事業税	・外形標準課税対象法人を対象とした現地調査・書面調査
個人事業税	・課税対象となる事業者の現地調査・書面調査
不動産取得税	・未登記不動産、大規模不動産の調査

ウ 滞納対策の推進

財産搜索、タイヤロック前提交渉、インターネット等を活用した公売を実施する。

区分	主な内容
全般	・インターネットによる公売等、滞納処分を計画的に推進
個別	・悪質な滞納者に対し、財産の搜索やタイヤロックによる自動車の差押え等を実施 ・自動車税種別割や個人事業税の滞納分に対し、全県一斉催告（合計年8回） ・自動車税種別割の抹消・移転分の滞納長期化防止のため、現年分より滞納処分を実施 ・高額滞納者について進行管理等を徹底し徴収を強化

エ 不正軽油対策の推進

軽油抜取調査や帳簿調査を行い、悪質な者には告発等を見据えた犯則調査に移行する。

- ・特別徴収義務者への重点調査を実施
- ・近畿府県と連携して抜取調査強化月間を設ける等、関係機関と協力して不正軽油製造販売業者等の摘発を推進

オ 納税環境の整備

Pay-easy（ATMやインターネットバンキングによる納付及び支払い情報の収納機関への即時通知）の導入を金融機関へ働きかけるほか、クレジット納税拡充の検討を行う。

【主な取組の工程表（R4～R6）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○徴収歩合の向上に向けた取組			→
		税収強化対策本部を設置（毎年度・毎月実施）	
○収入未済額の縮減に向けた取組			→
		計画策定→取組実施→検証	

(2) 課税自主権

[県政改革方針]

① 超過課税

法人県民税超過課税、法人事業税超過課税及び県民緑税等の超過課税については、充当事業を効果的に実施するとともに、税収動向や充当事業の実績、効果の検証を踏まえ、適時見直しを行う。

また、社会経済情勢や県民ニーズ等の変化を踏まえ、充当事業の実績と効果を検証の上、今後の計画の必要性を検討する。

② 法定外税等

地域が抱える政策課題に対応するための財源確保や政策誘導の手段として、課税自主権の活用の可能性が拡大するよう国に対し提言しつつ、その活用を検討する。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

① 法人県民税超過課税

<第10期分超過課税の概要>

ア 超過税率：法人税額の0.8%（標準税率1.0%に上乘せ）

イ 適用期間：R元年10月1日からR6年9月30日までに開始する各事業年度分

ウ 対象法人：資本金等の額が1億円超、又は法人税額が2千万円超の法人

エ 税収見込：170億円程度

(計画額・収入額)

(単位：億円)

区 分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
計画額	17	34	34	34	34	17	170
収入額(※)	13	34	35				

※R2：決算、R3：2月補正、R4：当初予算

オ 充当事業

区 分	事 業 名
勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援	<p><勤労者の能力向上></p> <p>(新)おためし企業体験事業、大学生インターンシップ推進事業、(拡)中小企業合同研修等支援事業（高校生向け出前講座の実施）、障害者雇用拡大支援事業、(拡)起業家支援事業（再チャレンジ枠の創設）、(拡)起業プラザ設置運営事業（県内コワーキングスペースとのオンラインネットワークの構築）、(拡)県内大学と連携した起業人材育成事業（連携大学の増）、(新)若年層向けアントレプレナーシップ教育プログラム導入モデル事業、IT戦略推進事業、コワーキングスペース開設支援事業、事業継続支援事業</p> <p><勤労者の労働環境の整備></p> <p>労働環境対策事業、女性活躍推進グループ活動補助事業、商工会・商工会議所体制整備事業、(新)企業レジリエンス強化のためのBCP/BCM伴走型支援事業、企業のメンタルヘルス等推進事業、企業従業員と家族の歯科健診受診支援事業、企業におけるがん検診受診促進事業、三大疾病療養者の治療と仕事の両立支援事業、勤労者骨髄等移植ドナー登録促進事業、(新)不妊治療促進企業支援事業</p> <p><仕事と生活の調和の取組支援></p> <p>(拡)ひょうご仕事と生活センター事業（テレワークサポートセンターの設置）、中小企業育児・介護代替要員確保支援事業、中小企業従業員福利厚生支援事業、ひょうごケア・アシスタント推進事業、家族の認知症早期発見・受診促進事業、多様な働き方推進事業</p>
子育てと仕事の両立支援	多子世帯保育料軽減事業、(拡)乳幼児子育て支援事業（在宅の3～5歳児を対象に追加）、認定こども園整備等促進事業、企業主導型保育事業促進事業、幼児教育連携促進事業
子育て世帯への支援	こども医療費助成事業

② 法人事業税超過課税

<第10期分超過課税の概要>

ア 超過税率：標準税率の1.05倍

※ 1.05倍は、法人事業税と特別法人事業税を合わせた場合の税率

イ 適用期間：R3年3月12日からR8年3月11日までに終了する各事業年度分

ウ 対象法人：資本金等の額が1億円超、又は所得金額が7千万円超（※）の法人

※ 収入金額課税の場合は収入金額が5.6億円超

エ 税収見込：350億円程度

(計画額・収入額)

(単位：億円)

区 分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	計
計画額	21	64	68	71	73	51	2	350
収入額(※)	26	85	88					

※R2：決算、R3：2月補正、R4：当初予算

オ 充当事業

区 分	事 業 概 要
ポストコロナ社会における新たな産業・雇用構造の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代産業創出・育成プログラムの推進 ・科学技術基盤の機能強化、活用促進 ・産業立地条例に基づく支援制度等による県内全域にわたる産業の力強い回復の促進 ・ものづくり企業のデジタル化の加速や中小企業の経営力強化 ・若者の県内定着・就労の促進やものづくり人材の育成 ・外国・外資系企業立地の促進やポストコロナの新しいツーリズムの創出
稼ぐ力を持つ産業の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・世界をリードする科学基盤を生かした次世代成長産業の創出 ・県内投資を促進する立地競争力の強化とグローバルなスタートアップ拠点の形成 ・地域社会に根ざした地場産業、商店街等の地域産業の持続・高付加価値化
環境変化に対応し、挑戦する人材の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活力を担う産業人材の確保
地域の魅力で沸き起こる交流の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・海外事業展開の推進や外国・外資系企業立地の促進 ・ポストコロナの新しいツーリズムの創出
産業立地基盤整備・防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、神戸空港、港湾の整備推進 ・津波・高潮対策の推進 ・多数の者が利用する建築物の耐震化促進

③ 県民緑税

<第4期分超過課税の概要>

ア 超過税率

(ア) 個人：800円（均等割の標準税率1,000円（※）に上乘せ）

※別途、東日本大震災の復興特例加算分として500円が加算される（H26年度～R5年度）。

(イ) 法人：標準税率の均等割額の10%相当額

イ 適用期間

(ア) 個人：R3年度～R7年度分

(イ) 法人：R3年4月1日からR8年3月31日までに開始する各事業年度分

ウ 対 象

(ア) 個人：1月1日現在で県内に住所等を有する人

(一定の所得基準を下回る等により均等割が課税されない人は対象外)

(イ) 法人：県内に事務所、事業所等を有する法人等

エ 税収見込：120億円程度

(計画額・収入額)

(単位：億円)

区 分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	計
計画額	18	24	24	24	24	5	1	120
収入額(※)	19	25						

※R3：2月補正、R4：当初予算

オ 充当事業

区 分	事 業 名 等
災害に強い森づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急防災林整備 ・里山防災林整備 ・住民参画型森林整備 ・針葉樹林と広葉樹林の混交整備 ・野生動物共生林整備 ・都市山防災林整備
県民まちなみ緑化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般緑化 ・校園庭、ひろば、駐車場の芝生化 ・屋上・壁面緑化 ・駅前やシンボルロードでデザイン性の高い花壇を整備 ・都心緑化

④ 法定外税

ア 国への提言

地域が抱える政策課題に対応するための財源確保や政策誘導の手段として、法定外税をはじめとして、超過課税、わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）など、課税自主権の拡大について国に提言を実施

イ 課税自主権の活用の可能性の検討

国への提言の結果を踏まえ、課税自主権の活用の可能性を検討

【主な取組の工程表（R4～R6）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○超過課税充当事業の見直し		充当事業の適時見直し	→
○次期計画の必要性検討		→ 法人県民税超過課税に係る 次期計画の必要性検討	

(3) 諸収入

[県政改革方針]

① 使用料・手数料

社会経済情勢の変化や利用者の利便性向上、受益と負担の適正化等の観点から使用料・手数料の適正化を図る。

② ネーミングライツ

対象施設の拡大やスポンサー特典の付与などの柔軟な制度運用により、ネーミングライツの導入を促進する。

③ 広告収入

県施設や広報紙、ホームページなど有形無形の資産について、広告媒体として積極的に活用し、広告収入を確保する。

④ ふるさと納税

ア ふるさとひょうご寄附金

寄附者の共感と賛同を得て寄附を集める魅力ある事業を検討するとともに、SDGs に資する返礼品や事業毎の特典の充実、効果的な広報・PR を展開する。

イ 企業版ふるさと納税

企業に兵庫県の地域創生の取組への参画を促す魅力ある対象事業を充実させるとともに、首都圏等への周知などの効果的な PR を展開する。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

① 使用料・手数料

以下の使用料・手数料について、設定や見直しを実施

ア 使用料・手数料の設定

広域防災センター研修宿泊施設使用料、嬉野台生涯教育センター青少年宿泊棟冷暖房使用料、工業技術センター機械器具使用料、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の制定に伴う手数料、港湾施設使用料(起重機使用料)、マンション管理計画認定手数料、建築計画概要書等の写しの交付にかかる手数料、弓道場付帯施設使用料、道路交通法改正に伴う手数料

イ 使用料・手数料の見直し

県立総合衛生学院授業料等、栄養士免許手数料等、道路交通法改正に伴う手数料、手数料標準政令改正に伴う手数料の改定

② ネーミングライツ

ア 対象施設の拡充の検討

[対象施設の追加（4施設）]

青野運動公苑、明石公園第2野球場、但馬長寿の郷、県庁芝生広場を新たに対象施設に追加（全て最低価格は100万円/年）

※R3.10月末現在は56施設を対象に11施設で契約

イ 積極的な営業活動の推進

(7) 施設関連企業等への PR

施設近隣の企業や施設に関連のある企業、指定管理者等に対し、導入を引き続き提案

(4) 金融機関と連携した PR

金融機関が提供するサービスを活用し、広告掲載等の需要がある企業へのアプローチを行うとともにネーミングライツに関心のある企業に対し、金融機関とともに営業活動を実施

ウ 新たな取組の検討

(7) スポンサー特典の付与の検討

スポンサー特典の付与によるネーミングライツの魅力向上を検討

[考えられる特典 (例)]

- ・パンフレットや自社製品等の PR スペースの設置
- ・一般利用者の予約開始に先立ち、優先的に予約できる制度の導入
- ・施設入場券の配付や減免制度による無償使用を可能とする制度の導入

(4) イベント開催を踏まえた短期間の導入の検討

全国規模のイベントの開催会場となる県有施設において、会場名の露出が増えるため、大会終了までの短期間の導入を試験的に実施することを検討（通常は3年以上の契約）

(4) 企画提案型募集の実施の検討

県があらかじめ指定した施設だけでなく、企業等が導入を希望する対象（施設に限定しない）を提案する企画提案型の手法を新たに実施することを検討

③ 広告収入

ア 広告収入による自主財源の確保

県庁舎や都市公園内の野球場等における施設等への広告掲載や、県有施設の一部スペースの民間への貸付などについて、広告媒体の特性に応じた企業に対する PR や、金融機関と連携した PR などにより、収入確保を推進

イ 企画提案型募集の実施の検討

県があらかじめ指定した広告媒体だけでなく、企業等が導入を希望する対象を提案する企画提案型の手法を新たに実施することを検討

④ ふるさと納税

ア ふるさとひょうご寄附金

(7) 魅力ある活用事業の検討

- ・ふるさと納税の本来の趣旨を踏まえ、寄附者の共感と賛同を得て寄附を集めることができるよう、SDGs の取組を推進する事業など、魅力ある事業を推進
- ・寄附目標額に対する達成状況が低調な事業を対象に収入確保計画を策定し、進行管理を実施

- ・事業数の増加とともに、寄附が低調な事業も増加していることを踏まえ、事業廃止基準を設定し、収入確保計画に基づく更なる獲得努力を行ってもなお改善しない事業については廃止を検討

(イ) 返礼品の充実の推進

- ・SDGs に資する農林水産物や地場産品等を積極的に採用するとともに、本県の特徴を活かした体験型返礼品を追加
- ・募集事業におけるイベントへの招待など、寄附の目的が実感され、継続的なつながりによるリピーターの確保を一層推進するため、事業毎の独自返礼品を充実

(ウ) PR の取組の推進

- ・各事業に関連する団体や個人への広報、イベント等と連携した PR 等、各プロジェクトの実態に応じた効果的な広報・PR を実施し、活用事業の魅力を幅広く発信
- ・各部局の主体的な PR の強化に加え、制度全体の PR も多様な広報チャンネルを活用して一層強化

(エ) 多様な寄附金の活用

金融機関が受け取る発行手数料の一部を寄附いただく寄附型私募債を金融機関と提携し推進するとともに、遺贈による寄附を希望される方に向けた広報を実施

イ 企業版ふるさと納税

(ア) 魅力ある事業の充実

全庁に制度の周知を行い活用促進を行うことで、地域創生に関する兵庫らしく先導的な事業の拡充を図る。

(イ) PR の取組の推進

本県とゆかりのある企業や事業に関連する企業への PR を通じた首都圏等への展開、HP 等により周知を図る。

【主な取組の工程表 (R4～R6)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
【使用料・手数料】 ○使用料・手数料の適正			→
	社会経済情勢の変化等を踏まえ、		適宜見直し
【ネーミングライツ】 ○新たな取組の検討 ・スポンサー特典の付与 等			→
	実施に向けた検討 等		
【ふるさとひょうご寄附金】 ○魅力ある活用事業の検討			→
	寄附の	募集、事業の検討 等	
【企業版ふるさと納税】 ○魅力ある活用事業の検討			→
	寄附の	募集、事業の検討 等	

(4) 資金管理

[県政改革方針]

① 資金調達

市場環境や投資家ニーズを捉えた柔軟な起債運営により、安定的かつ低利な資金調達を推進するとともに、発行年限の多様化やSDGs債の活用など、多様な調達手段を確保する。

② 資金運用

「兵庫県及び関連公社等資金運用方針」に基づき、歳計現金の収支状況に留意しつつ、保有する資金の安全かつ有利な運用を行うとともに、グループファイナンスの積極的な活用など、市場環境を踏まえた柔軟かつ機動的な資金運用を推進する。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

① 資金調達

- ・ 中長期的な公債費負担の軽減を図るため、超低金利の市場環境を活かした超長期債の積極的な活用や投資家ニーズを捉えた機動的かつ弾力的な起債運営により、安定的かつ低利な資金調達を推進
- ・ 投資家への個別IR活動を積極的に展開し、新規投資家の確保等による県債引受基盤の更なる強化を推進するとともに、発行年限の多様化等を通じ、多様な調達手段を確保
- ・ SDGsの取組の一環として、グリーン化を推進する本県の施策を広くPRし、一層の機運醸成や施策の推進を図るとともに、県債の購入を通じた投資家の県政への参画を推進するため、本県初のSDGs債（グリーンボンド）を発行

② 資金運用

- ・ 金融機関からの一時借入金利子を抑制することを基本とし、安全かつ有利な資金運用を推進
- ・ 債券運用については、満期償還を迎える債券の再投資及びグループファイナンスの活用を基本とし、資金状況・金利動向を適切に見極めながら購入を検討
- ・ 果実運用型基金など、事業資金確保等の必要性があるものについては、長期の債券を優先的に充当することを検討

【主な取組の工程表（R4～R6）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R4年度	R5年度	R6年度
○安定的かつ低利な資金調達の推進	市場環境・投資家ニーズを捉えた機動的かつ弾力的な起債運営の推進		→

(5) 債権管理

[県政改革方針]

① 特定債権の回収・整理

債権管理推進本部の下、債権毎の債権管理計画に基づいた債権の回収・整理を推進し、収入未済額を縮減する。

② 災害援護資金（阪神・淡路大震災分）

関係各市に対して引き続き債権回収及び免除を進めるよう促すとともに、免除を行ってもなお行方不明など償還困難なケースが残ると見込まれることから、国への貸付原資の償還は現実に返還があった場合にのみ行うようにする制度変更等を、国に対して要望していく。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

① 特定債権の回収・整理

ア 収入未済額の縮減に向けた取組の推進

令和元年度～3年度の3年間における債権管理目標の進捗状況を取りまとめ検証するとともに、令和3年度末の収入未済額が1千万円以上となっている債権を特定債権として指定し、令和4年度～6年度の3年間における債権管理目標を個別に設定することにより、計画的な収入未済額の縮減を推進

【特定債権(13債権)の収入未済額と現年回収率の目標】（単位：百万円）

区 分	R3 年度目標	【参考】 R2 年度実績
収入未済額	9,050	9,283
現年回収率	98.5%	99.1%

[目標達成に向けた取組]

(7) 目標達成に向けた取組の進行管理の実施

債権管理推進本部の下、各部局の債権管理委員会において、債権管理目標の達成に向けた取組の推進、収入未済額縮減に有効な債権管理手法の検討を実施

(イ) 債権管理支援チームによる支援

債権所管課職員の専門的・法的知識の向上や徴収ノウハウの全庁共有を図るため、徴収実務経験のある講師等を招聘して研修会を開催するとともに日常的な相談助言を実施

(ウ) 徴収力の強化

県税との連携による徴収力強化(強制徴収公債権)、債権回収専門会社への外部委託(私債権)、施設使用許可の取消し及び物件公売、コンビニ収納の実施等により徴収力を強化

(イ) 債権放棄の実施

合理的方策を講じても、回収が困難である債権については、条例に基づいて債権を放棄
(参考：令和2年度債権放棄額 188,605,196円)

イ 新型コロナウイルス感染拡大への対応

経営状況の悪化等により徴収猶予を行った貸付先の状況をきめ細かく情報収集することにより、滞りなく債権回収を推進するとともに、経営支援の充実等により、新たな収入未済額の発生を抑制

② 災害援護資金（阪神・淡路大震災分）

引き続きの債権回収を関係市に促すとともに、災害弔慰金法及び地方自治法施行令に基づく償還免除を関係市が円滑に行うことができるよう連絡調整を密に行う。

国への貸付原資の償還は現実に返還があった場合にのみ行うようにする制度変更に係る国への要望については、継続して実施していく。

【主な取組の工程表（R4～R6）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
【特定債権の回収・整理】 収入未済額の縮減に向けた取組の推進 ○目標達成に向けた取組の進行管理の実施 R1～3 の目標 R4～6 の目標 ○債権管理支援チームによる支援 等	目標設定 ↓ 取組	実績取りまとめ・検証 ↓ 取組	実績取りまとめ・検証 ↓ 取組
【災害援護資金（阪神・淡路大震災分）】 ○回収・免除の促進 ○国への制度変更要望	→	市から県に対する 令和5年3月末	最終償還期限は

(6) 県有資産の活用

[県政改革方針]

① 長期保有土地の処理

「長期保有土地の処理に関する基本方針」の下、利活用や売却等計画的な処理と適正管理を推進する。

[処理の基本方針]

ア 庁内、公社等での利活用

イ 地元市町等への売却、譲渡、交換、貸付

ウ 県、市町等での利活用が見込めない用地は民間売却を基本

エ 山林のうち、直ちに利活用が見込めない場合は、県有環境林として当面の間適正管理

オ 地元市町から取得要請等があった用地は、市町と連携して利活用方策の検討を推進

② 県有環境林の適正管理

直ちに利活用が見込めない山林について、地元市町との連携の下、適正管理を図りつつ、利活用方策を検討する。

③ 地元市町と連携した利活用の推進

地元市町から取得要請等があった用地など、地元市町との連携を図ることとした用地は、地元市町と協議調整を積極的に進め、利活用方策の検討を推進する。

④ 公舎

公舎について、入居率の動向や地域性等を踏まえ、公舎間の相互利用を図りながら、必要な見直しを図るとともに、計画的な維持管理を適正に行う観点から、入居料の改定を行う。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

① 長期保有土地の処理

長期保有土地の処理に関する基本方針の下、利活用や売却等計画的な処理と適正管理を推進

ア 庁内、公社等、地元市町等における利活用の推進

各部局局長級で構成する「県有財産等活用推進会議」を活用し、庁舎横断的な利活用や市町等への売却、譲渡、貸付等を推進

イ 市に長期間貸付している土地の処分の推進

地元市との土地交換を含めた売却交渉を進めるとともに、民間への売却も検討

ウ 未利用地の有効活用及び販売促進の推進

(7) 未利用地の処分を促進するための支援制度

a 業務支援制度の継続

境界確定や登記等、用地売却に必要な業務について、専門的な知識と経験を有する土地開発公社等による業務支援を実施

b インセンティブ制度の復活

売却の促進が特に必要と認められる土地について、売却のための条件整備が整った時点で土地鑑定価格の一定割合をインセンティブ予算として部局に配分

(i) 民間売却等の推進

入札機会の最大限確保、CATV や市町広報紙等の活用による広報の強化、物件所在地の宅建業者への情報提供の拡充、新たな売却物件の確保などにより民間売却処分を促進

また、次の取組による広報強化を図り、売却等を促進

a 空き家・空き地情報検索サイトの活用

不動産情報検索サイトに物件情報を掲載し、兵庫県への移住希望者等に対する広報を強化

b 金融機関や地元不動産業者等への物件情報の提供

金融機関や地元不動産業者、産業団地の立地企業等への物件情報の提供により、土地を探している個人や企業とのマッチングを実施

c 専門家の意見を踏まえた利活用方法の検討

宅建業協会、全日本不動産協会、不動産鑑定士等の専門家から意見を求め、効果的な売却手法や定期借地の可能性等の利活用方法を検討

② 県有環境林の適正管理

直ちに利活用が見込めない山林について、地元市町との連携の下、適正管理を図りつつ、利活用方策を検討

③ 地元市町と連携した利活用方策検討の推進

地元市町から取得要請等あった用地など、地元市町と連携を図ることとした用地は、地元市町と協議調整を積極的に進め、利活用方策の検討を推進

ア 丹波篠山市小多田用地

市が文化財及び森づくり演習林としての利活用方策を検討、実施

イ 三田市酒井・畦倉用地

市と連携して、地元地区全体の活性化を含めた利活用方策を検討

ウ 丹波市柏原駅南用地

市新庁舎整備計画の凍結を受け、地元地区全体の活性化を含めた利活用方策を検討

④ 公舎

ア 職員公舎

(ア) 行財政構造改革推進方策（H20－H30）に基づき見直しを行った結果、存置することとした10公舎400戸について、入居率の動向や業務上の必要性、民間住宅の確保が困難などの地域性等を踏まえ、幹部用公舎との相互利用を図りながら、必要戸数を再検証

（再検証予定公舎2公舎：加古川・太子（計56戸））

(イ) 耐用年数をもって廃止することとしている4公舎について、入居者の状況等を踏まえ、廃止時期の前倒しを再検討

(ウ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

[見直し基準]

- ・業務上の必要性、地域性（民間住宅確保が困難等）から必要な公舎を存置
- ・入居率50%未満、または、築47年を超える公舎を廃止

(参考)

存置予定公舎（再検証予定公舎を除く8公舎）

石屋川・姫路阿成・豊岡五荘・浜坂芦屋・和田山弥生が丘・八鹿円山台・柏原小南・洲本安乎

廃止予定公舎（4公舎）

白川台・落合・和田山村中・洲本宇原 計135戸

区 分	H19	H30	R3 見込	
				今後廃止予定 4公舎除く
管理戸数（戸）	1,396	692	535	400
入居戸数（戸）	868	393	342	270
入 居 率（％）	62.2	56.8 (68.1)	63.9	67.5

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数、()は、入居抑制を行っている公舎を除いた入居率

イ 幹部用公舎

- (ア) 入居率の動向や業務上の必要性、民間住宅の確保が困難などの地域性等を踏まえ、必要戸数を再検証
- (イ) 石屋川、柏原松ノ本、洲本山手の空き部屋を職員公舎として活用し入居を促進
- (ウ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

[見直し基準]

- ・業務上の必要性、地域性（民間住宅確保が困難等）から必要な公舎を存置
- ・入居率 50%未満、または、築 47 年を超える公舎を廃止

区 分	H19	H30	R3 見込
管理戸数 (戸)	130	102	96
うち借上分	31	10	8
入居戸数 (戸)	103	85	77
入 居 率 (%)	79.2	83.3	80.2

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

ウ 事業用公舎

- (ア) 未入居の公舎は以下の基準等により廃止
- ・法定耐用年数経過：2年以上未入居で廃止
 - ・法定耐用年数未経過：3年以上未入居で廃止
- (イ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

区 分		H19	H30	R3 見込
健康福祉部	管理戸数 (戸)	15	14	14
	入居戸数 (戸)	11	4	6
	入 居 率 (%)	71.3	28.6	42.9
農政環境部	管理戸数 (戸)	48	21	21
	入居戸数 (戸)	29	13	15
	入 居 率 (%)	60.4	61.9	71.4
県土整備部	管理戸数 (戸)	49	11	7
	入居戸数 (戸)	22	3	2
	入 居 率 (%)	44.9	27.3	28.6
計	管理戸数 (戸)	112	46	42
	入居戸数 (戸)	62	20	23
	入 居 率 (%)	55.4	43.5	54.8

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

エ 災害待機宿舎

- (ア) 発災初動時に迅速化かつ的確な対応を行うため、要員確保に必要な待機宿舎を存置するとともに、適正に維持管理を実施
- (イ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

区 分	H19	H30	R3 見込
管理戸数 (戸)	77	77	77
入居戸数 (戸)	71	62	69
入 居 率 (%)	92.2	80.5	89.6

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

オ 病院局・企業庁事業用公舎

(ア) 未入居の公舎は以下の基準等により廃止

- ・法定耐用年数経過：2年以上未入居で廃止
- ・法定耐用年数未経過：3年以上未入居で廃止

(イ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

区 分		H19	H30	R3 見込
病院局 (借上公舎含む)	管理戸数 (戸)	759	905	904
	うち借上げ分	403	870	883
	入居戸数 (戸)	421	747	715
	入 居 率 (%)	55.5	82.5	79.1
企業庁	管理戸数 (戸)	24	11	11
	入居戸数 (戸)	16	9	9
	入 居 率 (%)	66.7	81.8	81.8

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

カ 教職員公舎

(ア) 行財政構造改革推進方策 (H20-H30) に基づき見直しを行った結果、存置することとした 37 公舎 390 戸について、入居率の動向や業務上の必要性、民間住宅の確保が困難などの地域性等を踏まえ、必要戸数を再検証

(イ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

[見直し基準]

- ・業務上の必要性、地域性 (民間住宅確保が困難等) から必要な公舎を存置
- ・法定耐用年数である築後 47 年を超える公舎から見直しを行い、計画的に廃止

区 分	H19	H30	R3 見込	
				今後廃止予定 公舎除く
管理戸数 (戸)	1,000	470	451	390
入居戸数 (戸)	743	339	317	264
入 居 率 (%)	74.3	72.1	70.3	67.7

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

キ 教育委員会事業用公舎

(ア) 未入居の公舎は以下の基準等により廃止

- ・法定耐用年数経過：2年以上未入居で廃止
- ・法定耐用年数未経過：3年以上未入居で廃止

(イ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

区 分	H19	H30	R3 見込
管理戸数 (戸)	64	18	17
うち借上分	0	0	1
入居戸数 (戸)	48	16	10
入 居 率 (%)	75.0	88.9	58.8

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

ク 警察待機宿舎

(ア) 大規模災害発生時の初動措置に必要な待機宿舎を存置することとし、管理戸数の削減を実施
(令和4年度中に8棟149戸を廃止予定)

(イ) 入居料を改定し計画的な維持管理を適正に行う財源を確保

区 分	H19	H30	R3 見込 ①	R4 見込 ②	②-①
管理戸数 (戸)	1,592	1,017	946	797	△149
入居戸数 (戸)	1,046	570	426	—	—
入居率 (%)	65.7	56.0	45.0	—	—

※管理戸数・入居戸数は年度末の戸数

※待機宿舎には独身寮は含まない。

【主な取組の工程表 (R4~R6)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○未利用地の有効活用及び販売促進の推進	→	→	→
	R4 予算で実施	R5 予算で実施	R6 予算で実施
○民間売却等の推進			→
【公舎】			
○職員公舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要戸数の再検証 ・ 廃止時期の前倒し検討 ・ 入居料の改定 (R4.4.1~) 		→
○幹部用公舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要戸数の再検証 ・ 職員公舎との共同幹旋 ・ 入居料の改定 (R4.4.1~) 		→
○教職員公舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要戸数の再検証 ・ 入居料の改定 (R4.4.1~) 		→
○警察待機宿舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震判定D・Eの宿舎の廃止 ・ 入居率50%未満の宿舎の廃止 ・ 入居料の改定 (R4.4.1~) 		→

3 公営企業、公社等の運営

(1) 企業庁

[県政改革方針]

① 経営改革の推進

「新・企業庁経営ビジョン」及び「企業庁総合経営計画」に基づき、各事業の黒字を目指しつつ、自律、安定した経営改革を推進する。

② 地域整備事業

ア 分譲の推進

まちの熟成を踏まえ、各地域の特性を活かしつつ、地元市町との連携や民間手法の積極的活用による、機動的・戦略的な企業誘致や、テレワークなどポストコロナ社会を見据えた宅地分譲を推進する。

住宅用地の民間事業者への一括売却制度の拡充など、新たな分譲活性化方策を推進する。

イ 事業進度調整地

県民・企業ニーズや事業採算性等を考慮の上、関係部局や地元自治体等の理解と協力を得ながら、その利活用を検討する。

検討にあたっては、全庁的な検討会議を開催するなど幅広く検討する。

ウ 地域整備事業の在り方

地域整備事業の長期収支見込や、まちの熟成など地域整備事業の状況等を見定めて、今後の在り方を検討する。

今後も安定的な企業債償還が可能となるスキームを、一般会計と企業会計の貸借関係の整理とあわせて進めていく。その際、企業債償還の本格化に伴う今後の地域整備事業会計の資金残高の状況を踏まえ、一般会計からの償還を優先的に実施する。

③ 水道用水供給事業・工業用水道事業

「アセットマネジメント推進計画」に基づく計画的な修繕・更新を推進するなど、水道用水・工業用水の安定供給を図るとともに、水道事業については、県内水道事業体の広域連携等の取組を推進する。

④ 地域創生整備事業

地域の振興、県民福祉の向上に向け、独立採算を維持しながら、健康、環境、観光、教育、産業、都市再生などの分野について、ポストコロナの産業動向等を見据え、新たな取組を推進する。

⑤ 青野運動公苑

新たな利用者確保に向けた取組の推進などにより、健全経営を確保する。

⑥ 一般会計との貸借関係

長期収支を踏まえつつ、一般会計と企業会計の貸借関係の整理を進める。その際、企業債償還の本格化に伴う今後の地域整備事業会計の資金残高の状況を踏まえ、一般会計からの償還を優先的に実施する。

(具体的な取組内容 (令和4年度))

① 経営改革の推進

「新・企業庁経営ビジョン」及び「企業庁総合経営計画」に基づき、効果的かつ効率的な事業推進体制を確保し、自立・安定した健全経営を推進する。

② 地域整備事業

民間ノウハウの導入を積極的に進め、まちの熟成を目指し、各地域の特性を活かしつつ、企業立地や、テレワークなどポストコロナ社会を見据えた宅地分譲を推進する。

ア 既開発地区の分譲推進

(ア) 播磨科学公園都市

- ・超小型EVやMaaS等を活用した持続可能な次世代モビリティサービスの社会実装に向けた実証実験の実施
- ・企業誘致サポーターや企業誘致成約報奨金制度など民間活力の積極的な活用により分譲を推進
- ・ポストコロナ社会を見据え、テレワーク実施者や若年世帯を呼び込むための取組を推進

(イ) 潮芦屋

- ・企業庁管理護岸の嵩上げ工事等防災対策を推進
- ・芦屋市と連携し住宅用地等の分譲を推進

(ウ) 神戸三田国際公園都市

- ・商業施設の整備や現地案内会の開催等により、まちの魅力向上とPRを推進
- ・各種インセンティブ制度等の活用、ポストコロナ社会を見据えた住宅需要の取り込みにより分譲を推進

(エ) 淡路津名地区

- ・「あわじ環境未来島構想」の推進や公共岸壁を備えた広大な用地を擁していることなど、地域特性を生かして企業誘致を推進
- ・企業誘致サポーターや企業誘致成約報奨金制度など民間活力の積極的な活用により分譲を推進

[分譲計画]

(単位：ha)

地区	分譲計画 面積 ①	R3年度末 分譲済見込 面積②	R4年度 分譲計画 面積③	分譲計画面積に 対する分譲進捗率 (②+③)/①
潮芦屋	92	89	3	99%
神戸三田国際公園都市	266	262	1	99%
播磨科学公園都市	237	199	2	85%
淡路津名地区	151	125	4	86%
合計	745	675	9	92%

※分譲面積は定期借地面積等を含む。

※四捨五入等のため、合計と合致しない場合がある。

イ 事業別収支見込

(単位：億円、税込)

区 分		R3 年度当初 ①	R4 年度計画 ②	増 減 ③ (②-①)
収益的収支	収 入 (うち分割による未収額等)	16 (2)	54 (2)	38 (0)
	支 出 (うち土地売却原価等)	15 (7)	47 (34)	32 (27)
	当期損益	1	7	6
資本的収支	収 入	6	28	/
	支 出 (うち企業債償還金)	30 (4)	54 (28)	
	差 引	△24	△26	

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

③ 水道用水供給事業・工業用水道事業

ア 水道用水供給事業

- ・市町等に対し、広域的に、安全・安心な水道用水を安定的に供給

区 分	R3 年度当初	R4 年度計画
給水量 (m ³ /日)	414,530	417,850

- ・企業債の計画的償還、新規発行債の抑制により企業債残高を縮減

区 分	R3 年度末	R4 年度末
企業債残高(億円)	200	174

- ・アセットマネジメント推進計画に基づき、老朽施設の計画的な更新や耐震化を推進
(播磨支線老朽管更新工事等)
- ・危機管理に関するマニュアルの不断の見直しや実践的な訓練の実施

[事業別収支見込]

(単位：億円、税込)

区 分		R3 年度当初 ①	R4 年度計画 ②	増 減 ③ (②-①)
収益的収支	収 入 (うち長期前受金戻入)	156 (12)	157 (12)	1 (0)
	支 出 (うち減価償却費等)	136 (59)	143 (59)	7 (0)
	当期損益	20	14	△6
資本的収支	収 入	51	4	/
	支 出 (うち企業債償還金)	99 (30)	52 (27)	
	差 引	△48	△48	

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

イ 工業用水道事業

- ・新規受水企業の開拓等により料金収入を確保し、健全経営を維持

区 分	R3 年度当初	R4 年度計画
給水量 (m ³ /日)	643,253	645,433

- ・企業債の計画的償還、新規発行債の抑制により企業債残高を縮減

区 分	R3 年度末	R4 年度末
企業債残高(億円)	59	50

- ・アセットマネジメント推進計画に基づき、老朽施設の計画的な更新や耐震化を推進
(制水弁設置工事等)
- ・危機管理に関するマニュアルの不断の見直しや実践的な訓練の実施

[事業別収支見込]

(単位：億円、税込)

区 分		R3 年度当初 ①	R4 年度計画 ②	増 減 ③(②-①)
収益的収支	収 入 (うち長期前受金戻入)	41 (4)	41 (4)	0 (0)
	支 出 (うち減価償却費等)	33 (16)	35 (16)	2 (0)
	当期損益	8	6	△2
資本的収支	収 入	1	0	/
	支 出 (うち企業債償還金)	21 (9)	15 (9)	
	差 引	△20	△15	

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

④ 地域創生整備事業

ア 新たな産業団地の整備

ひょうご情報公園都市の未開発区域で、ひょうご情報ハイウェイ（20Gbpsの専用光回線）を活用できるというメリットを生かしたデジタル時代にふさわしい産業の立地を目指し、三木市と連携して新たな産業団地を整備

イ 神戸・三宮東再整備事業への参画（雲井通5丁目再開発株式会社への参画）

三宮東再開発（I期）事業の進捗に合わせ、企業庁保有床の具体的な活用策を検討

ウ 事業別収支見込

(単位：億円、税込)

区 分		R3 年度当初 ①	R4 年度計画 ②	増 減 ③(②-①)
収益的収支	収 入	46	17	△29
	支 出 (うち土地売却原価等)	43 (42)	9 (8)	△34 (△34)
	当期損益	3	8	5
資本的収支	収 入	4	6	/
	支 出 (うち企業債償還金)	9 (0)	7 (0)	
	差 引	△5	△1	

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

⑤ 青野運動公苑

- ・ゴルフコース、テニスコート、スポーツホテル、グラウンド・ゴルフ場を有する青野運動公苑の運営により、県民のスポーツニーズに応え、北播磨地域の振興に寄与
- ・新型コロナウイルス感染症防止に配慮しつつ、ゴルフコースにおけるインターネット予約体制の強化等により、利用者数の増加に向けた取組を推進

[利用者数]

区 分	R3 年度当初	R4 年度計画
利用者数(千人)	74.5	72.3

[基本納付金]

区 分	R3 年度当初	R4 年度計画
企業庁への基本納付金(百万円)	18	18


⑥ 一般会計との貸借関係

令和6年度以降の地域整備事業会計の企業債償還の本格化等を踏まえ、令和3年度から段階的に貸借関係の精算を行っていく。

具体的には、当面の間は県債管理基金を活用し、企業債の償還を一般会計が引き受ける。

■企業庁地域整備事業会計の企業債償還額

(億円)

区 分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
一般会計による企業債償還引受	4	4	10					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 県財政や地域整備事業会計の資金の状況を踏まえて、順次精算 </div>							

※企業庁総合経営計画の計画期間である令和5年度までを記載

【主な取組の工程表 (R4～R6)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○一般会計との貸借関係の整理		貸借関係の段階的な解消	>

(2) 病院局

[行財政運営方針]

① 経営改革の推進

「第4次病院構造改革推進方策」に基づき、地域医療機関との連携強化等による収入の確保、診療材料費の削減等による費用の抑制などに取り組む。

病院事業全体での黒字経営に向けて、新型コロナウイルス感染症対応と通常医療との両立を図りながら、経営再生本部など、各病院と病院局が一体となった経営改善を推進し、持続可能な経営の確保に取り組む。

② より良質な医療の提供

ア 県立病院の新型コロナウイルス感染症対策

感染症指定医療機関を中心に、重症者を含む新型コロナウイルス感染症患者の積極的な受け入れに全力で取り組むとともに、課題等については十分に検証し、それらを基に病院運営における必要な見直しを行う。

イ 診療機能の高度化・効率化

計画的な建替整備等により、診療機能の高度化・効率化を推進する。

ウ 再編・ネットワーク化

地域医療構想調整会議の議論等を踏まえ、必要な診療機能の見直し等を実施するとともに、ICT等の活用により、他の医療機関との情報ネットワーク化や遠隔診療を推進する。

③ 運営体制・基盤の確保

政策医療の安定的かつ継続的な提供、新病院整備に伴う診療機能の高度化等に対応するため、医師確保対策、看護師確保対策の取組を推進する。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

① 経営改革の推進

ア 令和4年度の経営状況

はりま姫路総合医療センターの開院に伴う患者調整等により一時的な収支悪化が見込まれるが、新型コロナウイルス感染症対応と通常医療との両立を図りながら、民間コンサルを活用した経営再生本部など、各病院と病院局が一体となった経営改善を推進し、持続可能な経営の確保に努める。

イ 収益の確保

地域医療機関とのより緊密な連携の推進による患者の受入れ促進や、高度医療機器等の有効活用、各種加算の取得、平均在院日数の適正化等の推進により収益の確保に努める。

ウ 費用の抑制

(7) 給与費

はりま姫路総合医療センターの開院など診療機能拡充に伴う医師・看護師等の増員があるが、患者の受入れ促進等による収益の確保を図り、医業収益に対する給与費比率の抑制に努める。

(イ) 材料費

信頼性の高いベンチマークシステムを活用した薬品及び診療材料等の価格交渉や後発医薬品の使用拡大等により、医業収益に対する材料費比率の抑制に努める。

(ウ) 経費

はりま姫路総合医療センターの開院等により増加するが、委託業務の範囲・内容等の見直しを行うとともに、高額医療機器の保守・点検一括契約等による費用抑制を図り、医業収益に対する経費比率の抑制に努める。

② より良質な医療の提供

ア 県立病院の新型コロナウイルス感染症対策

- ・「新型コロナウイルス感染症拠点病院」である加古川医療センター、「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」である尼崎総合医療センターを中心に重症者対策を強化
- ・第二種感染症指定医療機関の指定を受けている丹波医療センター、淡路医療センターをはじめ、その他の病院でも地域の医療体制の状況等を踏まえ患者受入等を実施
- ・中和抗体医薬品などの新たな治療法の導入等にあたり、必要に応じて体制等の見直しを実施

イ 診療機能の高度化・効率化

- ・「兵庫県保健医療計画」で定められた各病院の役割及び地域の医療連携体制を踏まえ、高度専門医療を提供
- ・計画的な建替整備等の推進

病院名	種別（整備場所）	取組内容
はりま姫路総合医療センター （旧姫路循環器病センター） ※製鉄記念広畑病院との統合	統合再編整備 （姫路市神屋町）	開院（令和4年5月1日予定）
西宮病院 ※西宮市立中央病院との統合	統合再編整備 （西宮市津門大塚町）	基本・実施設計、建設工事 ※令和7年度開院予定
がんセンター ※建替整備	建替整備 （明石市北王子町）	基本・実施設計 ※令和7年度開院予定

ウ 再編・ネットワーク化

- ・各圏域で行われる地域医療構想調整会議の議論等を踏まえ、県立病院間及び他の医療機関との連携強化、医療機能の分化、必要な診療機能の見直し等を実施
- ・ICTを活用した地域医療ネットワークシステムへの参画や、インターネットテレビ会議システムを活用した症例検討の充実を推進
- ・医療情報システムを活用し、他の医療機関との遠隔診療や、県立病院間の遠隔画像診断を実施

③ 運営体制・基盤の確保

ア 医師確保対策の推進

優秀な若手医師の確保・育成及び地域偏在や特定診療科での医師不足に対応するため、県立病院群のスケールメリットを活かした研修制度や研修基盤の充実を図るとともに、医師修学資金制度の実施や医師にとって魅力的な環境整備等を推進する。

イ 看護師確保対策の推進

新病院整備や診療機能の高度化に対応するため、看護師採用試験の環境整備や修学資金制度の実施等による安定的な看護師確保に努めるとともに、キャリア支援や離職防止等のため、認定看護師養成派遣制度や他の県立病院への長期研修制度の実施など、魅力ある環境の整備を進める。

【主な取組の工程表（R4～R6）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R4年度	R5年度	R6年度
○経営改善等の取組	コロナ対応と通常医療との両立		
	経営再生本部の取組推進		
○県立病院の建替整備の取組	第4次病院構造改革推進	方策に基づく取組の推進	
	【はりま姫路総合医療センター（開院（R4.5.1予定））】		
	【西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編新病院】		
	実施設計	建設工事	
	【がんセンター】		
	基本・実施設計	建設工事	

(3) 流域下水道事業

[県政改革方針]

① 持続可能な事業運営の推進

- ア 施設更新・維持管理については、経営戦略等の計画を踏まえ、計画的・効率的に推進する。
- イ 国提案や下水道協会要望などの機会を最大限に活用した要望活動の継続的な実施により、必要な予算の確保につなげる。

② 自立・安定的な経営の確保

経営戦略の中間年度となる令和5年度に、事業費等の見直しを実施する。

(具体的な取組内容 (令和4年度))

① 持続可能な事業運営の推進

ア 施設更新・維持管理の実施

(7) 施設更新

「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」に基づき、経過年数や劣化の状況を踏まえ、必要性・緊急性の高い施設から計画的かつ最新技術を活用した施設更新を行うとともに、施設の長寿命化を推進する。併せて、地震時の機能停止リスクの低減を実施する。

[令和4年度の計画 (主な工事)] : $\left(\begin{array}{ll} \text{加古川上流} & \text{重力濃縮設備改築工事} \\ \text{揖保川} & \text{自家発電設備改築工事} \end{array} \right)$

(4) 維持管理

省エネ機器の導入により電力等の使用量や維持管理費の削減を進め、運営のさらなる効率化を図る。

[令和4年度の計画 (主な導入機器)] : 武庫川上流 送風機機械設備

イ 要望活動の継続的な実施

国提案(夏・冬)や、日本下水道協会定時総会・下水道事業促進全国大会の開催に合わせた要望活動を実施する。

② 自立・安定的な経営の確保

令和5年度に予定している経営戦略の見直しに向け、現行経営戦略の課題抽出や実績値を踏まえた将来事業費の試算などについて、検討を行う。

【主な取組の工程表 (R4~R6)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R4年度	R5年度	R6年度
○持続可能な事業運営の推進	→		
	<ul style="list-style-type: none"> ・年度毎の施設更新・設備導入について計画的に実施 ・国提案や下水道協会の要望活動の継続的な実施 		
○経営戦略の見直し	→	→	
	<ul style="list-style-type: none"> ・現行経営戦略の課題抽出 ・将来事業費の試算 	経営戦略の見直し	

(4) 公社等

[県政改革方針]

① 公社等のあり方の見直し

社会経済情勢の変化や県民ニーズ、民間活力の積極的活用や民間との役割分担を踏まえ、公社等が担う行政サービスの必要性を検証し、県の公社等に対する財政支出や人的支援の適正化を図るため、公社等のあり方について存廃も含めてゼロベースで見直しを行う。

② 公社等の運営の見直し

引き続き存続する公社等においても、真に遂行すべき事業に重点化を図るとともに、執行体制等を見直し、運営の更なる効率化を図る。また、運営の透明性の向上に向けた取組を推進する。

ア 経営の安定化

安定した経営を維持するため、執行体制や事業の見直しなど運営の合理化・効率化を推進する。

イ 職員数の見直し

環境の変化や、公社等の職員構成等の個別事情等を踏まえ、職員を適正に配置する。

ウ 給与の見直し

県の取組を踏まえつつ、公社等の経営状況等に応じて適宜適切に見直しを行う。

エ 県財政支出の見直し

県からの委託、補助事業等の検証や指定管理施設の原則公募化、事業の重点化等により、公社等への県財政支出の見直しを行う。

オ 運営の透明性の向上

情報公開や契約手続の適正化を徹底するとともに、監査体制の強化など経営の透明性の向上を図る。

③ 第三者委員会による点検・評価

外部有識者等で構成する第三者委員会において、専門的見地から公社等の今後のあり方等について、指導・助言等を行う。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

① 公社等のあり方の見直し

ア 見直しの目的

(ア) 県は、県民ニーズ、民間活力の積極的活用や民間との役割分担を踏まえ、公社等を活用する必要性や関与のあり方について見直し、財政支出や人的支援の適正化を図る。

(イ) 公社等は、社会経済情勢の変化や県民ニーズ等を踏まえ、執行体制や事業の見直しなど、今後のあり方を検証し、より効率的・効果的に事業を推進する。

イ 見直しの視点

(ア) 県が公社等を活用する必要性

県が施策を実施する上で、県直執行と比較した事業実施における効率性、公社等の専門性の活用、民間事業者等での代替性等、公社等の必要性について見直し

(イ) 公社等への県の関与のあり方の見直し

公社等を活用する事業の見直しに伴い、人的支援、財政支出を点検するなど、公社等への県の関与について見直し

(ウ) 公社等のあり方の検証

公社等において事業の必要性や今後の事業見込み、経営の持続性、業務運営の効率性等の観点から、今後のあり方を検証

ウ 見直しの進め方

- ・令和3年度中に第三者委員会において見直しの視点や進め方等を整理の上、各部局において今後の公社等のあり方について検討
- ・部局の検討結果を踏まえ、令和4年度に第三者委員会においてヒアリング等を実施し、公社等について存廃も含めた委員会の意見を聴取
- ・第三者委員会の意見聴取に基づき、全ての公社等について、「廃止」「統合」「自立・民営化」「存続」の方針を決定

② 公社等の運営の見直し

引き続き存続する公社等においても、真に遂行すべき事業に重点化を図るとともに、執行体制等を見直し、運営の更なる効率化を図る。また、運営の透明性の向上に向けた取組を推進する。

ア 経営の安定化

安定した経営を維持するため、執行体制や事業の見直しなど運営の合理化・効率化を推進する。

イ 職員数の見直し

環境の変化や、公社等の職員構成等の個別事情等を踏まえ、職員を適正に配置する。

ウ 給与の見直し

県の取組を踏まえつつ、公社等の経営状況等に応じて適宜適切に見直しを行う。

エ 県財政支出の見直し

県からの委託、補助事業等の検証や指定管理施設の原則公募化、事業の重点化等により、公社等への県財政支出の見直しを行う。

オ 運営の透明性の向上

情報公開や契約手続の適正化を徹底するとともに、監査体制の強化など経営の透明性の向上を図る。

③ 第三者委員会による点検・評価

外部有識者等で構成する第三者委員会において、専門的見地から公社等の今後のあり方等について、指導・助言等を行う。

【主な取組の工程表 (R4～R6)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○公社等のあり方の見直し	公社等のあり方をゼロベースで見直した上、今後の方針を決定	方針に基づき取組を推進	

(5) 兵庫県公立大学法人

[県政改革方針]

① 魅力ある大学づくりの推進

ア 第二期中期目標の達成に向けた取組の推進

兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学の2大学がそれぞれの特色を生かしつつ、相乗効果を発揮できるよう、円滑な運営を推進する。

イ 兵庫県立大学

(7) 教育・研究充実のための大学改革の推進

平成31年4月に再編した学部、令和3年4月に統合・再編した大学院を完成年次まで着実に運営するほか、姫路工学キャンパスの整備や新型コロナの影響を踏まえた教育改革などを推進し、教育・研究の充実を図る。

(4) 産学官連携など社会貢献の充実強化

新長田のリカレント拠点の整備など社会貢献機能強化に向けた取組を推進する。

ウ 芸術文化観光専門職大学

(7) 芸術文化及び観光の双方の視点を活かした教育・研究の推進

令和3年4月に開設した教育課程を完成年度まで着実に運営するため、中期目標・中期計画に定める取組を推進し、地域に根ざした教育研究活動を展開する。

(4) 大学を核とした地域連携による社会貢献の推進

地域の企業・団体、行政、地域住民等多様な主体と協働しながら貢献に関する取組を推進する。

② 自律的、効率的な管理運営体制の確保

ア 一法人複数大学制による運営の実施

両大学の情報共有や経営資源の相互利用などの連携を進め、教育・研究・社会貢献の各分野における高度化や相乗効果を発揮させる。

イ 大学の魅力向上に向けた戦略的な運営体制の確保

理事長、学長の連携を強化しながら、大学の魅力向上に向けた戦略的な経営を、設置者である県と密接に連携しながら推進する。

ウ 教職員の適正配置の推進

計画的な定員管理を進める中で、新陳代謝や質向上を図り、大学改革等に必要な人材を確保し適正に配置する。また、人員配置の適正化や教職員の任用形態の多様化の検討を行う。

エ 持続可能な財務構造の維持

設置者である県からの運営交付金等の算定基準に基づく適切な財務管理を行うとともに、大学としても共同研究や受託研究など自主財源の獲得に積極的に取り組み、持続可能な財務構造を維持する。

(具体的な取組内容 (令和4年度))

① 魅力ある大学づくりの推進

ア 第二期中期目標の達成に向けた取組の推進

兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学の2大学がそれぞれの特色を生かしつつ、相乗効果を発揮できるよう、円滑な運営を推進する。

イ 兵庫県立大学

(7) 教育・研究充実のための大学改革の推進

県が策定した第二期中期目標の達成を目指し、大学改革を推進

a 国際商経学部、社会情報科学部の開設・運営 (H31.4 開設)

平成31年4月に組織改編のあった学部を完成年次まで着実に運営

b 大学院改革の推進 (社会科学研究科、理学研究科、情報科学研究科の開設) (R3.4 開設)

令和3年4月に統合・再編した大学院を完成年次まで着実に運営

c 姫路工学キャンパスの整備

狭隘化、老朽化が顕著な姫路工学キャンパスについて、最先端工学研究、産学連携及び地域支援の拠点として機能の向上を図るため、計画的に建替

(イ) 産学官連携など社会貢献の充実強化

a 研究基盤の産業利用促進

ニュースバル等の研究基盤を活用した産業支援や産学共同研究を促進

b 新長田南地区におけるリカレント教育等拠点の整備

社会人のリカレント教育や産学連携のインキュベーション機能を持つ拠点の検討を実施

ウ 芸術文化観光専門職大学

(7) 芸術文化及び観光の双方の視点を活かした教育・研究の推進

令和3年4月に開設した教育課程を完成年度まで着実に運営

(イ) 大学を核とした地域連携による社会貢献の推進

中期目標・中期計画に定める地域貢献に関する取組を推進

② 自律的、効率的な管理運営体制の確保

ア 一法人複数大学制による運営の実施

法人として2大学がそれぞれの特色を生かしつつ、相乗効果を発揮できるよう円滑に運営

イ 大学の魅力向上に向けた戦略的な運営体制の確保

(7) 戦略的な法人経営体制の整備

理事長のリーダーシップのもと、戦略的な法人経営を行う体制を推進

(イ) 戦略的広報の展開によるブランドの構築と知名度の向上

記者会見を定期的を開催するなど、ターゲットに応じて効果的に教育研究成果等の情報発信を行い、大学の知名度向上やブランドを構築

ウ 教職員の適正配置の推進

計画的な定員管理を進める中で、新陳代謝や質向上を図り、教職員の任用形態の多様化の検討を行いながら、大学改革等に必要の人材を確保

エ 持続可能な財務構造の維持

(7) 効率的経営の推進

経営資源の重点配分

外部資金の間接経費等を活用した先導的・創造的な研究への重点配分の実施など

(イ) 自立的経営の推進

競争的研究資金等への積極的な申請による外部資金の獲得

競争的研究資金や公募型研究事業へ積極的申請、採択率の向上

【主な取組の工程表 (R4～R6)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○第二期中期目標・中期計画 (H31.4～R7.3) の検証・見直し [3年経過の見直し]	→ 業務全般の検証 (必要に応じ中期目標・中期計画の見直しを実施)		

Ⅱ 行政運営

1 組織

(1) 本庁

[県政改革方針]

① 部

政策課題への的確な対応、所掌範囲と責任の所在の明確化、施策の効率的・効果的な執行が図られる部の体制とするため、特定分野を担当する部長の職を廃止し、部制条例で規定する「部」に再編し、本庁5部体制から12部体制へと見直す。

② 局・課室

部長を中心とする責任体制を構築し、責任所在の明確化と柔軟に課題対応する仕組みづくりとして「部-課」制を基本としつつ、必要に応じて部の下に「局（室）」を設置する。

また、臨時的又は時限的な行政課題に柔軟かつ効率的に対応するために設置しているタスクフォースは、進捗に応じて整理・見直しを図る。

ア 局

業務の性質上必要な場合は、部の下に「局（室）」を設置する。

イ 課室

(ア) 多様化・複雑化する行政課題に的確かつ迅速に対応するとともに、総務事務等を集中的に処理できる効率的な規模となるよう課室の大括り化を実施する。

(イ) ボトムアップ型県政の推進には、各部の政策立案・調整機能の向上が必要であることから、見直し後の各部に総務担当課を設置し、総務機能を強化する。

(ウ) その他、政策課題への適切な対応を図るため、施策推進に応じて、新設・再編を行う。

③ 本部体制

横断的な政策課題に柔軟かつ機動的な対応を図るため、本部体制を積極的に活用しつつ、必要性の低下した本部は見直し（統合、再編、廃止）を図る。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

① 部の体制の見直し

特定分野を担当する部長について、所掌範囲と責任の所在を明確にし、組織の長としてより一層迅速かつ的確に政策立案・政策決定を行える体制を構築するため、部制条例で規定する「部」に再編し、本庁5部体制から12部体制へと移行する。また、部長のマネジメント強化策として、部長を補佐する職として次長を設置する。

② 局・課室

ア 局体制の見直し

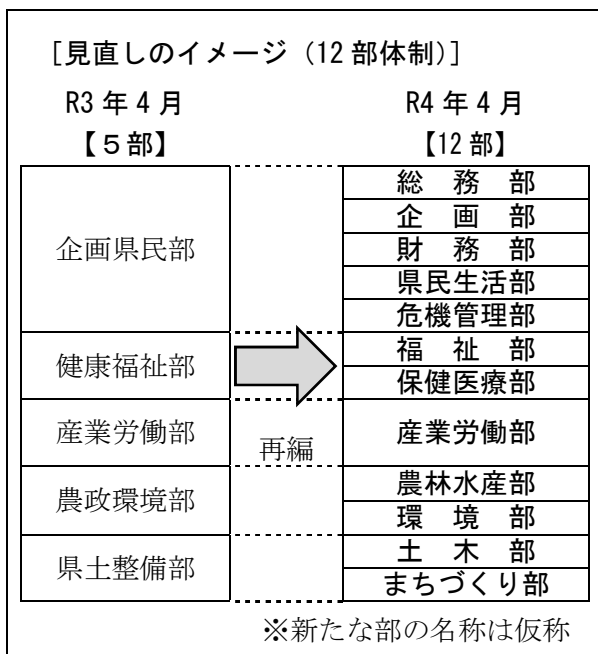
業務の性質上必要な場合は、部の下に「局（室）」を設置する。

イ 課室体制の見直し

多様化・複雑化する行政課題に的確かつ迅速に対応するとともに、総務事務等を集中的に処理できる効率的な規模として20～30名程度での課の大括り化を実施する。また、各部の政策立案・調整機能の向上に向け、見直し後の本庁各部に総務担当課を設置し、総務機能を強化する。その他、施策推進に応じ、必要な課室の新設・再編を行う。

③ 本部体制の活用・見直し

横断的な政策課題に柔軟かつ機動的な対応を図るため、引き続き、本部体制を積極的に活用しつつ、必要性の低下した本部は見直し（統合、再編、廃止）を図る。



【主な取組の工程表（R4～R6）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R4年度	R5年度	R6年度
○本庁5部体制の見直し	新体制へ移行 >	新体制への移行後の課題検証等 >	>

(2) 地方機関

[県政改革方針]

① 県民局・県民センター組織の見直し

ア 現地解決型の総合事務所体制としての県民局・県民センター体制を基本とし、市町行政体制の進展や地域の実情等を踏まえつつ、地域課題に総合的かつ的確に対応する体制とする。

なお、本庁5部体制の見直しを踏まえ、県民局・県民センター体制のあり方について、今後、見直しを検討する。

イ 阪神南県民センターと阪神北県民局については、「阪神南県民センター・阪神北県民局の統合方針」に基づき「阪神県民局」としての統合に向け取り組んできたが、本県の財政状況やコロナ禍による働き方の変革などを踏まえ、伊丹庁舎の整備及び阪神県民局としての統合は一旦凍結し、「阪神県民局」としての統合は、これまでの統合方針やコロナ禍に起因する社会環境の変化等も踏まえながら、県民局・県民センター体制の今後の見直しの中で検討する。

ウ 県民局・県民センターの各事務所については、地域の特色を活かした施策の推進、効率的・効果的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。

なお、県民局・県民センター体制の見直しに合わせ、人口減少、広域課題への対応なども踏まえた見直しを検討する。

② その他地方機関

ア 特定の行政課題に的確に対応できるよう、効果的・効率的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。

イ 中核市への児童相談所の移管の働きかけや、こども家庭センターの新たな一時保護所の整備、中央こども家庭センターの現地建替、移転については、引き続き検討する。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

① 県民局・県民センター組織の見直し

ア 県民局・県民センター体制の継続

現地解決型の総合事務所体制として、引き続き、県民局・県民センター体制を基本とし、市町行政体制の進展や地域の実情等を踏まえつつ、地域課題に総合的かつ的確に対応できる体制を引き続き推進する。なお、本庁5部体制の見直しを踏まえ、県民局・県民センター体制のあり方について、今後、見直しを検討する。

イ 阪神南県民センターと阪神北県民局の統合

「阪神南県民センター・阪神北県民局の統合方針」に基づく統合に向け取り組んできたが、本県の財政状況やコロナ禍による働き方の変革などを踏まえ、伊丹庁舎の整備及び阪神県民局としての統合は一旦凍結し、「阪神県民局」としての統合は、これまでの統合方針やコロナ禍に起因する社会環境の変化等も踏まえながら、県民局・県民センター体制の今後の見直しの中で検討する。

ウ 県民局・県民センター各事務所

地域の特色を活かした施策の推進、効率的・効果的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。なお、県民局・県民センター体制の見直しに合わせ、人口減少、広域課題への対応なども踏まえた見直しを検討する。

② その他地方機関

特定の行政課題に的確に対応できるよう、効率的・効果的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制を推進する。

特に、増加が懸念される児童虐待について、迅速で速やかな対応の強化が必要となっていることを踏まえ、中核市への児童相談所の移管の働きかけや、こども家庭センターの新たな一時保護所の整備、中央こども家庭センターの現地建替、移転については、引き続き検討する。

(3) 教育委員会

[県政改革方針]

① 本庁

「ひょうご教育創造プラン」を着実に推進するため、高等学校教育、義務教育、特別支援教育などにおける教育課題等に横断的に取り組める体制の構築に取り組む。

② 教育事務所

6 教育事務所体制を基本とし、市町教育委員会、学校における様々な学校問題（いじめや不登校、体罰や教職員の非違行為、保護者対応等）に総合的に支援できる体制の構築を検討する。

なお、市町との役割分担等を踏まえつつ、あり方については引き続き検討する。

③ その他

今後一層期待される生涯教育や生涯スポーツの発展に対応できるよう、教育委員会と知事部局との役割分担を踏まえた推進体制の構築を検討する。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

① 本庁

「ひょうご教育創造プラン」を着実に推進させるため、多様な教育課題等に効率的・効果的に対応できる体制を維持・更新する。

② 教育事務所

市町教育委員会、学校における様々な学校問題に総合的に支援できる体制の構築を検討する。

- ・市町教育委員会との連携強化
- ・学校支援体制の強化

(4) 警察

[県政改革方針]

① 警察本部

治安情勢の変化等を踏まえ、専門的かつ広域的に対応できる体制の整備と充実を図る。

② 警察署

「警察署等再編整備計画」に基づき、概ね3年後をめどに警察署再編地域の治安情勢を検証し、更なる対策の可否を検討する。

③ 交番・駐在所

業務負担の低い交番・駐在所の再編整備や、社会情勢の変化を踏まえた勤務形態の在り方を検討する。

(具体的な取組内容 (令和4年度))

① 警察本部

暴力団の対立抗争、人身安全関連事案、特殊詐欺被害等の予断を許さない情勢に伴う治安需要の高まりや大規模災害対策等の推進を踏まえ、警察力の強化に向けた体制整備に取り組む。

② 警察署

警察署再編地域の治安情勢等について検証する。

③ 交番・駐在所

人口、事件・事故の発生状況等の業務負担の低い交番・駐在所の再編整備や、男女共働き世帯の増加等の社会情勢の変化を踏まえた勤務形態の在り方を検討する。

【主な取組の工程表 (R4～R6)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○警察署再編地域の検証	地域住民の意見・要望や治安情勢等を検証	地域住民の意見・要望や治安情勢等を検証	検証結果等を踏まえ更なる対策の可否を検討

(5) その他行政委員会等

[県政改革方針]

行政運営の公正を期するため設置された各行政委員会の設置目的を踏まえながら、引き続き、各々の特性に応じた専門性が発揮できる事務局の体制とする。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

行政運営の公正を期するため設置された各行政委員会の設置目的を踏まえながら、引き続き、各々の特性に応じた専門性が発揮できる事務局の体制とする。

2 職員

(1) 定員

[県政改革方針]

① 職員

ア 一般行政部門については、平成 30 年 4 月 1 日の職員数を基本としつつ、新たな行政課題・行政需要の変化に的確に対応できる業務執行体制を確保する。

定年引上げ期間中においては、一定の新規採用を継続的に実施するとともに、年齢構成の平準化に向け、経験者採用などを積極的に活用し、必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保する。

イ 業務の効率的な執行や、職員のワーク・ライフ・バランスに留意しつつ、県民サービスの水準の維持・向上及び新たな行政課題や行政需要の変化に的確に対応できる人員配置とする。

ウ 法令等により原則として配置基準が定められている警察官、教職員、医療職員、児童福祉司等について、基準に基づき適正に配置する。

② 再任用職員

業務経験やノウハウを円滑に引き継ぐため、再任用職員を積極的に活用する。

③ 会計年度任用職員

スクラップアンドビルドの徹底や、業務のデジタル化等による業務改革を進めながら、業務量に応じて適正に配置する。

(具体的な取組内容（令和 4 年度）)

① 職員

ア 一般行政部門職員

令和 4 年 4 月 1 日の職員数については、平成 30 年 4 月 1 日の職員数を基本に配置する。

イ 法令等により原則として配置基準が定められている職員

警察官、教職員、児童福祉司等については、国の配置基準の改正等を踏まえ適正配置を行う。医療職員については、法令、診療報酬制度等の配置基準を基本に、診療機能の充実・高度化等に応じた適正配置を行う。

区 分	H30. 4. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1		
	①	現在 ②	見込 ③	対H30. 4. 1 ④(③-①)	対R3. 4. 1 ⑤(③-②)
一般行政部門職員	5,795	5,842	5,862	+67	+20
法令配置職員	125	165	177	※1 +52	+12
上記を除く職員	5,670	5,677	5,685	※2 +15	+8
教育部門					
法定教職員	32,443	31,942	31,995	△448	※3 +53
県単独教職員	547	547	547	0	0
事務局職員	414	426	415	+1	△11
警察部門					
警察官	11,763	11,728	11,763	0	+35
警察事務職員	736	736	736	0	0
公営企業部門					
病院局					
医療職員	5,825	6,119	7,068	※4 +1,243	+949
その他の職員	359	366	366	※4 +7	0
企業庁職員	149	144	144	△5	0

【主な増員理由】

※1 法令等により配置基準が定められている児童福祉司・児童心理司の増（対 H30 : +52、対 R3 : +12）

※2 感染症対策の体制強化を図るため保健師の増（対 H30 : +15、対 R3 : +8）

※3 小学校 3 年生における 35 人学級の実施及び特別支援学校の児童・生徒数の増による教職員の増等（対 R3 : +53）

※4 丹波医療センターの開設(R1.7 +157)、加古川医療センターにおける新型コロナウイルス感染症臨時重症専用病棟の整備(R3.4 +48)、はりま姫路総合医療センター開設(R4.5 +816)に伴う増等

② 再任用職員

業務経験やノウハウを円滑に引き継ぐため、積極的に活用するとともに、活用状況を対外的に明確化するため、令和4年4月1日の見込みを定数条例により管理する。

区 分	R3. 4. 1 ①			R4. 4. 1 ②			増減 ③ (②-①)				
	常勤職員	短時間勤務職員	合計	常勤職員	短時間勤務職員	合計	常勤職員	短時間勤務職員	合計		
	一般行政部門職員	169	290	459	178	280	458	+9	△10	△1	
教育部門	教育委員会	教職員	1,402	300	1,702	1,511	300	1,811	+109	0	+109
		事務局職員	9	75	84	8	75	83	△1	0	△1
警察部門	警察官		92	130	222	103	170	273	+11	+40	+51
	警察事務職員		19	15	34	16	20	36	△3	+5	+2
公営企業部門	病院局職員		67	70	137	70	75	145	+3	+5	+8
	企業庁職員		5	10	15	6	15	21	+1	+5	+6

※常勤職員は、「①職員」の内数

※短時間勤務職員は、通常の勤務時間数(38時間45分/週)を用いて、換算した人数

③ 会計年度任用職員

ICTの積極的な活用等による業務の効率化を進めながら、業務量に応じて適正に配置するとともに、制度の円滑な運用を図る。

区 分		R3年度 ①	R4年度 ②	増減 ③ (②-①)	
一般行政部門職員		1,964	1,964	0	
教育部門	教職員	1,110	1,110	0	
	事務局職員	216	216	0	
警察部門	警察職員	497	497	0	
	警察事務職員	103	103	0	
公営企業部門	病院局	医療職員	1,707	1,982	+275
		その他の職員	157	164	+7
	企業庁職員		31	31	0

※任期6月以上かつ週15時間30分以上勤務する人数(期末手当支給対象者)

※病院局は、はりま姫路総合医療センター開設に伴う増等(+282)

※上記のほか、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策として下記の雇用を実施

- ・感染症対策に係る保健師、看護師等(R3:80人、R4:80人)
- ・緊急対応型雇用創出事業(R3:1,200人、R4:600人)[当初予算枠(県以外での委託雇用を含む。)]

【主な取組の工程表 (R4~R6)】

取組内容	今後の予定(工程)		
	R4年度	R5年度	R6年度
○定年引上げの実施に向けた準備等	中長期的な定員管理のあり方、役職定年制等の検討 定年引上げに関する条例案の上程(9月議会)	R5.4.1改正法施行 (定年年齢の引上げ(60→61歳)に伴い、R5年度末定年退職者なし)	R6.4.1役職定年等の実施

(2) 給与

[県政改革方針]

① 特別職

ア 本県の財政状況を踏まえ一定の給与抑制措置を行う。

イ 給与制度について、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえ、適切に対応する。

② 一般職

ア 本県の財政状況を踏まえ、管理職手当の減額を行う。

イ 給与制度について、人事委員会勧告を尊重することを基本に、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえた見直しを行う等適切に対応する。

ウ 定年引上げ後の60歳に達した職員の給与制度について、国及び他の地方公共団体との均衡等を踏まえ、適切に対応する。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

① 特別職

ア 本県の財政状況を踏まえ、引き続き、次のとおり給与抑制措置を行う。

区 分	給料	期末手当	退職手当	(参考) 年収削減額
知 事	△ 6%	△ 5%	△ 5%	△131万円
副 知 事	△ 4%	△ 3%	△ 5%	△ 66万円
教育長等	△ 3%	△ 2%	—	△ 40万円
防災監等	△ 2%	△ 1%	—	△ 21万円

(参考) 知事及び副知事の給与の特例に関する条例に基づく給与抑制措置

知事及び副知事については、令和7年7月まで、次のとおり給与抑制措置を行う。

区 分	給料	期末手当	退職手当	(参考) 年収削減額
知 事	△ 30%(△6%)	△ 30%(△5%)	△ 50%(△5%)	△687万円(△131万円)
副 知 事	△ 15%(△4%)	△ 15%(△3%)	△ 25%(△5%)	△269万円(△66万円)

※ 上記①アの給与抑制措置（()書き再掲）を含む。

(参考) R3年度の議員の年収削減の状況

区 分	削減額
議 員	△ 58万円 (報酬△5%・12月期末手当△5%)

イ 給与制度について、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえ、適切に対応する。

② 一般職

ア 本県の財政状況を踏まえ、次のとおり給与抑制措置を行う。

主な職	管理職手当	(参考)年収削減額	(参考)全体削減額※
部長	△ 12%	△ 19万円	△0.1億円
局長		△ 16万円	△0.5億円
課長		△ 13万円	△2.0億円
副課長		△ 9万円	△1.8億円

※全体削減額には共済費負担金含む。

イ 給与制度について、人事委員会勧告を尊重することを基本に、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえた見直しを行う等適切に対応する。

ウ 定年引上げ後の60歳に達した職員の給与制度について、国及び他の地方公共団体との均衡等を踏まえ、適切に対応する。

【主な取組の工程表 (R4～R6)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○定年引上げの実施に向けた準備等	60歳に達した職員に係る給与制度の検討 定年引上げに関する条例案の上程 (9月議会)	R5.4.1 改正法施行 (定年年齢の引上げ(60→61歳)に伴い、R5年度未定 年退職者なし)	R6.4.1 60歳に達した職員に係る新たな給与制度の適用

(3) 働き方改革の推進

[県政改革方針]

働き方改革推進プラン（仮称）を策定し、テレワークやフレックスタイム制など柔軟で多様な働き方の推進、全庁を挙げた超過勤務の縮減、休暇・休業制度の充実・取得促進等に取り組む。また、旧来の慣例・慣習による仕事を見直し、生み出した時間を創造的な政策立案に充てるなど、県庁の働き方改革を推進する。

① 柔軟で多様な働き方の推進

在宅勤務制度、サテライトオフィス、モバイルワーク、時差出勤、フレックスタイム制等の充実や利用促進を図り、柔軟で多様な働き方を推進する。

② 超過勤務の縮減

適切な労働時間の管理とともに、デジタル技術の活用等による抜本的な業務プロセスの見直しや、総務・予算・人事など、全庁的に超過勤務の要因となっている業務の見直し、職員研修による意識改革等を進め、超過勤務の縮減を推進する。

③ 休暇・休業制度の充実・取得促進

「第7次男女共同参画兵庫県率先行動計画」に基づく男性の育児休業等の取得目標の達成に向け、職場全体の意識改革を推進するとともに、育児・介護等と仕事の両立が図られるよう、休暇・休業制度の充実と取得促進に取り組む。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

① 柔軟で多様な働き方の推進

区 分	内 容
ア 在宅勤務の推進	(ア) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした利用のみならず、平時における職場勤務と在宅勤務を組み合わせた勤務の推進 (イ) テレワーク兵庫やテレビ会議システム、オンラインコミュニケーションアプリ (Teams) 等の活用促進 (ウ) 全庁及び各部局で在宅勤務推進月間を設定 (エ) 利用促進のための研修や、管理職向けのマネジメント研修を開催 (オ) 職員アンケートの結果を踏まえた環境改善
イ 時差出勤の推進	(ア) 勤務時間帯を4区分から選べる勤務時間弾力化制度の利用促進 (イ) 早出・遅出勤務について、所属職員数の2割を上限とする基準の廃止
ウ フレックスタイム制の推進	(ア) フレックスタイム制の利用促進 (イ) フレックスタイム制の全職員への拡大

② 超過勤務の縮減

区 分	内 容
ア 適切な労働時間の管理	(ア) 超過勤務に関する規則・要綱により労働時間を適切に管理 (イ) 働き方改革委員会等における超勤縮減目標の設定と進行管理
イ 業務改革の推進	(ア) 庁内協議の進め方や慣例による調整業務等の見直しを実施 (イ) テレビ会議による会議運営の省力化をはじめ、デジタル技術を積極的に活用した抜本的な業務プロセスの見直しを実施 (ウ) 総務・予算・人事など、全庁的に超過勤務の要因となっている業務を対象に、業務執行方法の見直しによる効率化を実施
ウ 職員の意識改革	(ア) すべての階層別研修においてタイムマネジメントに関する研修を実施 (イ) 超過勤務が多い所属等を対象とした働き方改革研修を実施 (ウ) 超過勤務の縮減に資する顕著な功績のあった班・課に対する表彰制度を実施 (エ) 職員提案において働き方改革に関する提案を募集

③ 休暇・休業制度の充実・取得促進

区 分	内 容
ア 男性職員の育児参加の促進	(ア) 「子育てサポートミーティング」により管理職をはじめとした職場全体の意識改革 (イ) 「男性職員の子育て参加ガイド（令和4年度改訂）」等による育児休業制度等の周知徹底
イ 妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援制度の充実	(ア) 不妊治療のための休暇の新設 (イ) 男性の育児参加のための休暇の対象期間の拡大 (ウ) 育児休業の取得回数制限の緩和 (エ) 会計年度任用職員の育児休業等の取得要件緩和
ウ 休暇・休業制度の取得促進	(ア) 「子育て・介護のための両立支援に関する手引き（令和4年度改訂）」による制度の周知や取得事例の紹介等による理解促進 (イ) 管理職研修の実施により、支援制度を気兼ねなく活用できる職場環境づくりの推進

(参考) 超過勤務の縮減目標 [知事部局等*の数値目標]

区分	R3目標
職員一人1月当たりの平均超過勤務時間	R2年度実績(△3.7%)を踏まえ、前年度実績(10.9時間)から△3%
年間360時間超の職員数	H30年度～R2年度の3カ年実績(△17.1%)を踏まえ、前年度実績(413人)から△6%

* 知事部局、議会事務局、各種行政委員会、企業庁、病院局(県立病院除く)

(参考) 育児に係る休暇・休業の取得に関する目標 [知事部局等*の数値目標]

項 目	目 標	達成時期	R2年度実績
男性の育児休業の取得率	30% (希望者の100%)	R7年度	16.0% (希望者の100%)
配偶者の出産補助休暇の取得率	100%		99.1%
男性の育児参加休暇の取得率	100%		89.6%

* 同上

(参考) 妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援制度の充実 (R4. 1. 1~R4. 10. 1 施行予定※)

項目	拡充内容 (案)		現行
ア 不妊治療のための休暇の新設	付与日数	5日 (有給) ※頻繁な通院を要する場合は5日加算	なし
イ 男性の育児参加のための休暇の対象期間の拡大	対象期間の終期	子が1歳に達する日まで	出産の日後8週間を経過する日まで
ウ 育児休業の取得回数制限の緩和	取得回数	原則2回まで	原則1回まで
	子の出生後8週間以内の育児休業の取得回数	上記に加え2回まで	上記に加え1回まで
	子の出生後8週間以内の育児休業の請求期限	2週間前まで	1か月前まで
	期末勤勉手当算定に係る在職・勤務期間の除算の取扱い	現行の取扱いは維持した上で、子の出生後8週間以内の承認期間とそれ以外の期間における承認期間は合算しない。	承認期間が1か月以下の育児休業の期間は除算しない。
エ 会計年度任用職員の育児休業等の取得要件緩和	在職要件	なし	在職1年以上
	育児休業	子の出生後8週間以内に取得する場合の取得要件	子の誕生日から起算して8週間と6月を経過する日までにその任期が満了し、その任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかでないこと。
		子が1歳以降に取得する場合の取得要件	夫婦交代で取得する場合や特別の事情がある場合において、初日以外からの取得を認める。
		配偶者の出産補助休暇・男性の育児参加のための休暇・産前休暇・産後休暇の給与の取扱い	有給
		育児部分休業・介護休暇・介護時間の取得要件	なし
		短期介護休暇の取得要件	6月以上の任期又は6月以上継続勤務
			在職1年以上
			6月以上継続勤務

※ 国の法改正等の動向を踏まえて支援制度を改正

【主な取組の工程表（R4～R6）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○柔軟で多様な働き方の推進 ・在宅勤務の推進 ・時差出勤の推進 ・フレックスタイム制の推進			
	→		
	在宅勤務推進期間、利用促進のための研修等の実施 等		
	→		
	制度の運用・利用促進、早出・遅出勤務について、所属職員数の2割を上限とする基準の廃止		
	→		
	制度の運用・利用促進、全職員への拡大		
○超過勤務の縮減 ・働き方改革委員会等における超勤縮減目標の設定と進行管理	→ 目標設定	→ 実績共有・検証（四半期毎）	→ 目標設定
			→ 実績共有・検証（四半期毎）
○休暇・休業制度の取得促進 ・「子育てサポートミーティング」の実施による職場全体の意識改革 等 ・妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援制度の充実			
	→		
	四半期ごとの実施状況の照会、手引き等での周知		
	→		
	両立支援制度の充実		
		制度の運用・取得促進	

(4) 人材育成

[県政改革方針]

① 職員の能力向上・士気高揚

- ア 時代に即した研修の充実や、職員の意欲と適性を踏まえたジョブローテーション、民間等との人事交流などにより職員の能力向上を図る。
- イ 人事評価の活用等による士気高揚に取り組み、新たな県政を担う人材を育成する。

② 女性活躍の推進

- ア 組織の多様性を推進するため、引き続き、女性職員の職域の拡大、キャリア形成を意識した人事配置に努める。
- イ 職場でのOJT強化、女性ロールモデルの情報発信のほか、女性管理職同士のネットワークづくりやキャリアアップ研修を充実させる。

③ 多様な人材の積極的な登用

- ア 年齢構成の平準化と多様な人材の確保に向けて、経験者採用試験を積極的に活用する。
- イ 多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくため、外部の優れた知見や民間ノウハウが活かせる分野・事業において、外部専門人材等の県政への参画を積極的に促進する。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

平成12年度に策定した「兵庫県職員研修・育成計画」について、その後の社会経済情勢の変化等を踏まえた見直しを行い、新たな人材育成に関する基本方針を策定することにより、人事管理全般を通じた総合的な人材育成を推進する。

① 職員の能力向上・士気高揚

ア 効果的な職員研修の実施

- (ア) 階層別研修による各職位に必要な職務遂行能力の養成、特別研修による業務に応じた専門知識、課題対応力の習得を促進
- (イ) データに基づいた政策立案研修の拡充を図るとともに、民間企業との共同研修の開催を検討
- (ウ) 管理監督職のOJT実践力の強化に向けた研修の拡充
- (エ) オンライン研修の拡大により、集合研修との最適な組み合わせによる効果的な研修の実施
- (オ) 研修から一定期間の経過後、職場での実践結果を踏まえて実施するフォローアップ研修の新設
- (カ) 職務に有用な資格取得やリカレント教育等による職員の能力向上を推進
- (キ) 時代に即した研修計画の見直しとともに、自治研修所が担うべき役割・機能について検討し、効果的な職員研修を実施

イ 職員の意欲と適性を踏まえた人事配置

- (ア) 職員の意欲や希望を重視した登用や柔軟な人事異動を目指し、職員自らが主体的にキャリアデザインを行う仕組みと、庁内インターンなどにより短期的に他所属での勤務を認める「兵庫県マルチワークプログラム」を新設
- (イ) 現行の人事評価に加え、職員のスキルや経験を可視化する客観的な評価手法を研究し、適性や能力が最大限発揮できる人事配置を促進
- (ウ) 県政のスピード感と現場主義の姿勢を養うため、採用後は早期に本庁と地方を2回ずつ経験するジョブローテーションを実施

ウ 地域社会での活躍の促進

地域活動など職員の公務外での活動を促進し、地域活性化に貢献するとともに、職員の能力向上と人的ネットワークの形成を推進

エ 民間等との人事交流

公民連携プラットフォーム等の活用により、外部の優れた知見や民間ノウハウが活かせる分野での人事交流を推進

オ 職員の士気高揚

(ア) 人事評価制度の新たな指標として「チャレンジ目標」と「マネジメント目標」の導入を検討し、引き続き適性かつ効果的な人事評価を実施

(イ) 人事評価を昇給、手当、表彰に適切に反映すること等による士気高揚の促進

② 女性活躍の推進

ア 女性職員の職域の拡大、キャリア形成を意識した人事配置

イ 職場でのOJT強化、女性ロールモデルの情報発信、女性管理職同士のネットワークづくりやキャリアアップ研修の充実

(参考) 女性登用の目標 [知事部局等^{※1}の数値目標] ^{※2}

項目(案) <small>※当該職に占める女性割合</small>	目標	達成時期	R3.4 実績
本庁部局長相当職	10%	R7.4	11.7%
本庁課長相当職	20%		17.5%
本庁副課長相当職	20%		16.0%
本庁班長・主幹相当職	30%		25.3%
採用者に占める女性割合	45%以上	R3.4～R7.4	44.9%

※1 知事部局、議会事務局、各種行政委員会、企業庁、病院局（県立病院除く。）

※2 目標は、「第4次兵庫県男女共同参画計画」及び「第7次男女共同参画兵庫県率先行動計画」において規定

③ 多様な人材の積極的な登用

ア 年齢構成の平準化と多様な人材の確保に向けて、経験者採用試験の積極的な活用に加え、特定分野での実績を基に採用する特別枠採用試験の実施を検討

イ 多様化・複雑化する社会課題への対応のため、外部の優れた知見や民間ノウハウが活かせる分野・事業において、外部専門人材や複業人材も含めた民間人材を積極的に活用

【主な取組の工程表（R4～R6）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○人材育成に関する基本方針の策定	→ 人材育成に関する基本方針の策定	基本方針の周知徹底 基本方針を踏まえた取組内容の見直し	→
○職員の能力向上・士気高揚	階層別研修、特別研修の実施 →		
	[R4 年度の取組] データ活用研修の拡充、民間との共同研修の検討、 OJT実践力の強化に向けた研修の拡充、 フォローアップ研修の新設 等		→
	→ 「庁内インターン等」の 試行実施	「兵庫県マルチワークプログラム」の実施	→
	地域社会での活躍促進、	民間等との人事交流の	→ 推進
	→ 人事評価制度の見直し 客観的指標の研究	人事評価制度の適正な実施	→
○多様な人材の積極的な登用	→ 経験者採用試験の見直し 特別枠採用試験の検討	時代に即した多様な採用試験の実施	→
	→ 外部人材、複業人材 の活用分野等の検討	外部人材、複業人材の活躍促進	→

3 業務改革

[県政改革方針]

(1) 抜本的な業務プロセスの見直し

書面・対面規制や公印の見直しなど業務プロセス改革を推進するとともに、行政手続オンライン化の着実な推進や、公印のデジタル化、キャッシュレス決済の推進等に取り組み、県民等の利便性向上と職員の業務効率化の両立を図る。

(2) 先端 ICT の積極的活用

AI (Chatbot)・RPAによる定型業務の効率化、オンライン会議等による会議運営の省力化、在宅勤務用システムやタブレット等を活用したテレワークにより業務を効率化するとともに、ビッグデータを用いた施策立案の高度化やAI・IoT等のICT活用施策の拡充・拡大により質の高い行政運営を推進する。

(3) 外部人材の活用及び職員のデジタルリテラシーの向上

外部人材の指導・助言によりデジタル技術を活用した行政施策を推進する。また、行政課題の解決にデータを利活用する研修を実施し職員のデジタルリテラシーの向上を図り、行政サービスの向上や政策立案の高度化を支援する。

(4) 組織風土の醸成

業務改革に取り組む組織風土や、職員の改革マインドを醸成し、全庁一丸となって業務改革を推進し、イノベーション型行財政運営の実現を目指す。

(具体的な取組内容 (令和4年度))

(1) 抜本的な業務プロセスの見直し

県民等の利便性向上と職員の業務効率化の両立を図るため、業務プロセスの抜本的な見直しに向け、以下の取組を推進する。

①主な取組項目

ア 行政手続オンライン化の推進

「オンラインが原則。紙でもできる」、「手続全体(申請から通知・支払まで)をオンライン化」を基本方針とし、効果性・実現性の高い手続から優先してオンライン化

「行政手続オンライン化推進方策 (R3.10策定)」に基づき、手続のオンライン化を推進

(ア) 主要手続(処理件数 年 400 件以上)は、「国の対応」や「書面・対面が必要」な手続を除き3カ年で全てオンライン化 (R3:150 手続→R5:303 手続)

(イ) 全手続では、R3~5年度で新たに3,919手続をオンライン化 (R3:4,762 手続→R5:8,681 手続)

イ 公印のデジタル化

公印文書を必要とする手続や契約事務の迅速化と効率化を図るため、電子公印や電子契約を導入

(ア) 公印を省略できない一部の県発出文書について、R4年度に電子公印の導入検証を行い、その後本格導入を目指す。

(イ) 県が締結する契約事務について、R4年度に電子署名による電子契約の導入検証を行い、その後本格導入を目指す。

ウ キャッシュレス決済の推進

支払手続をシステム上で完了させ、収入証紙の購入や窓口での納入通知書払を不要とするとともに、来所が必要な手続きは窓口端末を設置し、収納全般でキャッシュレス決済を導入

(ア) R3 年度に構築した電子納付システムを活用し、R4 年度から先行的に、収入証紙で収納している手続について、クレジットカード、インターネットバンキング、スマホ払いやコンビニ払いを導入

(イ) クレジットカード、電子マネーが使える窓口端末について R4 年度に 7 箇所導入して検証を行い、その後対象拡大を目指す。

(ウ) なおも必要な納入通知書はバーコードによるキャッシュレス化を R4 年度に検討

② その他の取組項目

ア 書面規制等の見直し

書面・対面規制や公印の押印見直し、規制緩和に向けた国要望の実施等により、ペーパーレス化・オンライン化をさらに徹底する。

イ 電子決裁の推進、保存文書の電子化の推進

R3 年度に機能向上を行った文書管理システムや、電子決裁機能を整備する財務会計システムを有効に活用し、電子決裁をさらに推進するとともに、保存文書の電子化を推進する。

ウ 業務執行方法の見直しによる業務効率化

民間へのアウトソーシングのさらなる活用をはじめ、職員の業務効率化に資する業務執行方法見直しの取組を推進する。

(2) 先端 ICT の積極的活用

先端 ICT を活用し、職員の業務効率化、ICT 活用施策の拡充・拡大を図るため、以下の取組を推進する。

① 庁内業務の効率化

ア 定型業務の効率化

(ア) AI (Chatbot) により、庁内外からの問合せに自動で応答 (稼働：4 業務)

(イ) RPA を活用して、メール添付ファイルの集約、WEB からの情報収集、手書き帳票の OCR 読込等の定型業務を自動化 (稼働：118 業務)。研修により RPA を活用できる職員を育成

イ 会議運営の省力化

タブレットや大型ディスプレイの活用によるペーパーレス会議や、本庁と県民局・外部事業者等とのテレビ会議を推進する。

ウ テレワークの推進

(ア) 在宅勤務用システム (テレワーク兵庫) による在宅勤務や、出張先や移動時等におけるモバイルパソコン、タブレット端末の活用を推進する。

(イ) サテライトオフィスの運用については、在宅勤務の執務環境向上 (テレワーク兵庫、モバイルパソコン、電話転送機能の整備等) を踏まえた適切な配置とする。

エ 新システムの導入・既存システムの改修

業務の効率化を図るため、新システムの導入や、仕様変更・機能付加など既存システムの改修を推進する。

業務システム	内 容
県立学校授業料等学校徴収金徴収・管理システムの導入	学校徴収金徴収業務等の職員負担の軽減及び生徒・保護者の利便性を向上[R6. 4 運用開始]
出退勤管理システムの導入	在宅勤務の定着等、柔軟で多様な働き方の拡大を踏まえ、職員の出退勤管理を適切に実施[R4 下期 運用開始]
医療機関情報照会システムの整備	県・医療機関の間の調査回答・補助金申請等の文書送付・集計等の事務処理を迅速化[R5. 4 運用開始]
教員採用試験における合否結果等閲覧システムの整備	合否結果を Web 上で閲覧可能とし、事務を効率化及び受験者の利便性を向上[R4 上期 運用開始]

② 質の高い行政運営の推進

ア データ利活用による施策立案の高度化

地理情報システム(GIS)や人流データ分析ツール等の活用により、多様なデータを分析・可視化する。

イ ICT活用施策の拡充・拡大

(ア) 行政課題の解決に向け、ICT事業者等から技術提案を募集、導入するにあたって、調整や助言を実施する。

(イ) 県・市町職員のコミュニケーションの活性化、相互アドバイス等の促進に向け、チャットツールを試行する。

(3) 外部人材の活用及び職員のデジタルリテラシーの向上

デジタル技術を活用した行政施策の促進や、データ利活用による行政サービスの向上等を支援するため、以下の取組を推進する。

[ICT人材の育成・活用]

① 外部人材のさらなる活用

高度な専門知識を有する情報戦略監、情報専門官、デジタル業務専門官の行政の慣行にとらわれない視点等による指導・助言を踏まえ、庁内のICT人材と連携し、デジタル技術を活用した各分野の行政施策を促進する。

② データ利活用研修の実施

行政課題の解決に必要なデータの収集及びICTを活用したデータ分析等の知識・技術に関する研修を実施し職員のデジタルリテラシーの向上を図り、行政サービスの向上や政策立案の高度化を支援する。

(4) 組織風土の醸成

組織的な取組及び職員一人ひとりの主体的な取組を促進し、業務改革を着実に進めていくため、以下の取組を推進する。

① 業務改革研修等の実施

業務改革をテーマとした職員研修を通じて、職員に改革マインドを浸透させるとともに、業務改革の目標を設定する等して組織的な取組を促進する。

② 職員提案制度の改善

職員一人ひとりから、より積極的に業務の創意工夫や変革の提案がなされ、各職場において提案の趣旨を活かした取組が進むよう、現行の職員提案制度の改善を図る。

【主な取組の工程表 (R4～R6)】

取組内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○行政手続オンライン化の推進		→	→
	推進方策に基づき	順次オンライン化	対象拡大
○公印のデジタル化	→	→	→
	試験的導入・検証	本格導入	対象拡大
○キャッシュレス決済の推進	→	→	→
	収入証紙の電子納付導入	収入証紙の電子納付拡大	対象拡大
	→	→	→
	窓口端末の一部導入	窓口端末の一部導入・検証	対象拡大
	→	→	→
	バーコード [※] 付納入通知書の導入検討		

4 地方分権への取組

[県政改革方針]

(1) 地方分権改革の推進

- ① 国から地方への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し、自治立法権の拡充・強化や地方の負担となっている計画策定に関する規定の見直し等に向け、本県独自の働きかけに加え、全国知事会、関西広域連合や県地方六団体等とも連携を図りつつ、国への働きかけを積極的に推進する。
- ② 地方税財源の充実強化に向け、地方一般財源総額の充実確保、地方税体系の抜本的な見直し、デジタル化社会の実現に向けた税財政措置等を要請する。
- ③ 市町における専門人材の確保育成を図るため、人事交流や併任等を必要に応じて実施し、市町の意向や受入体制を勘案しつつ、県から市町への権限移譲を推進する。

(2) 関西広域連合による取組の推進

- ① カウンターパート方式による大規模災害発生時の被災地支援や、関西全域をカバーするドクターヘリの運行など、7つの広域事務を着実に実施する。
- ② 新型コロナウイルス感染症への広域的な対応（府県域を越えた医療連携や府県市民への要請等の広域調整、知見の共有、国への提言等）について、構成府県市が一体となった取組に対応する。
- ③ 関西全域の産業競争力強化および新産業創出のため、構成府県市の公設試の連携強化を柱とした、中堅・中小企業の新たな技術開発支援体制に向けて検討する。
- ④ 2025年大阪・関西万博に向けた取組、延期となったワールドマスターズゲームズ関西の開催への機運醸成等について、構成府県市で連携協力し対応する。
- ⑤ 防災庁の創設や政府関係機関の地方移転など、国土の双眼構造の実現に向けた取組を推進し、国からの事務・権限の受け皿たり得ることを顕示する。
- ⑥ 中長期的な観点から、関西広域連合の今後対応すべき広域課題やその解決に相応しい体制等について検討する。

(3) 規制改革の推進

- ① 関西圏国家戦略特区、関西イノベーション国際戦略総合特区、あわじ環境未来島特区を活用し、産業の国際競争力強化や地域活性化を推進する。また、国に対し更なる特例措置の創設を働きかける。
- ② 企業等の事業活動の妨げとなっている県及び県内市町独自の規制の見直しや、県民サービスの向上、行政のデジタル化の推進につながる行政手続の簡素化等に取り組む。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

(1) 地方分権改革の推進

国から地方への事務・権限の移譲等や、地方税財源の充実強化に向けた地方税体系の抜本的な見直し、地方一般財源総額の充実確保等について、本県独自の働きかけに加え、下記団体と連携して国への働きかけを積極的に推進

① 兵庫県としての働きかけ

ア 事務・権限移譲等の推進

(ア) 国から地方への事務・権限の移譲等の推進

「提案募集方式」を活用し、地方の実情に応じた施策実施が可能となるように、更なる事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し、計画策定に関する負担軽減等を国へ提案

(イ) 県と市町の役割分担を踏まえた権限移譲の推進

「県から市町への権限移譲検討会議」において、市町の意向や受入体制を勘案しつつ、一層の権限移譲を進めるとともに、移譲に向けた専門人材の人事交流、併任等を必要に応じて実施する。

イ 地方税財源の充実強化

地方一般財源総額の充実確保、地方税体系の抜本的な見直し、デジタル化社会の実現に向けた税財政措置等について提案活動を実施

② 県地方六団体（兵庫県、兵庫県議会、兵庫県市長会、兵庫県市議会議長会、兵庫県町村会、兵庫県町議会議長会）としての働きかけ

兵庫県地方分権推進自治体代表者会議を開催し、提言等を取りまとめ、政府・与党等に要請活動を実施

③ 全国知事会としての働きかけ

- ・地方税財政常任委員会・地方分権推進特別委員会を開催し、提言等を取りまとめ、国への働きかけを実施
- ・本県が幹事長を務める国民運動本部を通じて、地方が抱える諸課題の解決策を国に提案

④ 関西広域連合としての働きかけ

提案を取りまとめ、国への働きかけを実施

(2) 関西広域連合による取組の推進

① 広域事務等の着実な実施

- ・第4期広域計画（計画期間：令和2～4年度）に基づき、広域防災など7分野の広域事務及び企画調整事務を着実に実施
- ・関西全域の産業競争力強化および新産業創出のため、構成府県市の公設試の連携強化を柱とした、中堅・中小企業の新たな技術開発支援体制に向けて検討
- ・2025年大阪・関西万博に向けた取組、延期となったワールドマスターズゲームズ関西の開催に向けた機運醸成等について、構成府県市で連携協力して対応

② 分権型社会の実現に向けた取組

- ・提案募集方式を活用し、大括りの事務・権限の移譲を引き続き国へ求めるとともに、広域連合に対し実証実験的に権限移譲を行うことなど、新たな地方分権改革の手法等を提案
- ・国土の双眼構造の実現に向け、関西への移転が実現している文化庁地域文化創生本部（京都府）、消費者庁新未来創造戦略本部（徳島県）、総務省統計局統計データ利活用センター（和歌山県）等との連携強化を図り、政府機関等の関西へのさらなる移転を促進するとともに、防災庁の創設について国へ働きかけを実施

③ 今後の広域行政の在り方

第4期広域計画の評価・検証を行うとともに、専門的な見地からの助言等を踏まえ、第5期広域計画を策定する。

(3) 規制改革の推進

① 特区制度の推進

ア 関西圏国家戦略特区

国家戦略特区法等で定められている既存の規制緩和メニューの活用を進めるとともに、民間事業者等のニーズに応じて新たな規制緩和メニューの創設を国に提案

イ 関西イノベーション国際戦略総合特区及びあわじ環境未来島特区

(ア) 関西イノベーション国際戦略総合特区

第3期特区計画（令和4～8年度）に基づき、先進的な研究開発、製品化・事業化への展開、国際競争拠点形成に向けた取組を推進

(イ) あわじ環境未来島特区

第3期特区計画（令和4～8年度）に基づき「持続する環境の島」の実現に向けた取組を推進

- ・事業者等による太陽光発電設備の導入促進など再生可能エネルギーの利用を促進
- ・環境にやさしい移動ツールとして島内住民へのEV（電気自動車）の普及を促進するとともに、水素エネルギーの利活用方策を検討

② 県及び市町が設ける規制の改革の推進

有識者からなる県規制改革推進会議を設置し、社会・経済構造の変化への対応が遅れ地域活性化の支障となっている県及び市町町の独自規制の見直しや、県民サービスの向上、行政のデジタル化の推進につながる行政手続の簡素化等の取組を推進

【主な取組の工程表（R4～R6）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R4年度	R5年度	R6年度
○地方分権改革の推進		・県としての働きかけ ・関係団体と連携した働きかけ	→
○関西広域連合による取組の推進		・広域事務等の着実な実施 ・分権型社会の実現に向けた取組	→
○規制改革の推進		・特区事業の認定・推進 ・新たな規制緩和の提案	→

Ⅲ 事業レビューの導入

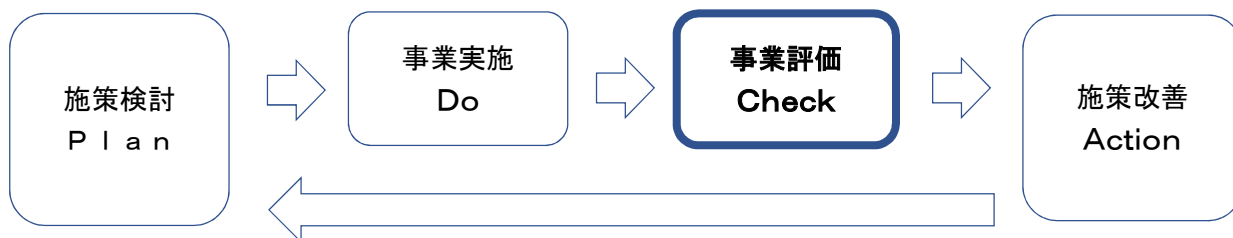
【県政改革方針】

イノベーション型の行財政運営の実現を目指す取組の一環として、外部有識者の評価を加えて施策改善を図る「事業レビュー」を導入する。また、評価結果を公表することで県政の透明性を高め、県民ボトムアップ型県政を推進する。

（具体的な取組内容（令和4年度））

1 実施概要

毎年度見直し事業を選定の上、外部有識者による事業評価を行い、評価結果を公表する「事業レビュー」を実施する。評価結果を翌年度当初予算編成に向けた施策検討や予算要求に反映させることで、施策のPDCAサイクルの実現と、職員の政策形成能力の向上とデータ等の合理的根拠に基づく政策立案（EBPM）の定着を図る。



2 対象事業（例）

- (1) 現行実施している事務事業評価の対象事業（事業費 500 万円以上の政策的事業）
- (2) 各部局から見直し・改善したい事業として要望のあった事業
- (3) 事業実施から相当年数経過している事業
- (4) 令和3年度の総点検以降、さらに見直しが必要となった事業 等

3 評価実施者

地方行財政等に知識経験を有する外部有識者

4 実施時期

令和4年4月～

【主な取組の工程表（R4～R6）】

取組内容	今後の予定（工程）		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○事業レビューの実施	<p>【毎年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業レビューシート作成（4～5月） ・事業レビューの実施（7～8月） ・事業評価結果の受理・公表（10月） ・翌年度当初予算等へ反映 		→

事務事業（見直し事業個票）

目 次

事業名		頁
1	県民交流バスの実施	88
2	HUMAP 構想の推進	90
3	私立学校経常費補助 私立高等学校等生徒授業料軽減補助 私立学校教職員退職金財団補助 私立幼稚園教職員退職基金財団補助	91
4	ひょうご地域創生交付金	92
5	地域再生大作戦	93
6	ふれあいの祭典	95
7	出会いサポートセンター事業	97
8	地域祖父母モデル事業	98
9	こどもの冒険ひろば事業	99
10	障害者小規模通所援護事業	100
11	グループホームを利用する低所得者 に対する家賃助成	101
12	100歳高齢者祝福事業	102
13	老人クラブ活動強化推進事業	103
14	WHO 神戸センター運営支援事業	104
15	音楽療法定着促進事業	105
16	県立障害者高等技術専門学院の運営 体制の見直し	106
17	地域経済活性化支援事業	107
18	商店街の活性化施策	108
19	中小企業設備貸与事業	111
20	新事業創出支援事業貸付	112
21	チャレンジ起業支援貸付	113
22	IT あわじ会議開催事業	115

事業名		頁
23	旅券事務所	116
24	海外事務所運営費	117
25	姉妹州省との周年事業	118
26	私費外国人留学生奨学金支給事業	119
27	ひょうごふるさと館運営事業	120
28	首都圏特産品プロモーション強化事業	121
29	五国の元気づくり交流拠点の支援	123
30	認証食品 PR・販売コーナー設置事業	124
31	兵庫県産木材利用木造住宅特別融資	125
32	ひょうご元気な「農」創造事業	126
33	バス対策費補助	128
34	県営住宅事業特別会計への繰出	129
35	人生いきいき住宅助成事業（一般型）	130
36	市街地再開発事業	132
37	県立都市公園等維持管理費	134
38	住宅耐震改修工事利子補給事業	135
39	オールドニュータウン再生モデル事業	136
40	郊外型住宅団地再生先導的支援事業	137
41	商店街の活性化とまちの再整備によるにぎわいのまちづくり (まちなか再生)	138
42	神戸マラソン開催費	140
43	予算決算乖離により廃止するもの	141

1 行政施策	(1) 事務事業	1 県民交流バスの実施	
		R3 予算額 (うち一般財源) 137 百万円 (66 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 137 百万円 (66 百万円) 平年ベース (うち一般財源) : 137 百万円 (66 百万円)

① 見直しの視点

旅行形態が団体から個人へシフトし、バス旅行に対する需要が減少傾向にあること等を踏まえ、事業の必要性を検討

【各バス事業の概要】

区 分	対象団体	対象施設・事業	1 台あたり助成額
県民交流バス	自治会等 県内地域団体・グループ	県及び市町の施設・ 体験事業・イベント等	1 日コース 2.5 万円 宿泊コース 5 万円
都市農村交流バス	子ども会 青少年団体等の地域グループ	農林漁業体験 視察研修等	1 日コース 2.5 万円 宿泊コース 5 万円
ひょうごツーリズムバス	県外団体旅行者 (海外含む)	ひょうごの産業ツーリズム 施設等	1 日コース 1.5 万円 宿泊コース 3 万円
しごとツーリズムバス	県内の小中学校 子ども会等の団体・グループ	ものづくり大学 県内の施設・工場等	2.5 万円
エコツーリズムバス	県内の団体及びグループ 県内の小中学校等	県内の環境関連施設等	1 日コース 2.5 万円 宿泊コース 5 万円

【直近 3 か年の事業実績】

(単位：台)

区 分	H30		R1		R2	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
県民交流バス	2,000	1,647	2,000	1,619	2,100	107
都市農村交流バス	500	349	500	296	400	55
ひょうごツーリズムバス	1,950	1,881	1,950	1,825	1,950	1,115
しごとツーリズムバス	450	334	450	278	450	232
エコツーリズムバス	300	289	300	291	300	122

【旅行者の主な利用交通機関】 (単位：千人)

区分	H24	R1	増減率
旅行者数	367,662	368,074	+ 0.1%
(うち団体)	(92,329)	(55,596)	(△39.8%)
うちバス	61,032	47,400	△22.3%
うち鉄道関係	77,650	82,550	+ 6.3%
うち自家用車	191,136	198,749	+ 4.0%

※出典：観光庁「旅行・観光消費動向調査」

② 見直し内容

環境変化により、県民交流バス事業等の必要性が希薄化していること、また広報や交流など他事業において、各バス事業の目的を推進するための事業を実施していることから、全てのバス事業を廃止

ただし、コロナ禍によりバス需要が減少していること (R2 実績:1,631 台)、一方で観光支援事業を実施していることを踏まえ、令和 4 年度については、激変緩和措置として、台数を現行規模の半分に縮減してバス借り上げ料補助を実施することとし、令和 5 年度に廃止

③ 改善の方向性

下表のとおり、各バス事業と同目的の代替事業等に対応

区 分	事業目的	対応 (代替事業)
県民交流バス	実体験を伴う県施設の広報等	S52~R2 の 44 年間で延べ 268 万人 (県人口の半数) が参加したことを踏まえ、今後は各施設の広報・イベント等で対応 ○内容 (例) ・ 県立芸術文化施設の無料開放日の設置 ・ 県立コウノトリの郷公園、県立人と自然の博物館等で、周年イベント・セミナー・企画展等を開催

区 分	事業目的	対応（代替事業）																				
都市農村交流バス	農業体験を通じた農村交流等	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食県産食材供給拡大事業において、児童・生徒、教諭向けの食育や農業体験機会を提供 ○内 容 学校を対象とした生産者による食育活動(出前講座、農業体験等) ○実施手法 委託(生産者団体、JA 等) ・NPO 法人等が企画する都市農村交流事業に対し引き続き補助 																				
ひょうごツーリズムバス	県外からの来訪客誘致促進等	<p>兵庫の観光の再生を図るとともに、兵庫のブランド力を強化するため、JR と連携した「ステーションキャンペーン」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業主体 兵庫「ステーションキャンペーン」推進協議会 ○テ ー マ 「兵庫テロワール旅ー 私の感動、その先へ。ー」 ○総事業費 3 億円 ○負担割合 県：市町＝1：1 ○実施方法 兵庫「ステーションキャンペーン」推進協議会への負担金 ○事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・全国宣伝販売促進会議開催 ・JRグループ連携「食」フェア開催 ・五国を駆け巡る「観光列車」運行、「特別クルーズ」運航 等 																				
しごとツーリズムバス	就業体験を通じた勤労意識醸成等	<p>小中学生のものづくりや技能に対する理解を促進するため、ものづくりチャレンジアップ事業やものづくり技能フェスタ開催事業等においてもものづくり体験の機会を提供</p>																				
エコツーリズムバス	環境問題に対する意識醸成等	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期における環境体験の実施や、若者からシニアまで幅広い世代が交流・意見交換を行うひょうごユース eco フォーラムの開催など、それぞれのライフステージに応じた環境学習、環境教育の機会を提供 ・脱炭素社会実現に向け、県民・事業者の意識向上を図るため、国内外の状況、先進事例の紹介等を行うフォーラムを新たに開催 ○ 対 象 者 県内事業者・一般県民 ○ 開催時期 令和 4 年 12 月(予定) ○ 内 容 <ul style="list-style-type: none"> ・大学教授等による講演(脱炭素に向けた COP26 の議論概要等) ・APN センターの事業・研究内容紹介、意見交換等 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>区分</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>最終目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県内で環境保全活動に積極的な人の割合*</td> <td>目標</td> <td>60%</td> <td>60%</td> <td>60%</td> <td rowspan="3">達成率 100%</td> </tr> <tr> <td>実績(見込)</td> <td>(56%)</td> <td>(58%)</td> <td>(60%)</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>(93.3%)</td> <td>(96.7%)</td> <td>(100.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査で、環境に関する質問 5 項目に対して肯定的な回答をした人の割合</p>	指標名	区分	R4	R5	R6	最終目標	県内で環境保全活動に積極的な人の割合*	目標	60%	60%	60%	達成率 100%	実績(見込)	(56%)	(58%)	(60%)	達成率	(93.3%)	(96.7%)	(100.0%)
指標名	区分	R4	R5	R6	最終目標																	
県内で環境保全活動に積極的な人の割合*	目標	60%	60%	60%	達成率 100%																	
	実績(見込)	(56%)	(58%)	(60%)																		
	達成率	(93.3%)	(96.7%)	(100.0%)																		

④ 留意事項

見直しにあたっては、市町（団体）に丁寧な説明を実施

【工程表（R4～R6）】

見直し内容	今後の予定（工程）		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○バス事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・バス事業の縮小 ・代替事業の実施等 	バス事業の廃止	➔

1 行政施策	(1) 事務事業	2 HUMAP(兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク)構想の推進	
		R3 予算額(うち一般財源): 56 百万円(56 百万円)	
		効果額	初年度(うち一般財源): 21 百万円(21 百万円)
			平年ベース(うち一般財源): 21 百万円(21 百万円)

① 見直しの視点

今後もアジア太平洋にある大学との交流ネットワークを維持し、高等教育研究の活性化、水準の向上を図るとともに、将来の発展を支える人材を養成する必要があることから、県の支援を継続
ただし、近年、各大学の自主的な取組の拡大により、HUMAP 協定大学間の留学生の交流が増加しているため、県の支援内容を見直し(今後は、JASSO の留学生のための奨学金、大学独自の留学生支援制度等の更なる活用により対応)

【支援内容】

区 分		人 数	支 援 内 容
①短期留学生支援	受入	35 人	○6ヶ月以上1年以内 ○奨学金:月額8万円
	派遣	15 人	○6ヶ月以上1年以内 ○奨学金:月額6~10万円
②短期研修生受入支援	受入	10 人	○8日以上1ヶ月程度 ○奨学金:定額4万円又は8万円
③海外インターンシップ支援	派遣	10 人	○4ヶ月以内 ○奨学金:月額8万円
④研究者交流事業	受入	10 人	○1ヶ月以上1年以内 ○往復渡航費、滞在費(1ヶ月)
	派遣	0 人	○1ヶ月以上1年以内 ○往復渡航費

【HUMAP 交流大学間の留学実績】

区 分	H12	H19	H30	R1
①受入 (うち HUMAP 支援数)	64 人 (22 人)	164 人 (50 人)	220 人 (35 人)	241 人 (31 人)
②派遣 (うち HUMAP 支援数)	15 人 (15 人)	94 人 (31 人)	278 人 (15 人)	238 人 (12 人)

② 見直し内容

②短期研修生受入、③海外インターンシップ支援は、各大学の取組が充実してきたことから廃止

①短期留学生支援、④研究者交流事業については、留学生等による県施策への協力体制を維持する必要があることから、事業を継続し、県内大学の留学生数が年々増加している状況を踏まえ、支援数を見直し

区 分		人 数		
		現 行	見直し後	削減数
短期留学生支援	受入	35 人	25 人	△10 人
	派遣	15 人	10 人	△5 人
短期研修生受入支援	受入	10 人	0 人	△10 人
海外インターンシップ支援	派遣	10 人	0 人	△10 人
研究者交流事業	受入	10 人	5 人	△5 人
	派遣	0 人	0 人	±0 人
合 計		80 人	40 人	△40 人

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定(工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○支援内容の見直し	支援内容の見直し		→

1 行政施策	(1) 事務事業	3	私立学校経常費補助 私立高等学校等生徒授業料軽減補助 私立学校教職員退職金財団補助 私立幼稚園教職員退職基金財団補助
		R3 予算額 (うち一般財源) : 22,370 百万円 (19,204 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : — 平年ベース (うち一般財源) : —

① 見直しの視点

少子化の進展による生徒数の減、納付金の減少、令和2年度から実施された国就学支援金の拡充等に伴う環境変化に対応した補助内容を検討

【事業概要】

・私立学校経常費補助

私立学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）を設置する学校法人等設置者に対し、教職員人件費を中心とした経費に対して経常費補助を行うことにより、私学振興を推進

・私立高等学校等生徒授業料軽減補助

国の就学支援金制度に県単独加算を行い、生徒の学資負担者の経済的負担を軽減

階層別の所得基準	国	県	計
年収 590 万円未満程度	396.0 千円	12.0 千円	408.0 千円
年収 590 万円以上 730 万円未満程度	118.8 千円	100.0 千円	218.8 千円
年収 730 万円以上 910 万円未満程度		50.0 千円	168.8 千円

・私立学校教職員退職金財団補助、私立幼稚園教職員退職基金財団補助

退職手当資金給付事業に要する設置者負担金の一部を補助

私立学校	標準給与の 144/1000	108/1000	設置者負担分
		36/1000	県補助分(交付税措置と同率)
私立幼稚園	標準給与の 144/1000	42/1000	設置者負担分
		36/1000	県補助分(交付税措置と同率)

【環境変化や課題】

- ・少子化の進展による生徒数の減、納付金の減少により、学校設置者負担が増大
- ・国の就学支援金に加えて、県単独の授業料軽減補助を実施し、所得区分に応じた授業料の軽減を行うとともに、奨学給付金制度や入学資金貸付制度により、授業料以外の教育費負担についても支援を実施

② 見直し内容

国庫及び交付税措置を基本に県単独の財源を活用して経常費補助、授業料軽減補助、退職金財団補助を実施しており、その総額は近隣府県と比較しても中位である状況

令和3年度に、経常費について臨時的・緊急的な措置として事務費の削減を実施しているが、令和4年度以降も、事務費の削減を継続

③ 改善の方向性

今後も国の動向や本県の実情等を踏まえて、経常費補助と授業料軽減補助とのバランスを図りながら、支援のあり方について検討

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○補助内容の見直し	R3 実施済み		

1 行政施策	(1) 事務事業	4 ひょうご地域創生交付金	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 1,250 百万円 (1,000 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 750 百万円 (1,000 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 1,250 百万円 (1,000 百万円)

① 見直しの視点

- ・制度設立当時から財源としてきた地域創生基金が枯渇 (設立当初 (H30.3) 11,131 百万円→現在残高 375 百万円) し、令和 3 年度は一般財源と新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を財源としており、令和 4 年度以降の事業のあり方を検討
- ・令和 2 年度以降、地域創生に資する新たな地方財政措置 (県内市町需要措置額 [R3] : 地域社会再生事業費 67 億円、地域デジタル社会推進費 35 億円) が講じられ、また、国の新たな交付金制度 (デジタル田園都市国家構想推進交付金 : R3 補正 200 億円) が創設されたほか、国の地方創生推進交付金についても、事例集公表や先駆的事业の計画書検索データベース構築など企画立案支援の運用改善が図られ、県内市町の採択率が約 100% に増加
([事業費ベース] H28: 71.6% → R3 : 99.9%)
- ・一方で、一度も国交付金を申請していない市町もあり、申請率も全国平均以下 (R28~R2 : 全国 77.9%、本県 : 75.6% [31 市町])

【制度概要】

区 分	内 容
対象事業 [事業タイプ]	県地域創生戦略又は市町地域創生戦略に基づく市町単独事業 (新規・拡充事業) [ソフト及びハード事業]
予算規模	県 費 1,250 百万円 (事業費 2,500 百万円)
通常 枠	1,000 百万円 (" 2,000 百万円)
ポストコロナ枠	250 百万円 (" 500 百万円)
申請限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・政令・中核市 : 県費 33 百万円 (事業費 100 百万円) ・一般市 : 37 百万円 (" 75 百万円) ・町 : 25 百万円 (" 50 百万円) ※ポストコロナ枠 : 申請限度額なし
補助 率	<ul style="list-style-type: none"> ・政令・中核市、地方交付税不交付団体 : 県 1/3、市町 2/3 ・一般市、町 : 県 1/2、市町 1/2

② 見直し内容

市町における事業を生み出す企画力が向上し、創意工夫による新たな地域創生の取組が進んできた一方、市町による国交付金の活用の余地が大きいことから、県としては計画作成のアドバイスなど国交付金申請のサポートを行い、市町の取組を支援することとし、事業廃止
ただし、令和 4 年度に限り、経過措置として通常枠の予算規模を 1/2 に縮減して実施

③ 改善の方向性

令和 5 年度以降については、多自然地域の支援など市町の施策ニーズを踏まえた新たな事業の創設を令和 4 年度中に検討

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○事業のあり方の見直し			→
	<ul style="list-style-type: none"> ・経過措置として実施 ・新たな事業を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業廃止 ・新たな事業を創設 	

1 行政施策	(1) 事務事業	5 地域再生大作戦	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 383 百万円 (155 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 383 百万円 (155 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 383 百万円 (155 百万円)

① 見直しの視点

- ・事業創設後 10 年以上が経過しており、近年、新規の事業採択数、特に小規模集落単独の取組による事業が減少傾向にあることから、新たな事業の進め方やあり方の検討が必要

【採択数】 R1:29 地区(単独 11)、R2:19 地区(単独 3)、R3:10 地区(単独 2)

- ・これまでの大作戦で創出された、小規模集落の維持・活性化のモデルを横展開していくには、市町が地域コミュニティ施策の一環として取り組み、県も側面から支援を行うことが重要

区分	事業名	実施主体	負担割合
地域再生の立ち上げ支援	地域再生アドバイザー派遣事業	県	県 10/10
地域の賑わいづくり支援	「がんばる地域」交流・自立応援事業	(ソフト)県	県 10/10
		(ハード)県	県 1/2、市町 1/4
持続可能な体制の構築	小規模集落起業促進事業	県	県 10/10
	地域運営組織法人化推進事業	県	県 10/10
新たな人材の受入拡大	戦略的移住推進事業	(ソフト)県	県 10/10
		(ハード)市町	県 2/3、市町 1/3
広域的な連携の仕組みづくり	集落連携計画策定事業	県	県 10/10
ふるさと応援交流センター他	相談業務、情報発信、集落支援人材の養成	県	県 10/10
	関係人口活用モデル事業	県	県 10/10
	県版地域おこし協力隊の設置	県	県 3/4、市町 1/4
	地域おこし協力隊ネットワークの構築	県	県 10/10
大学等との連携	大学との連携による地域創生活動支援事業	県	県 10/10

② 見直し内容

県のモデル事業としては令和 3 年度で廃止

ただし、令和 4 年度については移行期間として、令和 3 年度までに採択済の事業については事業終期まで継続、令和 4 年度の新規採択については総合的な支援策を実施

(新) 地域づくり総合支援の実施 (11,010 千円)

地域の課題解決に向けた地域づくり活動や体制づくり等を総合的に支援
(令和 4 年度限り)

- 対象 ・小規模集落等(概ね高齢化率 40%以上、50 戸以下の集落等)
・小学校区単位の地域協議会等対象団体
- 補助金額 上限 50 万円(補助率 1/2) ※市町随伴期待
- 対象経費 地域づくり活動や体制づくり等に要する経費
(住民ワークショップ、交流活動、特産品開発、各種計画策定・調査等)

③ 改善の方向性

現在実施している未実施集落元気度調査の結果及び市町の集落対策方針を踏まえ、担い手不足の地域と都市住民をマッチングする仕組みづくりや地域再生アドバイザー等の外部人材のさらなる育成・人材情報の共有・活動内容の充実、また、官民連携での事業展開を検討し、令和5年度から新たな事業を実施

④ 留意事項

今後の検討にあたっては市町の意向を丁寧にヒアリングのうえ実施

【工程表 (R4～R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○事業のあり方の見直し	市町主体の事業展開、官民連携での事業展開を検討	新たな事業を展開	→

1 行政施策	(1) 事務事業	6 ふれあいの祭典	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 20 百万円 (10 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 20 百万円 (10 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 20 百万円 (10 百万円)

① 見直しの視点

地域持ち回り形式での実施が令和3年度で20年目となり、10地域で2回ずつ実施したところであり、地域創生推進費等を活用した各県民局・センターや地域団体等主体による参画と協働イベントが多数開催され、定着してきていることから、事業実施を見直し

<R2年度の主な交流イベント（県や県民局等が実施・支援しているもの）>

地域	県民局等による参画協働イベント※1	県支援※2の市町・民間主催イベント
神戸	兵庫津ジャズライブ、1.17ひょうご安全の日のつどい	みなとまつり、神戸マラソン応援フェスティバル
阪神	阪神南スポーツフェスタ、ありまふじフェスティバル	あしや秋まつり、かわにし音灯り
東播磨	兵庫県民農林漁業祭	メリディアン・マーチングフェスタ
北播磨	北播磨「農」と「食」の祭典	「山田錦」乾杯まつり
中播磨	姫路港ふれあいフェスティバル	姫音祭、姫路食博
西播磨	西播磨フロンティア祭	テクノ・アートサマー
但馬	但馬まるごと感動市、さわやか環境フェスティバル	豊岡演劇祭
丹波	丹波の森フェスティバル	シューベルティアーデたんば
淡路	あわじ花みどりフェア	淡路島竹灯籠

※1：実行委員会形式・本庁事業・指定管理者事業含む。

※2：地域創生推進費（地域づくり活動応援事業等）等による助成

② 見直し内容

県民局・センターにおいて、地域の特色を活かした様々な参画と協働イベントの開催や支援等により、ふれあいの祭典の開催目的や意義を引き継ぎ、県民の生活創造活動の発露や交流の場が県下全域で定着して展開されているため、事業廃止

③ 改善の方向性

令和4年度以降は、参画と協働イベントの開催ノウハウの普及に向け、兵庫で活躍している人や団体を紹介するふるさと兵庫“すごいすと”情報発信事業の中で、SNS等を活用し、団体や地域をつなぐ人材の取組内容・活動情報などの発信強化を実施

(拡) ふるさと兵庫“すごいすと”の情報発信 (12,371千円)

県民のふるさと意識を喚起し、地域活動の活性化を図るため、地域を元気にしている“すごいすと”の取組や地域の魅力等を発信

(1) インターネット情報誌“すごいすと”の制作・運営 (7,350千円)

(2) (新) 参画と協働イベントの情報発信強化 (5,021千円)

○ SNS等を活用した情報発信強化

○ ふれあいの“すごいすと”紹介

参画と協働イベントの仕掛け人やプロデューサー等に焦点をあて、そのプロセスや人材育成活動等を取材し、紹介

○ ふれあい活動アドバイザーの派遣

地域活動の仕掛け人を人材バンク化し、地域活動団体等へ派遣

・団体数 5団体

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4年度	R5年度	R6年度
○事業実施の見直し			→
	・ふれあいの祭典を廃止 ・情報発信強化を実施		

1 行政施策	(1) 事務事業	7 出会いサポートセンター事業	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 129 百万円 (118 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 129 百万円 (118 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 129 百万円 (118 百万円)

① 見直しの視点

個別お見合いや出会いイベントの参加者数が減少し、成婚数も減少していることから事業の必要性について検討

【直近5か年の事業実績】

区分		H28	H29	H30	R元	R2	R2/H28比
個別 お見合い	会員数(人)	5,596	5,347	4,978	4,176	3,562	63.7%
	プロフィール閲覧数(回)	13,359	16,215	15,692	13,104	464,076	3,473.9%*
	お見合い(組)	4,144	3,593	3,355	2,731	2,180	52.6%
	成婚数(組) [a]	115	94	78	79	68	59.1%
出会い イベント	参加者数(人)	6,751	6,475	6,289	4,782	1,943	28.9%
	成婚数(組) [b]	47	62	55	56	59	125.5%
機運醸成	若者向けセミナー(回)	10	13	13	11	5	50.0%
	結婚力セミナー(回)	0	11	20	24	38	皆増
成婚数(組)計 [a+b]		162	156	133	135	127	78.4%

※ R2.7からスマホ婚活システムが導入されたこと等によりプロフィール閲覧数増加

② 見直し内容

令和2年7月からスマホ婚活システムを導入し、自宅からの閲覧が可能になったことから、地域センター(10カ所)については会員への周知期間を考慮して、令和4年度まで継続

③ 改善の方向性

令和5年度以降については、婚活事業者等のノウハウを活用した運営など民間との連携・役割分担を含め事業のあり方を令和4年度に検討

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定(工程)		
	R4年度	R5年度	R6年度
○事業実施の見直し	地域センター廃止に向けた会員への周知	地域センター廃止	→
	R5以降の事業のあり方を検討		

1 行政施策	(1) 事務事業	8 地域祖父母モデル事業	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 12 百万円 (12 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 12 百万円 (12 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 12 百万円 (12 百万円)

① 見直しの視点

モデル事業として創設後 6 年が経過し、目標をほぼ達成 (目標 80:実績 71) していることから、事業実施を見直す。

【補助団体・地区数】

	団体	うち新規	地区数							
			目標	実績	神戸	阪神南	阪神北	中播磨	西播磨	淡路
H29	14	(5)	40	36	10	15	2	7	—	2
H30	21	(11)	60	55	12	21	2	7	10	3
R1	20	(3)	60	60	17	14	13	3	12	1
R2	18	(2)	60	56	17	14	12	5	7	1
R3	21	(1)	80	71	17	20	14	9	7	4

② 見直し内容

目標をほぼ達成していることから、事業廃止

③ 改善の方向性

各種助成金 (ひょうごボランティア基金助成事業や地域づくり活動応援事業) の活用等により対応可能

(参考 1) ひょうごボランティア基金助成事業 (地域づくり活動 NPO 事業助成) [県社会福祉協議会事業]

○対象者 : NPO 法人等

○対象内容 : ・地縁団体と連携した地域づくりの促進につながる取組
・地域の課題解決や社会的弱者の支援を目指す先導的な取組

○補助額 : 上限 500 千円/団体

(参考 2) 地域づくり活動応援事業 [各県民局・県民センター 県民運動担当課]

○対象者 : 地域団体、団体・グループ

○対象内容 : 地域課題の解決や地域活性化に向けた取組

○補助額 : 上限 500 千円以内/団体

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○事業実施の見直し			→
	事業廃止		

1 行政施策	(1) 事務事業	9 こどもの冒険ひろば事業	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 27 百万円 (27 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 4 百万円 (4 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 4 百万円 (4 百万円)

① 見直しの視点

- ・事業創設後 15 年以上が経過し、「活力あるふるさと兵庫実現プログラム」で目標として掲げた 650 箇所 (全県累計) を超えるひろばを展開
- ・今後は、ひろばの自立的な運営を目指し、県としての支援のあり方を見直す。

【直近 5 か年の事業実績】

(単位：千円)

区 分	H28	H29	H30	R 元	R 2
助成実績額	18,837	18,327	15,832	16,441	15,152
随伴補助実施市町数	0 市町	0 市町	0 市町	0 市町	0 市町
助成団体数	48 団体	48 団体	43 団体	43 団体	42 団体
延べ参加人数	54,867 人	53,817 人	48,840 人	57,805 人	44,577 人
活動実績 (実施箇所数)	616 箇所	629 箇所	647 箇所	658 箇所	659 箇所

[活力あるふるさと兵庫実現プログラム]

目 標 (実施箇所数)	600 箇所	622 箇所	632 箇所	642 箇所	650 箇所

② 見直し内容

令和 4 年度の補助上限額は 1 団体あたり 400 千円から 300 千円に変更

団体がひろばを継続する場合、助成金や協賛金の獲得等を促し、自立運営できる体制の構築を推進

今後の段階的な縮小について検討

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○県の支援のあり方の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・補助上限額の見直し (400 千円→300 千円) ・運営団体の自立に向けた支援を実施 	運営支援の段階的縮小を検討	→

1 行政施策	(1) 事務事業	10 障害者小規模通所援護事業	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 157 百万円 (157 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 3 百万円 (3 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 12 百万円 (12 百万円)

① 見直しの視点

平成 18 年の障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービス等の提供主体は市町に一元化されるとともに、小規模作業所は地域活動支援センター等の新体系への移行が促進

県は、経過措置として地域活動支援センターの運営にかかる市町への一部助成に加え、小規模作業所の新体系への円滑な移行を支援するため、法人格取得や利用定員増加に向けた増改築等の支援、地域活動支援センターと同様に運営にかかる市町への一部助成を実施

その結果、小規模作業所の地域活動支援センター等への移行が進行(H18:337 箇所→R3:8 箇所)していることから、事業を見直し

(平成 21 年度時点では、全国で 19 自治体が小規模作業所運営費を補助していたが、現在、兵庫県以外は全て補助を終了)

[参考：小規模作業所と地域活動支援センターの違い]

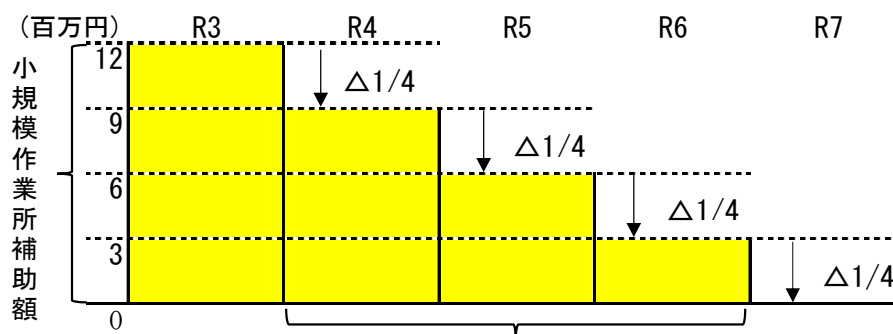
		小規模作業所	地域活動支援センター
位置づけ		法外施設	法内施設
設置主体		任意団体でも可	法人格が必要
定員	利用者	概ね 5 名以上	概ね 10 名以上
	指導員	1 名以上	2 名以上 (管理者含む)
設置基準		無	一定の基準有
国庫補助		無	有 (当事業とは別)

② 見直し内容

小規模作業所から地域活動支援センターへ移行した場合、職員配置や設備基準などにおいて経済的な負担が生じることから、移行をスムーズに進めるため当面の間支援を行ってきたが、小規模作業所の大部分が移行済みであることをふまえ、小規模作業所については市町への支援を廃止

引き続き残る小規模作業所については、法内事業所(就労継続支援事業、地域活動支援センター等)への移行を進める期間として、3年間の経過措置期間を設定(補助額については、段階的に 1/4 ずつ逡減)

[参考：経過措置のイメージ]



③ 改善の方向性

市町と連携し、法内事業所への移行に向けた助言・指導を実施

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○事業実施の見直し	→	→	→
	小規模作業所について支援を縮小 (補助額 3/4)	小規模作業所について支援を縮小 (補助額 2/4)	小規模作業所について支援を縮小 (補助額 1/4)

1 行政施策	(1) 事務事業	11 グループホームを利用する低所得者に対する家賃助成
		R3 予算額 (うち一般財源) : 179 百万円 (179 百万円)
		効果額
		初年度 (うち一般財源) : 一百万円 (一百万円)
		平年ベース (うち一般財源) : 一百万円 (一百万円)

① 見直しの視点

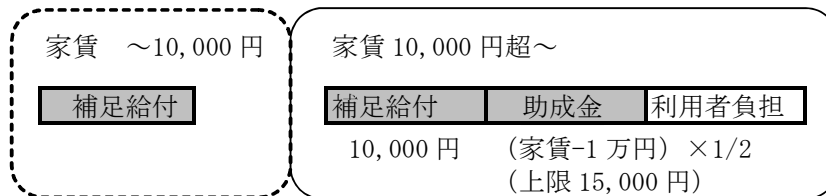
平成 19 年度の制度開始、平成 23 年 10 月の国制度変更（グループホーム利用者に対する補足給付の支給）に伴う事業見直し以降、制度設計をはじめ事業実施の前提となる状況に変化はないものの、他都県類似事業の実施状況を踏まえ、あり方を引き続き検討

【参考】

○グループホーム利用者に対する家賃助成の概要

国制度のグループホーム等入居者に対する補足給付に上乘せし、県独自支援を実施

- ・ 対象者 グループホームを利用する低所得者（生活保護受給世帯を除く）
- ・ 助成金 (家賃-10,000円(補足給付額))の1/2を助成(上限額15,000円)
- ・ 負担割合 県：市町＝1：1



○ 類似事業の他都県実施状況

群馬県、千葉県、東京都、神奈川県

② 見直し内容

当面の間、現行の支援を継続

今後については、第6期兵庫県障害福祉実施計画の終期（令和5年度）及び、3年ごとの障害福祉サービス等報酬の次期改定となる令和6年度を目途に、①障害者の地域生活を取り巻く社会環境、②障害福祉サービスの充実をはじめ、事業実施の前提となる状況変化等を勘案し、支援対象や水準など制度のあり方を検討

【参考】

○ 第6期兵庫県障害福祉実施計画

地域生活への移行促進、親亡き後を見据えた支援体制の充実などを目指し、令和3年3月に策定（計画期間：令和3年度～5年度）

【工程表 (R4～R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○制度のあり方検討			→ 障害福祉サービス等報酬改定の動向等に合わせ検討

1 行政施策	(1) 事務事業	12 100歳高齢者祝福事業	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 27 百万円 (12 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 25 百万円 (12 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 25 百万円 (12 百万円)

① 見直しの視点

毎年対象者が増加しており（[100歳到達者数] H20 : 855 人→R2 : 1,791 人）、また、100歳到達者に対しては、国や一部の市町からも同様の祝福事業がなされており、事業の重複がみられることから、事業内容について見直し

【直近5か年の事業実績】

区 分	H20	H28	H29	H30	R元	R2
100歳到達者 (人)	855	1,285	1,309	1,252	1,554	1,791
贈呈品に要する経費(千円)	10,819	15,464	16,195	16,832	20,801	24,644

② 見直し内容

事業目的である高齢者祝福、感謝表明は、今後も県政への理解促進に資すること、また国の祝状、銀杯の贈呈事業に伴う対象者調査等当該事業関連事務は今後も続くことを考慮し、現行、贈呈品や訪問等で対応している祝福事業を、本人への知事祝状の贈呈により引き続き対応

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○事業内容の見直し			→
	事業簡素化		

1 行政施策	(1) 事務事業	13 老人クラブ活動強化推進事業
		R3予算額 (うち一般財源) : 88百万円 (88百万円)
		効果額
		初年度 (うち一般財源) : 0百万円 (0百万円)
		平成ベース (うち一般財源) : 11百万円 (11百万円)

① 見直しの視点

- ・老人クラブ活動強化推進事業のうち、クラブの社会貢献活動を促進するための県上乘せ分について、健康づくり（健康体操等）の実施・普及促進活動への助成は、通いの場等での活動の一定の普及がみられたため見直し
- ・単位クラブあたりの補助額が、国庫補助制度における本県の補助単価と同額となるよう見直し

【参考1】住民主体の「通いの場」（体操、会食、サロン等）実施状況

区分	H27年度末	H29年度末	R1年度末	将来目標
県計画目標値 (兵庫県介護保険事業支援計画)	—	15万人 (R2年度末)	15万人 (R2年度末)	22.8万人 (R5年度末)
実績値	101,903人	154,622人	181,083人	

※通いの場：市町の地域支援事業で実施される介護予防に資すると判断される住民主体の活動

【参考2】単位クラブあたり助成額（月額）

区分		現行	見直し案
国庫補助	老人クラブ助成事業	@3,500円	@3,500円
県単独	老人クラブ活動 強化推進事業	子育て支援活動、 高齢者見守り活動	@3,500円
		健康体操等の実 施、普及促進活動	@500円 (※)
計		@7,500円	@7,000円

(※) 県老人クラブ連合会又は神戸市老人クラブ連合会に加盟するクラブを対象

② 見直し内容

- ア 単位クラブあたりの補助額を、月額4,000円から国庫補助と同額（3,500円）に見直し
 なお、単位クラブに対する都道府県単独補助として引き続き全国的に手厚い補助水準にある。
 ※単位クラブに対する都道府県単独補助の実施は、東京都(約@13,000円/月)及び本県のみ
 (R1. 他府県全国調査)
- イ 月額補助額3,500円のうち500円について、健康づくり（健康体操等）の実施・普及促進活動への助成から、新型コロナウイルス感染症等の環境下での地域活動に対する補助へと再構築し、活動内容については市町、関係団体等の意見を踏まえて検討

【見直し実施時期】

- ・コロナ禍において老人クラブの活動が縮小していることや、市町、関係団体等との協議・説明に要する時間等を考慮し、令和5年度からの見直しを目的に検討

③ 改善の方向性

- ・見直しに際しては、市町・関係団体等との丁寧な合意形成を図る中で、コロナ禍による活動低下やクラブ数・会員数の減少を踏まえ、老人クラブ活動の活性化と支援のあり方を検討

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4年度	R5年度	R6年度
○事業実施の見直し	・市町等との協議 ・助成対象活動等の 詳細の検討	支援内容の見直し	

1 行政施策	(1) 事務事業	14 WHO 神戸センター運営支援事業	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 237 百万円 (237 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : — 平年ベース (うち一般財源) : —

① 見直しの視点

第3期契約が令和7年12月で終了することから、令和8年1月以降の第4期支援内容及び方向性について検討

② 見直し内容

第3期契約 (平成28年1月～令和7年12月) は現行の支援を継続

第4期契約に向けて、今後のWHO神戸センター (WKC) の活動の方向性を踏まえ、神戸グループとして適切な支援のあり方について検討

【検討項目と主な論点】

- ・活動範囲・機能
研究機能や情報発信、研究成果の効果的な還元等
- ・組織・人員
組織体制や神戸グループとの連携体制、ガバナンスの強化等
- ・神戸グループによる貢献
WKCの今後の活動のあり方を踏まえた適切な支援

※神戸グループ：兵庫県、神戸市、(株)神戸製鋼所、神戸商工会議所で構成

(参考) 令和3年度予算

項目	予算額
センター運営費	218百万円
センター管理費	19百万円
合計	237百万円

【工程表 (R4～R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○第4期支援内容等の見直し	WKCのあり方検討・神戸グループ内の調整 (～R6.1)	共同評価及び今後の方向性の協議 (～R7.1)	第4期に向けた準備 (～R8.1)

1 行政施策	(1) 事務事業	15 音楽療法定着促進事業	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 9 百万円 (9 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 9 百万円 (9 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 9 百万円 (9 百万円)

① 見直しの視点

定着促進事業開始後 15 年が経過し、音楽療法士の活動場所が医療・福祉施設で約 1,000 箇所 (H18 から 3.3 倍に増加) になったことや、県補助後も自主的に音楽療法を継続する施設が増加するなど、事業目的である県内全域での音楽療法の導入・普及が行われ、県の先導的な役割が果たされたことから、事業実施を見直し

【事業概要】

事業名	概要
(1)定着促進事業 (H18～)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：音楽療法を導入しようとする医療・福祉施設（初年度のみ） ・補助額：1回あたり謝金 2,500 円(定額)、旅費 2,000 円を超えた額(宿泊費含む)の 1/2 ・回数：①概ね週 1 回（原則月 2 回以上）、及び 3 ヶ月以上継続して実施する医療・福祉施設 ② 1 施設 40 回まで
(2)お試し音楽療法体験事業 (H29～)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：音楽療法を導入したことのない医療・福祉施設 ・補助額：1回あたり謝金 2,500 円(定額)、旅費 2,000 円を超えた額(宿泊費含む)の 1/2 ・回数：1 施設 2 回まで
(3)県内参加型音楽療法コンサート開催事業 (H29～)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：2 回
(4)コーディネーター設置事業 (H18～)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：兵庫県音楽療法士会

【事業実績】

(単位：施設数)

区分		H18	H30	差引	R2*	備考
音楽療法士活動施設数	医療・福祉施設	293	968	+675	578	H18とH30を比較すると、定着促進事業の利用施設数は減少しているが、活動施設数が増加しており、自主的に音楽療法を実施する施設が増加
	市町介護予防事業等	—	119	—	117	
定着促進事業利用施設数		137	37	△100	9	

※R2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施施設が減少

② 見直し内容

県音楽療法士会に対する県補助を廃止し、今後は、ノウハウが蓄積された県音楽療法士会の自主事業もしくは派遣先が実施

③ 改善の方向性

- ・音楽療法士の養成・認定を継続するとともに、兵庫県音楽療法士会の自主事業や、兵庫県音楽療法士制度の周知による活動施設の確保等の支援を行い、音楽療法の普及啓発を推進
- ・音楽療法のさらなる普及に向けた課題である国家資格化に向け、引き続き国に要望

【工程表 (R4～R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○事業実施の見直し			→
	県補助を廃止		

1 行政施策	(1) 事務事業	16 県立障害者高等技術専門学院の運営体制の見直し
		R3 予算額 (うち一般財源) : 41 百万円 (24 百万円)
		効果額 初年度 (うち一般財源) : 15 百万円 (15 百万円)
		平年ベース (うち一般財源) : 15 百万円 (15 百万円)

① 見直しの視点

公共交通機関等のバリアフリー化などにより寮の需要ニーズが低下しており、直近の入寮者が数人となっている状況を踏まえ、運営体制を見直し

【入校・入寮状況】

科目名	訓練期間	募集定員【名】					入校者数【名】					入寮者数【名】				
		H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3
ものづくり科	1年	10	10	10	10	10	8	6	9	4	7	1		3	1	1
ビジネス事務科	1年	10	10	10	10	10	10	10	9	9	10	1	3			2
情報サービス科	1年	10	10	10	10	10	5	5	7	7	5	2				2
総合実務科	1年	15	15	15	15	15	9	7	8	15	15					
計		45	45	45	45	45	32	28	33	35	37	4	3	3	5	3(0)

※R3 年度入寮者については、退校等により 12 月現在では入寮者 0 名

② 見直し内容

令和 5 年度以降、県立障害者高等技術専門学院の寮機能を廃止

③ 改善の方向性

県内の障害者校での訓練を希望し、かつ通学が難しい者については

ア 引き続き寮を設置している兵庫障害者職業能力開発校（伊丹市）を案内

イ 地域性や希望する訓練科目の関係から県立障害者高等技術専門学院を希望する者については、意向に沿えるような対応を実施

ウ 警備会社への委託による庁舎管理や職員等による障害のある訓練生に配慮した環境を整備

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○運営体制の見直し	→ 入校希望者に対する 説明・相談	寮機能の廃止	→

1 行政施策	(1) 事務事業	17 地域経済活性化支援事業	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 3,019 百万円 (2,749 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : — 平年ベース (うち一般財源) : —

① 見直しの視点

コロナ禍で中小企業の駆け込み寺的存在となり、増加する窓口相談に対応する必要があるため、令和3年度に限り臨時的に相談機能を強化しているが、新型コロナウイルス感染症の今後の収束状況等を踏まえて、小規模事業者数等に基づき設置定数のあり方を検討

② 見直し内容

令和3年度が経済センサスの調査の年であり、その結果を踏まえる必要があることから、結果が判明する令和5年度に広域活性化対策指導員を含めた設置定数のあり方を検討

また、商工会・商工会議所による支援をより活性化するため、事業計画の策定支援や金融支援等の実施状況に応じた補助金の配分等についても、広域活性化対策指導員の見直しと合わせ検討

③ 改善の方向性

補助金の配分等の見直しについては、事業者支援に関する複数の指標を算定要素として設定するなど、各団体の経営指導等の実施状況をより適切に反映させる仕組みを検討

④ 留意事項

今後の検討にあたっては商工会・商工会議所の意向を丁寧にヒアリングのうえ実施

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○設置定数の見直し		設置定数のあり方検討	>

1 行政施策	(1) 事務事業	18 商店街の活性化施策	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 265 百万円 (235 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 127 百万円 (117 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 127 百万円 (117 百万円)

① 見直しの視点

少子高齢化や人口減少の進展の差異等、地域や商店街が置かれている状況は様々であり、地域の特性に応じた取組を幅広く支援する観点から県が先導して実施してきた商店街活性化施策について、今後は市町が主体性を発揮して地域の実情に応じた取組を推進していくこととし、市町随伴のあり方を見直すとともに、実績の低調な支援メニューについて見直し

【直近5か年の事業実績】

(単位：千円)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
当初予算	221,048	228,561	242,218	282,414	291,528
実績	171,587	150,111	172,419	147,163	115,703

② 見直し内容

市町が必要な取組を県が支援する考え方から原則として義務随伴とし、商店街の活性化は地域に密着した取組であることから、負担割合は県：市町＝1：1に見直し

ただし、県が先導的に政策誘導を図る先導的・モデル事業については、3年間に限り義務随伴を求めず随伴期待として実施

○ 実績低調による事業見直し

事業名	見直し案
商店街共同施設撤去支援事業 【集約・統合】	重点対応が必要であった箇所については対応済みであり、一定の事業効果が得られた。今後、対応が必要な箇所については、統合する商店街・小売市場共同施設建設費助成事業にて支援 ・補助率 1/6 ・限度額 4,000千円
商店街空き店舗再生支援事業 【集約・統合】	年々実績が減少するなどサプリースを行う商店街の需要が低下しているため、個店を支援する商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業に統合 ・対象 個店 ・補助率1/6 ・限度額 750千円
商店街事業承継支援事業 【集約・統合】	商店街内における事業承継支援による後継者の育成というモデル事業として一定の役割を終えたため、今後は一般施策である事業継続支援事業に統合 ※中小企業の事業継承を支援 ・補助対象 賃借料・建物改修費・広告宣伝費等 ・補助率 1/2 ・限度額1,000千円～4,000千円(3年間)
空き店舗等を活用した障害者の地域交流促進事業 【廃止】	県内就労継続支援施設は一定充足(第5期県障害福祉推進計画の目標値を達成)していることから廃止
商店街健康づくり支援事業 【廃止】	事業創設以来実績がなく、今後も需要が見込めないことから廃止
商店街再編事業 【廃止】	まちなか再生のモデルを示し、モデル事業として一定の役割を終えたことから、現行のまちなか再生指定区域への支援終了をもって廃止(令和6年度までに事業着手するものに限る)

【見直し後の商店街施策一覧】

事業名	先導モデル	見直し前				見直し後			
		随伴	補助率	県	市町	随伴	補助率	県	市町
商店街再編事業		義務(1:1)	2/3	1/3	1/3	義務(1:1)	2/3	1/3	1/3
商店街・小売市場共同施設建設費助成事業			1/3	1/3	1/6		1/3	1/6	1/6
商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業 (商店街新規出店・開業支援事業)		期待(2:1)	1/3	1/3	1/6		1/3	1/6	1/6
商店街インバウンド再開支援事業 (商店街外国人誘客事業)			1/2	1/2	1/4		1/2	1/4	1/4
商店街ファンづくり応援事業		なし	定額 (1/2相当)	1/2	—		定額 (1/2相当)	1/4	1/4
商店街地域コミュニティ拠点づくり事業 (商店街コミュニティ機能強化応援事業)	○	期待(2:1)	1/2	1/2	1/4	期待(1:1)	1/2	1/2	1/2
商店街買い物アンスト事業	○								
商店街次代の担い手支援事業	○	なし	定額 (1/2相当)	1/2	—		定額 (1/2相当)	1/2	1/2

※組替新規事業については、括弧書きで旧事業名を記載。

③ 改善の方向性

従来の考え方にとらわれない新しい視点や柔軟な発想による魅力ある店舗づくりにより、商店街の活性化へ繋げるため、次代のリーダーとなる意欲ある若者と女性を対象とした空き店舗への新規出店支援や、ポストコロナを踏まえた新たなニーズに対応するコミュニティカフェ等の地域コミュニティ拠点づくり支援を実施

(新)商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業(11,250千円)

商店街活動に積極的に参加する若者や女性の、空き店舗への新規出店を支援

- 補助要件 出店後速やかに商店街団体に加盟し、団体活動に積極的に参加すること
- 対象経費 店舗賃料、内装・ファサード工事に要する経費
- 補助率 県 1/6 市町 1/6 ※市町随伴義務
- 補助金額 上限 75 万円

(成果指標)

指標名	現状値 (H30 年度)	最終目標 (R7 年度)
商店街の活性化によるしごとの創出人数	76 人	各年 95 人
商店街活動へ参加する若者の割合	12.0%	13.2% (R7 年度)
商店街活動へ参加する女性の割合	3.2%	6.6% (R7 年度)

(見直し基準) 令和 7 年度に目標の達成状況を踏まえ、見直しを検討

(新)商店街地域コミュニティの拠点づくり事業(7,500千円)

ポストコロナを踏まえ、若者や学生、会社員等の新たな顧客層を呼び込むため、空き店舗を活用したコミュニティカフェの設置等、地域住民のニーズに対応した地域コミュニティ拠点づくりを支援

- 補助対象 商店街・小売市場(任意団体を含む)、商工会議所・商工会、まちづくり会社等
- 対象事業 商店街の空き店舗を活用したコミュニティカフェ、まちゼミやこども食堂等の地域コミュニティ拠点の設置に要する経費
- 補助率 県 1/2 市町 1/2 ※市町随伴期待
- 補助金額 上限 250 万円(施設整備費:150 万円、賃借料:75 万円、活動費:25 万円)

(成果指標)

指標名	現状値 (H30 年度)	最終目標 (R7 年度)
来街者数の増加	8.9%	11.8%
来街者層の多様性(学生・若者)	33.3%	36.0%
来街者層の多様性(会社員)	36.2%	42.9%

(見直し基準) 令和7年度に目標の達成状況を踏まえ、見直しを検討

④ 留意事項

見直しにあたっては、市町や県商店連合会、県商店街振興組合連合会等関係団体に丁寧な説明を実施

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○市町随伴のあり方の見直し ○支援メニューの整理統合 ○事業実施の見直し	・市町随伴のあり方の見直し・支援メニューの整理統合 ・若者女性の新規出店支援、地域コミュニティ拠点づくりの強化		→

1 行政施策	(1) 事務事業	19 中小企業設備貸与事業	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 2,450 百万円 (3 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 755 百万円 (5 百万円) 平成ベース (うち一般財源) : 755 百万円 (5 百万円)

① 見直しの視点

昭和 53 年に「先進機器・省エネルギー等設備貸与事業」として創設されたが、今日まで中小企業を取り巻く経済環境は大きく変化
 市中金利の低下や民間リース会社との競合等の影響により、近年は貸付件数が減少していることから事業を見直し

【貸与制度の概要】

対象企業要件	貸与限度額	年割賦損料	月額リース料	貸与期間
従業員数原則 21 人以上の中小企業	100 万円～1 億円	0.7～1.95%	0.95～2.940%	3～10 年

※県損失補償割合 80% (損失補償上限額 貸付事業費の 10 分の 1)

② 見直し内容

①制度融資の充実等により金利差が逡減、資金調達方法も多様化しており、事業の存在意義が低下していること、②近畿・八都道府県と比較して、単独事業を実施しているのは本県のみであり、経済規模に比し事業規模も過大であることから事業廃止

③ 改善の方向性

今後は、中小企業制度融資 (設備投資促進貸付等) や政府系金融機関による支援により対応

【代替となる主な制度の概要】

名称	融資限度額	利率(10年以内)	融資(据置)期間
制度融資(設備投資促進貸付)	3 億円	0.9%	10 年(2 年)以内
日本政策金融公庫(企業活力強化資金)	7.2 億円	0.41～1.07%	20 年(2 年)以内

【参考 1】設備貸与割賦損料と制度融資(設備投資関連)金利との差

年度	設備貸与損料(a)	制度融資金利(b)	差(b)-(a)
S56	6.0%	7.6%	1.6%
R3	0.7～1.95%	0.9%	△1.05～0.2%

※制度融資は別途信用保証料が必要になる場合あり

【参考 2】直近 5 か年の事業実績(事業資金・県貸付ベース)

(千円、件)

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3.11	R2.11(参考)
県予算額	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000
県決算額	132,701	217,689	299,882	380,413	249,676	131,253	164,679
執行率	17.7%	29.0%	40.0%	50.7%	33.3%	17.5%	22.0%
件数	12	25	36	27	21	11	13

【参考 3】他府県との水準比較 (R3 当初予算ベース)

(千円)

区分	兵庫県	大阪府	奈良県	北海道	神奈川県	愛知県
単独事業	1,500,000	-	-	-	-	-
国制度※	2,200,000	2,000,000	450,000	600,000	500,000	1,000,000

※小規模企業者等設備貸与事業

【工程表 (R4～R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○事業実施の見直し			→
	事業廃止		

1 行政施策	(1) 事務事業	20 新事業創出支援事業貸付
		R3 予算額 (うち一般財源) : 905 百万円 (3 百万円)
		効果額
		初年度 (うち一般財源) : 221 百万円 (21 百万円)
		平年ベース (うち一般財源) : 221 百万円 (21 百万円)

① 見直しの視点

平成 28 年度の新事業創出支援貸付での資本制ローンの運用開始以降、日本政策金融公庫は従来から運用している資本性ローン (挑戦支援資本強化特例制度) に加え、令和 2 年度からは、より低利率の挑戦支援資本強化特別貸付 (新型コロナ対策資本性劣後ローン) を開始するなど事業を拡充していることから、事業実施を見直し

〈参考：新事業創出支援事業申請・採択数の推移〉

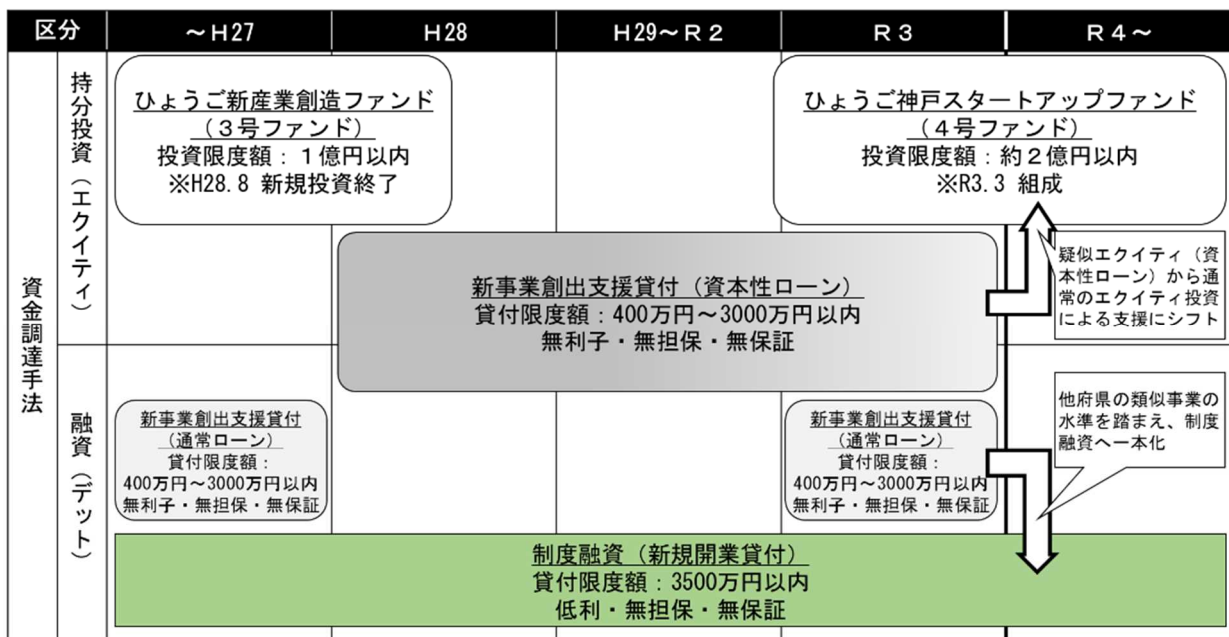
	H28			H29			H30			R1			R2			合計		
	申請	採択	金額	申請	採択	金額	申請	採択	金額	申請	採択	金額	申請	採択	金額	申請	採択	金額
合計	23	10	161,940	12	7	93,430	18	6	76,750	13	2	22,400	5	0	0	71	25	354,520

② 見直し内容

日本政策金融公庫などが低金利の資本性ローン制度を運用・拡充していることから、新事業創出支援貸付は廃止

③ 改善の方向性

スタートアップをはじめとした新規事業に取り組む事業者への支援は令和 3 年 3 月に組成した「ひょうご神戸スタートアップファンド」によるエクイティ投資で対応



【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○事業実施の見直し	新事業創出支援貸付の廃止		→

1 行政施策	(1) 事務事業	21 チャレンジ起業支援貸付	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 13 百万円 (0 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 218 百万円 (5 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 218 百万円 (5 百万円)

① 見直しの視点

日本政策金融公庫が令和2年度から「新規開業資金」、「女性、若者/シニア起業家支援資金」等の貸付金利を引き下げているほか、クラウドファンディング等これまでになかった資金調達方法も一般的になっており、起業にあたっての資金調達ハードルが下がってきていることから、事業実施を見直し

② 見直し内容

金融機関等を通じ、低金利で新規起業者に運転資金の貸し付けを行っている都府県は多いが、無利子貸付は実施されている例がないことから、新事業に取り組む事業者向けの貸付は、中小企業制度融資貸付金に一本化し、チャレンジ起業貸付の新規貸付は廃止

〈参考：他都府県の類似事業との水準比較 (R3 当初予算ベース) 〉

区 分	東京都	兵庫県
事 業 名	女性・若者・シニア創業サポート事業	中小企業制度融資貸付金 (新規開業貸付)
対 象 者	女性、若者 (39 歳以下)、シニア (55 歳以上) で創業後 5 年未満の者	新規に個人で、または会社を設立し、事業を開始する方
限 度 額	1,500 万円	3,500 万円
利 率 ・ 保 証	「信用金庫・信用組合」が、固定金利 1%以内の創業融資を検討・無保証	金利 0.6% (内経営者保証免除貸付 500 万円)
期 間	10 年以内 (うち据置期間 3 年以内)	10 年以内 (うち据置期間 1 年以内)

③ 改善の方向性

今後は、スタートアップ企業の成長を支援する SDGs チャレンジ事業の拡充や、中高生から社会的課題の解決能力を育む事業の実施等、スタートアップ関連施策の充実強化を実施

(拡)SDGsチャレンジ事業(50,000 千円)

グローバルな SDGs 課題解決に挑むスタートアップの事業構築や海外展開を、県・神戸市・UNOPS 連携のもと支援するとともに、令和3年度から支援しているスタートアップには、海外実証等への支援を継続

- 内 容 SDGs 課題解決に資するセミナー・イベント開催
 - ・有力なビジネスプランのブラッシュアップ
 - ・海外実証及び展開に向けた支援 等
- 対 象 企 業 30 社程度
- 実 施 手 法 民間委託

(新)若者を対象とした「ひょうごスタートアップアカデミー(仮称)」の開設(60,231 千円)

社会課題の解決に向け、起業も含め主体的に取り組む若者を育成するため、県内大学と連携した取組を拡充するとともに、県内各地の中高生を対象に、自ら課題を発見し、解決策を考える実践型教育プログラムを実施

1 BizWorld プログラムのモデル導入 (38,281 千円)

県内の中学校・高校に、各学校の事情に応じて BizWorld(※)のプログラムをモデル導入

※起業家精神、ビジネス及び金融の基本について、実践を通じて学ぶ課題解決型のアントレプレナーシップ教育プログラム

2 高校生を対象とするトライアルの実施 (1,257 千円)

日本政策金融公庫主催「高校生ビジネスプラン・グランプリ」に応募する県内高校生を対象に、BizWorld の短期プログラムを実施

○ 開催時期 令和4年8月

○ 開催場所 起業プラザひょうご(神戸、尼崎、姫路)の3箇所

○ 実施回数 各箇所1回

○ 参加者数 30人程度/回

3 県内大学と連携した起業人材育成 (20,000 千円)

大学生を対象とした起業人材育成講座を実施(4大学)

4 ひょうごスタートアップ甲子園(仮称)の開催 (693 千円)

BizWorld 受講者、県内大学と連携した起業人材育成事業の受講生を対象としたデモデイ(※)を開催し、ひょうご神戸コンソーシアム構成員等とのマッチング機会を提供

※事業計画を複数の投資家等に直接プレゼンテーションを行う場

○ 開催時期 令和5年3月

○ 開催場所 神戸市内(オンラインによる同時中継)

○ 参加者数 200人程度

(成果指標)

指標名	R4	R5	最終目標
21世紀型スキル(※)が伸びた生徒の割合(受講前後の調査により把握)	75%	75%	海外における平均値である75%(R5年度)

※批判的思考、コミュニケーション能力、協調性、創造性の総称

(見直し基準) 令和6年度における目標の達成状況を踏まえ、見直し検討

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4年度	R5年度	R6年度
○事業実施の見直し			→
	・チャレンジ起業貸付の廃止 ・スタートアップ関連事業の実施		

1 行政施策	(1) 事務事業	22 IT あわじ会議開催事業	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 17 百万円 (17 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 17 百万円 (17 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 17 百万円 (17 百万円)

① 見直しの視点

高度な IT 技術を有する企業の立地が促進され、また、(一社) 公益資本主義実践協会が設立され、新たなイノベーションに挑戦する IT 企業や社会的起業家を支援する枠組みが整備されたことから、事業実施を見直し

② 見直し内容

次世代 IT ビジネスの創出やポスト IT 基幹産業を支援する枠組みが整備されるなど、県の先導的な取組みとして当初の目的は達成しており、民間レベルでも類似の会議が多く開催されるなど、事業継続の必要性が低下していることから、令和 3 年度限りで事業廃止

【開催実績】

	H28 (第 16 回)	H29 (第 17 回)	H30 (第 18 回)	R 元 (開催中止)	R2 (第 19 回)	R3 (第 20 回)	累計
予算額(百万円)	17	17	17	—	17	17	—
決算額(百万円)	9.755	9.8	15.511	—	17	—	—
参加者計画(人)	300	300	300	—	300	—	—
参加者実績(人)	266	190	283	—	630	開催に向け調整中	4,506

③ 改善の方向性

IT あわじ会議が担ってきた IT 先端技術の紹介について、国際フロンティア産業メッセや起業プラザひょうごにおけるセミナー等で対応

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○事業実施の見直し			→
	事業廃止		

1 行政施策	(1) 事務事業	23 旅券事務所	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 239 百万円 (0 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 一百万円 (一百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 一百万円 (一百万円)

① 見直しの視点

旅券業務については、R7 から国による旅券申請の電子化（デジタルガバメント）の本格導入が見込まれることから、旅券事務所のあり方を見直し

② 見直し内容

デジタルガバメント（電子申請）本格導入（R7～）に向けて、国によるデジタルガバメントの動向を踏まえ、申請窓口を集約する方向で見直し（集約後の体制は R4～R6 の間に検討）

③ 改善の方向性

国によるデジタルガバメントの動向を見極めながら、旅券事務の安定的な運営と県民の利便性向上につながる方法を検討

【参考 1】電子申請導入における想定スケジュール

区 分	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
紙申請	—————▶			
電子申請 (切替)	—————▶			
電子申請 (新規)			—————▶	
旅券業務の見直し	体制の検討作業			新体制

【参考 2】現行の窓口体制

区 分	本 所	尼崎出張所	姫路出張所	但馬空港窓口
場 所	神戸国際会館 3 階	塚口さんさんタウン 2 番館 3 階	イーグレひめじ 2 階	但馬空港ターミナルビル前
住 所	神戸市中央区御幸通 8 丁目 1 番 6 号	尼崎市南塚口町 2 丁目 1 番 2-316	姫路市本町 68 番 290 号	豊岡市岩井宇河谷 1598-34

④ 留意事項

今後の検討にあたっては市町の意向を丁寧にヒアリングのうえ実施

【工程表 (R4～R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○事務所のあり方の見直し	—————▶		
	デジタルガバメント導入に向けた事務所のあり方検討		

1 行政施策	(1) 事務事業	24 海外事務所運営費	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 169 百万円 (164 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 一百万円 (一百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 50 百万円 (49 百万円)

① 見直しの視点

新型コロナウイルスの影響により、国境を越える人の往来に大きな制約が生じる一方、情報通信の発達によりオンラインによる交流も可能になるなど、海外事務所を取り巻く環境に大きな変化が生じていることから、海外事務所の運営体制について見直し

② 見直し内容

中小企業の支援ニーズを踏まえ、現地の生の情報やネットワークを活用した県産品の海外販路拡大や中小企業の海外展開、市場や商品特性に応じた商談・マッチング支援など、オンラインだけでは困難な事業に重点化し、各事務所について、以下のとおり運営体制を見直し

また、維持する3事務所のあり方については、ポストコロナ社会での経済活動状況を踏まえ、令和4年度以降も引き続き見直しを検討

【見直し案】

現行	所管地域	見直し案	備考
ワシントン州事務所	北米・メキシコ	維持	ポストコロナ社会での経済活動状況を踏まえ、令和4年度以降も引き続き見直しを検討
香港経済交流事務所	中国・ASEAN 諸国・インド		
パリ事務所	ヨーロッパ・トルコ		
ブラジル事務所	中南米(メキシコ除く)	R4年度から廃止	現地業務を委託
西豪州・兵庫文化交流センター	オーストラリア	R5年度から廃止	現地連絡体制のあり方を検討

③ 改善の方向性

令和4年度から廃止するブラジル事務所については、事務所廃止後の南米との交流を促進するため、現地での業務を委託

また、西豪州・兵庫文化交流センターについては、令和5年度から廃止する予定としており、今後、西豪州との交流を継続的に実現できるよう現地連絡体制のあり方を検討

(新) 南米との交流促進事業費 (現地業務の委託) (4,154 千円)

○内 容 : 現地州政府や関係団体等とのネットワーク維持 等

④ 留意事項

見直しにあたっては、市町や現地政府等関係機関に丁寧な説明を実施

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○海外事務所運営体制の見直し	ブラジル事務所を廃止 (現地業務の委託)		→
		西豪州・兵庫文化交流センターを廃止 (現地連絡体制のあり方を検討)	→
		維持する3事務所のあり方検討	→

1 行政施策	(1) 事務事業	25 姉妹州省との周年事業	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 14 百万円 (14 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 4 百万円 (4 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 4 百万円 (4 百万円)

① 見直しの視点

新型コロナウイルスの影響により、国境を越える人の往来に大きな制約が生じる一方、情報通信の発達によりオンラインによる交流も可能になったことから、周年事業による海外派遣の対象と頻度について見直し

② 見直し内容

友好・姉妹州省 (7 地域) との周年事業については、原則 5 周年ごとに派遣と受入を交互に実施
 友好交流地域 (14 地域) については、特別な事情 (先方からの要請等) がある場合に派遣受入については、来県時に適宜実施

	地域名	見直し前		見直し案	
		派遣	受入	派遣	受入
友好・姉妹州省 (7)	アメリカ合衆国ワシントン州 ロシア連邦ハバロフスク地方 ブラジル連邦共和国パラナ州 オーストラリア連邦西オーストラリア州 中華人民共和国広東省 パラオ共和国 中華人民共和国海南省	5 年ごとに訪問団を派遣	適宜実施	原則 5 年ごとに派遣と受入を交互に実施	
友好交流地域 (14)	フランス共和国 セーヌ・エ・マルヌ県 アンドル・エ・ロワール県 アヴェロン県 ノール県 ドイツ連邦共和国シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州 中華人民共和国江蘇省 ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市 ドンナイ省 ハナム省 ロンアン省 カントー市 大韓民国慶尚南道 インドネシアジャラート州 アメリカ合衆国ネブラスカ州	5 年を目処に状況に応じて訪問団を派遣	適宜実施	特別な事情がある場合のみ派遣	適宜実施

③ 改善の方向性

友好・姉妹州省、友好交流地域と会議やセミナー、イベントの開催等、機会をとらえてオンラインでの交流を実施

④ 留意事項

見直しにあたっては、市町や現地政府等関係機関に丁寧な説明を実施

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○海外派遣の対象と頻度の見直し	見直しの実施		→

1 行政施策	(1) 事務事業	26 私費外国人留学生奨学金支給事業	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 18 百万円 (18 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 18 百万円 (18 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 18 百万円 (18 百万円)

① 見直しの視点

- ・県内で学ぶ優秀な留学生の学習活動を促進し、卒業後は県内企業に就職等することにより、兵庫県と諸外国との交流促進に寄与することを目的として34年にわたり実施
- ・その間、入管法改正により、留学生には一定の収入活動が認められ、大学や民間の奨学金も充実し、奨学金全体に占める本県の奨学金の受給者割合が低下 (H26 : 16.2%※→R2 : 8.39%)

(各年度5月1日時点)	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
県内奨学金受給者数	955名	1,102名	1,074名	1,369名	1,514名	1,604名	1,860名
本県奨学金以外	775名	916名	887名	1,230名	1,368名	1,488名	1,704名
本県奨学金	180名 (150名※)	186名 (150名※)	187名 (150名※)	139名	146名	116名	156名
本県奨学金割合※	18.8% (16.2%※)	16.8% (14.1%※)	17.4% (14.5%※)	10.1%	9.64%	7.23%	8.39%

※H28に、H29から現行の支給人数(150名)に見直し。

H28以前とH29以降を比較するため、H28以前の本県奨学金受給者を現行の150名とし、再計算。

(引用元：兵庫県内外国人留学生在籍状況調 (兵庫地域留学生交流推進会議))

- ・国の「留学生30万人計画」も前倒しで令和元年に達成されており、今後、国は優秀な外国人留学生の日本社会への定着度の向上等、出口に着目した取組みに転換

② 見直し内容

環境の変化等を総合的に勘案し、外国人留学生の就職支援に重点化することとして、事業廃止

③ 改善の方向性

留学生の就職支援に重点化し、高度な知識・技能を持つ外国人材として、外国人留学生の県内企業等への就職支援を進めるため、「県内企業海外事業展開に係る留学生生活用事業」で低学年向けの就職準備講座を実施するなどの拡充を実施

(拡) 県内企業海外事業展開留学生生活用事業 (11,498千円)

留学生の県内企業への就職を促進するため事業を拡充して実施

- 実施手法 大学コンソーシアムひょうご神戸への委託
- 事業内容
 - ・(新)低学年(1・2年生)向け就活準備講座の実施(3日)
 - ・(新)就活概要・対策の動画制作(2本)
 - ・県内企業でのインターンシップ、合同企業説明会の実施 等

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4年度	R5年度	R6年度
○事業実施の見直し			→
	・事業廃止 ・県内企業への就職支援を強化		

1 行政施策	(1) 事務事業	27 ひょうごふるさと館運営事業	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 24 百万円 (24 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : — 平年ベース (うち一般財源) : —

① 見直しの視点

開設から約 30 年経過し、近年、交通手段の充実 (H18～北近畿豊岡自動車道順次供用開始等) や県内道の駅の増加 (H23 : 30→R3 : 35)、EC サイトの開設など特産品の販売機会が増えてきており、県の関わり方を見直し

(参考) (公社)兵庫県物産協会売上実績の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
ひょうごふるさと館売上実績	242,314 千円	237,348 千円	240,571 千円	208,913 千円	154,277 千円
前年度比	△3.7%	△2.0%	+1.4%	△13.2%	△26.2%
EC サイト売上実績	6,763 千円	6,851 千円	8,338 千円	12,106 千円	15,473 千円
前年度比	+19.1%	+1.3%	+21.7%	+45.2%	+27.8%

(参考) EC 市場規模 (物販分野・BtoC) の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
EC市場規模(物販分野・BtoC)※	80,043 億円	86,008 億円	92,992 億円	100,515 億円	122,333 億円
前年比	+10.6%	+7.5%	+8.1%	+8.1%	+21.7%

※出典：経済産業省「電子商取引実態調査」をもとに作成

(参考) ひょうごふるさと館の概要

設置者：県

運営者：(公社)兵庫県物産協会

設置日：平成 3 年 7 月 6 日

設置場所：神戸市中央区御幸通 8-1-26 神戸阪急新館 (ケイ・エスビル) 5 階

面積：303.24 m² (物販面積約 181.5 m²) (54.9 坪)

事業内容：県内各地の特産品の展示・販売拠点

② 見直し内容

運営主体である (公社) 兵庫県物産協会が、経営改善計画を R3 年度中に策定予定であること、2023JR デスティネーションキャンペーンや大阪・関西万博等を控え、販売・集客力の拡大を図る機会であることから、これらを踏まえた経営改善状況を見極めつつ、令和 4 年度以降、(公社) 兵庫県物産協会への自主事業化を含め、ひょうごふるさと館の運営に関する県の関わり方を検討

(参考) (公社) 兵庫県物産協会の概要

設立時期：昭和 34 年設立 (平成 24 年 4 月 公益社団法人に改組)

会員数：521 会員 (R3.3 末時点)

【工程表 (R4～R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○県の関わり方を見直し			→
	県の関わり方を検討		

1 行政施策	(1) 事務事業	28 首都圏特産品プロモーション強化事業	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 24 百万円 (24 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 24 百万円 (24 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 24 百万円 (24 百万円)

① 見直しの視点

平成 23 年度から 10 年間にわたり、首都圏で特産品直売店舗(兵庫わくわく館)を運営する民間事業者に県が補助することを通じて、首都圏での特産品プロモーションを実施してきたが、今後は、ポストコロナの環境変化を踏まえ、首都圏におけるプロモーション戦略を見直し

(参考) 補助対象施設 (兵庫わくわく館) の概要

- ・場 所：東京交通会館 (有楽町駅前) 地下 1 階
- ・開 設：平成 23 年 4 月 17 日 (日)
- ・店舗面積：78.5 ㎡
- ・事業内容：特産品直売

② 見直し内容

設置から 10 年を経過し、一般消費者を対象とした直売方式のアンテナショップは一定の役割を果たしたため、特産品販売店舗を運営する民間事業者への支援は終了

③ 改善の方向性

県産品の販路の拡大及び本県への誘客を促進し、兵庫ブランドを再構築するため、上質かつ本物志向の商品やコンテンツを、五国の歴史・文化とともに発信する新たな首都圏プロモーション事業を創設

(新) 観光・特産品の首都圏プロモーション事業 (10,632 千円)

コロナ禍により打撃を受けた県内観光・地場産業等の需要回復に向け、大阪・関西万博におけるフィールドパビリオン展開を見据えた、上質かつホンモノ志向の「ひょうごブランド」確立を図るため、新たな観光・特産品の首都圏プロモーションをモデル事業として実施

1 兵庫ブランド向上事業の展開 (8,314 千円)

コンサルティング機能を有する民間事業者と連携し、兵庫ブランド構築のためのプロモーションを実施

- 内 容 首都圏富裕層をターゲットにしたテストマーケティング、商品改良・BtoB 販路拡大等(3 か月×2 期)
- 想定品数 20 品目程度(3 か月ごとに入れ替え)/1 期
- 実施手法 民間事業者へ委託

2 兵庫ブランドをアピールする首都圏イベントの実施 (2,318 千円)

五国のブランディングに繋がる上質な商品をアピールするため、四季ごとに、首都圏の百貨店等でのプロモーションを実施

- 内 容 販売・観光 PR ブースの設置(2 週間×4 回)
- 想定品数 100 品目程度
- 実施手法 民間事業者へ委託

(成果指標)

指標名	区 分	R4
県産品購入後のアンケート	県産品の購入前後で、兵庫のイメージが向上した人の割合	30%
生産者や専門事業者のwebサイトアクセス数	生産者や専門事業者 web サイトの県産品情報へのアクセス数増加率	5%

(見直し基準) 令和4年度限り(令和5年度以降は、令和4年度の成果を分析し検討)

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○事業実施の見直し	・アンテナショップへの支援終了 ・新たな首都圏プロモーションの実施		>

1 行政施策	(1) 事務事業	29 五国の元気づくり交流拠点の支援	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 25 百万円 (13 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 12 百万円 (6 百万円)
平年ベース (うち一般財源) : 19 百万円 (10 百万円)			

① 見直しの視点

- ・小規模農家等の都市での販路として、多自然地域の耕作維持、都市向け新品種の生産や都市での集落等の認知度向上などに寄与してきたが、多自然地域からの集荷・物流経費が高コストとなっているため、これまでから経営改善に取り組み、運営支援も段階的に縮減
- ・来客者数は平成 29 年 (168 千人) をピークに頭打ちとなっていることから、経営改善の新たな取組が必要

② 見直し内容

直ちに県補助を終了した場合、事業維持は難しく、出荷者への影響が大きいことから、令和 4 年度以降、経営改善の新たな取組により、段階的に自立した運営へ移行

③ 改善の方向性

運営事業者との意見交換や先進事例の情報提供等を通じて、スーパーマーケットや飲食店への販路拡大、EC サイトへの出店など、新たな顧客獲得に向けた取組を促すことで、売上の増加を図り、自立・安定した店舗運営をめざす。

【見直し案と経営改善の取組】

区分	現行	R4～R6	R7～
県補助額	25 百万円	13 百万円 (県補助額を 1/2 へ縮減)	県補助なし (自立した運営)
経営改善の取組	[これまでの取組] ・販売手数料の引上げ 15%・20% → 30% ・人件費の削減 15 人 → 10 人 ・集荷の効率化 週 16 便 → 週 12 便	[新たな取組] ・集荷コストの収支改善 (一部販売価格に上乘せ) 10 円×60 万点 = 6 百万円 ・販路開拓 (R4 年度) 3 店舗 販売手数料収入 : 6 百万円	・販路開拓 (～R6 年度) 更に拡大

【工程表 (R4～R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○運営支援の見直し	県補助額を 1/2 へ縮減		→ 事業終了 (自立運営)

1 行政施策	(1) 事務事業	30 認証食品 PR・販売コーナー設置事業	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 1 百万円 (1 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 1 百万円 (1 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 1 百万円 (1 百万円)

① 見直しの視点

JR 新神戸駅前コトノハコ神戸内にある「兵庫県おみあげ発掘屋」内に認証食品を PR・販売する常設コーナーを設置しているが、事業開始から3年経過しており、認証食品の売上も一定あることから、県としての負担を見直し

[販売実績の推移]

区 分	R1 (7/4~)	R2
認証食品取扱品目数	34 品	34 品
認証食品販売高 (月平均)	351 千円	126 千円※

※コロナ影響による減

② 見直し内容

認証食品 PR・販売コーナー設置に対する県負担は廃止

③ 改善の方向性

- ・ 認証食品 PR・販売コーナー廃止後も「兵庫県おみあげ発掘屋」では、認証食品の販売は継続
- ・ 認証食品消費喚起対策事業においても、引き続き認証食品の販売拡大・認知度向上を図るため、同店を含む認証食品販売店と生産者のマッチング商談会の開催や、認証食品 PR 資材を提供

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○県負担の見直し			→
	県負担の廃止		

1 行政施策	(1) 事務事業	31 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 26,338 百万円 (0 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 3,750 百万円 (0 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 3,750 百万円 (0 百万円)

① 見直しの視点

以下のとおり、当該融資制度の魅力が薄れており、貸付実績が低迷

これにより、目的としている県産木材の利用促進に対する効果が低下していることから、事業を見直し

ア 当該融資制度創設当時(S60)は、長期固定金利型の住宅ローンは住宅金融公庫が大半を占めていたが、その後、民間金融機関の商品開発が進み、現在は多様な長期固定金利型住宅ローンが存在 (200 商品以上)

イ 異次元金融緩和(平成 25 年)以降、住宅ローン金利は低位で推移しており、景気回復による金利上昇の要素も乏しいことから、当該融資制度のような固定型の住宅ローンよりも金利の低い変動型が選択されやすい状況が続いている。

(参考) 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資 貸付認定件数の推移

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
認定件数(件)	257	254	268	169	135	93	62	52	26

※R3 年度は 12 月現在

② 見直し内容

令和 4 年度以降の新規貸付を停止

③ 改善の方向性

今後は、「ひょうごの木の家」設計支援事業を拡充し、意欲的に県産木造住宅を建築する「ひょうご木の匠」による住宅設計の支援を強化することで、県産木材の利用を促進

(拡) 「ひょうごの木の家」設計の支援

住宅における県産木材の利用を促進するため、「ひょうご木の匠」による県産木材の魅力を見せる住宅設計への支援を拡充

○ 事業内容

項 目	R3 (現行)	R4
事業主体	ひょうご森づくりサポートセンター	
要 件	県産木材を 30%以上利用	
対象経費	県産木材の構造材等を見せる住宅の設計費	
(拡) 補 助 額	300 千円/戸	300 千円/戸 ※横架材に県産木材を使う場合 100 千円加算

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○融資制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 新規貸付を停止 「ひょうごの木の家」設計支援事業を拡充 		→

1 行政施策	(1) 事務事業	32 ひょうご元気な「農」創造事業	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 26 百万円 (2 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 13 百万円 (1 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 13 百万円 (1 百万円)

① 見直しの視点

農業改良普及センターが中心となって、地域における新たな仕組みづくりや高付加価値化の支援を実施しているが、これまで評価されていなかった地域農産物の価値付けに一定の成果を上げたことから、事業内容を見直し

(参考) 事業概要

区 分	内 容	R3 当初予算
新たな仕組みづくりに係る支援	生産技術の指導普及に加えて、地域の特長を生かした生産・加工・流通・販売・消費等を結びつける新たなフードチェーンの構築・拡大	13,000 千円 (1,000 千円×13 普及センター)
高付加価値化に係る支援	新たな仕組みによって創出された特産品等について、兵庫県認証食品の認証や商標登録などの新たな付加価値によりグレードアップを図って生産拡大を促進	13,000 千円 (1,000 千円×13 普及センター)
事業推進体制の整備	本庁各課等を交え、各地域での新たな仕組みの実現に向け、課題解決策や推進方法等を協議	360 千円

② 見直し内容

これまで評価されていなかった地域農産物の価値付けに一定の成果を上げたことから、高付加価値化に係る支援を廃止

	H27	H30	R2
認証食品数	1,940 品	2,130 品	2,246 品
生産・出荷量	1,377 t	2,112 t	1,709 t

③ 改善の方向性

県産特産品の競争力強化に向けたブランド形成のため、①他県産との差別化に向けた地域との関連性強化、②実需者の求める安定した品質・生産量への対応などを支援

(拡) ひょうごの「農」ブランド強化コーディネート事業の実施 (23,396 千円)

県産特産品の生産から消費までを繋ぐフードチェーンの構築を継続するとともに、競争力強化を図るため生産力・収益力を強化する新たなブランド戦略を構築

1 新たな仕組づくりへの支援 (13,000 千円)

普及指導員が中心となり、各地域の特徴を生かしながら、生産・加工・流通・販売・消費等をコーディネートして結びつける仕組を構築

- 内 容 需要調査、関係者間調整、他事例調査

2 (新)ブランド強化の支援 (10,396 千円)

新たな仕組で創出された地域特産品を対象に、更に魅力のある商品へのブランド強化や、生産量増加に向けた支援を実施

- 地域との関連性強化による他県産との差別化
 - ・ 大学等と連携し、農産物の成分分析と、それに基づく商品価値を評価
 - ・ 地域の高校等と連携し、ワークショップ形式で商品企画を実施 等
- 実需者の求める安定した品質・生産量への対応
 - ・ ほ場を借り上げ、農家への研修及び地域へのスマート技術導入を支援 等

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○事業内容の見直し	・ 高付加価値化に係る支援の廃止 ・ ブランド形成のための取組強化		>

1 行政施策	(1) 事務事業	33 バス対策費補助	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 87 百万円 (44 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 0 百万円 (0 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 18 百万円 (8 百万円)

① 見直しの視点

身近な公共交通機関であるバス事業については、基本的には市町が主体となつて行う事業である。一方、広域行政を担う県は地域間の移動手段の維持確保を図るため、国庫協調及び県単独で市町に対する支援を実施してきている。この観点からすると、現市町域を超える広域的なバス路線については、県市町が協調して支援する必要があることも踏まえ、県市町間での負担割合を見直し

② 見直し内容

以下のとおり、県と市町の負担割合を見直し

区分	運行支援 (国庫協調)	運行支援 (県単)	車両購入 (国庫協調)
現行	現市町域間 県:市 = 2 : 1 旧市町域間 県:市 = 1 : 2	同左	県:市 = 2 : 1
見直し後	現市町域間 県:市 = 1 : 1 旧市町域間 県:市 = 1 : 2	同左	県:市 = 1 : 1
考え方	<p>○現市町域間 国庫協調補助に市町負担を求めることとしたH23の見直しから10年以上が経過し、制度の定着が図られたことから、県市町間での負担割合の原則どおりに見直し</p> <p>○旧市町域間 国制度において旧市町域間への支援が継続していること、これまでの行革見直しにより県:市町 = 1 : 2 となっていることから、現行の負担割合を継続</p>		現行の負担割合が、運行支援と同様であることから、運行支援の見直しに準ずる

【見直し実施時期等】

- ・ R4、R5 は現行どおり実施 (新型コロナウイルスのバス会社への影響等を考慮)
なお、国は R4・R5 の補助要件を緩和 (輸送量要件について新型コロナウイルスの影響がない H30 実績で判定するなどの特例を設定) しており、本県も同様の要件緩和を実施
- ・ 見直しについては、国制度の動向等も踏まえ、R6 からの見直しを目途に検討
- ・ なお、その際は、県民の移動手段確保のため、地域公共交通計画に基づき地域の実情に応じた地域公共交通の再編計画に対して、市町の負担を考慮した支援を検討

③ 留意事項

今後の検討にあたっては市町の意向を丁寧にヒアリングのうえ実施

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○県と市町の負担割合の見直し	現行どおり	→	→ 負担割合の見直し

1 行政施策	(1) 事務事業	34 県営住宅事業特別会計への繰出	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 3,463 百万円 (3,463 百万円)	
		効果額	初年度(R9) (うち一般財源) : 2,376 百万円 (2,376 百万円) 平年ベース (うち一般財源) : —

① 見直しの視点

管理戸数目標の見直し (R7:48,000 戸→R12 : 45,000 戸) に伴う県営住宅事業特別会計の長期収支の置き直しにより、令和9年度以降に剰余金が発生する見込みとなったことを踏まえ、同会計に対する一般会計繰出を見直し

② 見直し内容

普通交付税算入額を除くこれまでの一般会計繰出金累計額が多額となっていることも踏まえ、当該剰余金については一般会計に繰入

(単位 : 戸、百万円)

区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
管理戸数	49,227	48,945	48,784	48,328	47,701	47,414	46,961	46,330	45,155	44,911	
支出 ①	29,498	30,013	28,579	27,285	27,027	26,322	22,729	23,215	23,667	23,496	
うち公債費	12,993	12,641	12,338	11,456	11,174	11,018	7,108	7,441	7,698	8,021	
収入 ②	26,035	27,340	26,000	25,238	25,107	24,803	25,105	25,172	25,169	24,653	
											合計
一般会計繰出 (①-②)	3,463	2,673	2,579	2,047	1,920	1,519	—	—	—	—	14,201
剰余金 (①-②)	—	—	—	—	—	—	2,376	1,957	1,502	1,157	6,992

1 行政施策	(1) 事務事業	35 人生いきいき住宅助成事業（一般型）	
		R3 予算額（うち一般財源）：372 百万円（329 百万円）	
		効果額	初年度（うち一般財源）：44 百万円（24 百万円）
			平年ベース（うち一般財源）：44 百万円（24 百万円）

① 見直しの視点

既存住宅の予防的なバリアフリー改造（段差解消、手すり設置等）を支援する市町に対し県が補助を実施しているが、住宅のバリアフリー化の進展などを踏まえ、見直し

- ・新築住宅におけるバリアフリー化率の上昇

〔新築住宅のバリアフリー化率：58.8%（制度創設時 H3～H7）→ 80.2%（H28～H30）（H30 住宅・土地統計調査）〕

- ・既存住宅においては、一般型による予防的なバリアフリー化に比べ、介護保険や特別型を利用する方が、居住者の身体状況に適したバリアフリー改造ができ、県民の費用負担が少ない。

〔県民の負担割合：一般型 2/3
介護保険 所得に応じ 1/10～3/10
特別型 所得に応じ 0～2/3〕

- ・全国で同様のバリアフリー化補助事業の実施は 4 都県のみ（東京、富山、高知、島根）

② 見直し内容

一般型を廃止（特別型は存続）

③ 改善の方向性

今後は個人については、介護保険や特別型で対応

令和 4 年度からすべての人が利用できるよう新たに宿泊施設のバリアフリー改修にかかる費用の一部への支援を実施

（新）ホテル・旅館バリアフリー改修の促進（18,000 千円）

高齢者や障害者をはじめとする全ての人が、行きたいところに旅行しやすくなるよう、既存のホテル等のバリアフリー改修を支援

- 補助対象 既存のホテル等を営業する事業者
- 補助要件
 - ・福祉のまちづくり条例に規定する特定施設整備基準（※1）以上のバリアフリー化を実施
 - ・チェック&アドバイス制度（※2）を活用
- 対象事業費 改修設計：上限 500 万円
改修工事（エレベーター設置工事有り）：上限 3,600 万円
（エレベーター設置工事無し）：上限 1,600 万円
- 負担割合 県 1/4、市町 1/4 ※市町随伴義務、事業者 1/2

（※1）特定施設整備基準例

整備箇所	整備内容（一部抜粋）
スロープ	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配は1/12を超えないものであること ・高さ75cm以内ごとに踊場を設けること
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の幅は80cm以上であること ・籠の幅は140cm以上かつ奥行き135cm以上であること
一般客室 (R4追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・客室までの1以上の経路をバリアフリー化すること ・客室の出入口幅を80cm以上とすること

(※2)チェック&アドバイス制度

設計時や工事完了後に、障害者等の利用者及び専門家によるバリアフリーチェックと改善のアドバイスを実施

(成果指標)

指標名	R4	R5	R6	R7	R8	最終目標(R8年度)
観光客の来訪者満足度	74.8%	76.4%	78.0%	79.6%	81.2%	81.2%

④ 留意事項

見直しにあたっては市町に丁寧な説明を実施

(参考) 人生いきいき住宅助成事業の概要

事業名	対象者	対象事業	助成限度額	助成率	見直し
一般型 (増改築含む)	・高齢者のいる世帯 ・あんしん賃貸住宅の所有者	既存住宅の予防的なバリアフリー改造	300千円 ※増改築型 500千円	工事費により定額 (県1、市町1) ※増改築型 1/3 (県1/6、市町1/6))	廃止
共同住宅 共用型	・分譲共同住宅の管理 (H14.9以前建築、21戸以上)	共同住宅の共用部分におけるバリアフリー改造	300千円	工事費により定額 (県1、市町1)	継続
特別型 (増改築含む)	・介護保険の要介護・要支援認定を受けた者のいる世帯 ・身体・知的障害者のいる世帯	身体状況に応じて必要なバリアフリー改造	800千円 ※増改築型 500千円	世帯階層により 3/3～1/3(県1、市町1) ※増改築型 1/3 (県1/6、市町1/6))	継続

【工程表 (R4～R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4年度	R5年度	R6年度
○事業内容の見直し			→
	・一般型の廃止 ・宿泊施設のバリアフリー改修への支援を実施		

1 行政施策	(1) 事務事業	36 市街地再開発事業	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 2,438 百万円 (1,219 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : — 平年ベース (うち一般財源) : —

① 見直しの視点

県では、昭和 47 年からこれまで神戸市内の市街地再開発事業に対して 18 地区、総額約 164 億円補助し、土地の高度利用と都市機能及び居住環境の更新に貢献してきた。

また、現在施工中の神戸三宮雲井通 5 丁目地区でも総額約 164 億円補助する見込みであり、その他垂水中央東地区や北鈴蘭台駅前地区でも補助するなど、直近では神戸市内での事業に補助が集中している。

これまでの経緯や、これからの県の厳しい財政状況を踏まえた上で、

○政令市内で実施される組合施行等の市街地再開発事業に対し補助を行っている道府県（本県除く）は 3 県のみであること

○組合施行等の事業の認可権限は神戸市に属すること

を踏まえ、神戸市内の市街地再開発事業に対する補助の考え方を見直す。

② 見直し内容

神戸市内においては、着手済の 3 事業（神戸三宮雲井通 5 丁目、北鈴蘭台駅前、垂水中央東）について、補助を継続

施行中の神戸三宮雲井通 5 丁目地区と西日本最大のバスターミナル等を一体整備する事業である神戸三宮雲井通 6 丁目地区については、未着手ではあるが現行どおりの補助を実施

神戸市内において、今後国庫補助事業として採択される組合施行等の市街地再開発事業については、令和 4 年度を目途に県費による補助のあり方を見直しを検討

③ 改善の方向性

今後、全県的に増加が見込まれる市街地における空き家、老朽マンションへの支援を実施

○空き家・空き店舗対策の推進

空き家・空き店舗対策が必要な市街地の活性化を図るため、制定を予定している「空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例」により指定された特区内での支援を実施

○老朽化マンション建替への支援

築後 35 年以上経過した分譲マンションは、管理不全等による外壁等の落下の危険性が生じることや配管から漏水するなどの生活インフラが不十分な状態となることが多い。市街地においても、そのようなマンションの急増が見込まれており、その再生は喫緊の課題となることから、建替への支援を実施

(新) 空家活用特区における空家活用への総合的な支援 (34,271 千円)

移住、定住及び地域間の交流並びに、地域の活性化を目指すため、空家活用特区内の市町の取組を支援

① 空き家・二地域居住バンク登録等流通促進の支援

・対象経費 市町が行う以下の取組に要する経費

(ア) 空家所有者へ流通・活用の働きかけを行う市町連携団体に対する支援

(イ) 空家所有者の登記費用に対する支援

・補助率 1/2 (補助限度額 500 千円/市町)

② 空き家の活用支援

特区内で空き家を活用する際の改修に対する補助率を拡充

・負担割合 (住宅型・一般世帯タイプ (市街化区域内) の場合)

既存事業 : 県 1/4、市町 1/4、事業者 1/2

特区内 : 県 3/10、市町 3/10、事業者 2/5

③ 古民家再生促進の支援

特区内で古民家を活用する際の改修に対する補助率を拡充

・負担割合 既存事業 : 県 1/3、市町 1/3、事業者 1/3

特区内 : 県 3/8、市町 3/8、事業者 1/4

④ 老朽空家除却の支援

特区内で空家除却後の跡地活用を図るため、補助対象に老朽空家を追加

- ・補助要件 空家除却後の跡地活用計画の提出
- ・負担割合 国 1/6、県 1/12、市町 1/12、事業者 2/3

⑤ ひょうごインスペクション実施の支援

特区内で建築士等の専門家が行う建物の状況を調査する建物状況調査・検査(インスペクション)の実施に必要な経費への補助を拡充

- ・対象経費 既存住宅(共同住宅を除く)のインスペクションに要する経費
- ・補助金額 35 千円(現行：25 千円)

(成果指標)

指標名	R4	R5	R6	R7	R8	最終目標(R10年度)
居住目的のない 一戸建ての空家数 (戸)	101,600	102,650	103,700	104,750	105,800	107,900

※全く対策を行わない場合の推定空家戸数(自然体)を抑制

(新) 老朽化マンション建替の促進 (15,000 千円)

周辺に危害が生じる恐れがあるマンションを減らし、都市環境の改善を図るため、マンション建替円滑化法に基づく要除却認定マンションの建替工事に対する支援を実施

- 補助対象 マンション建替組合等に対して補助を実施する市町
- 対象経費 調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費
- 補助要件 以下の全ての要件に該当する場合
 - ・特定行政庁が認める要除却認定マンション(耐震性不足を除く)であること
 - ・災害時の居住継続に寄与する施設を整備すること
 - ・国庫補助(優良建築物等整備事業)を活用すること
 - ・市町が県と同等以上に補助すること(随伴義務)
- 補助限度額 対象延べ面積に応じ、以下のとおり(国・県・市町合計額)
 - ・1,000㎡～5,000㎡：3,000万円
 - ・5,000㎡～10,000㎡：6,000万円
 - ・10,000㎡～15,000㎡：9,000万円
 - ・15,000㎡～：13,500万円
- 負担割合 国 1/4、県 1/8、市町 1/8、事業者 1/2

(成果指標)

指標名	R4	R5	R6	R7	R8	最終目標(R13年度)
要除却認定マンション 除却率	6.9%	17.2%	27.6%	37.9%	48.3%	100%(29棟)

④ 留意事項

検討にあたっては、関係市に対し丁寧な説明を実施

【工程表 (R4～R6)】

見直し内容	今後の予定(工程)		
	R4年度	R5年度	R6年度
○事業実施の見直し	→		
	・神戸市内において、今後国庫補助事業として採択される組合施行等の市街地再開発事業については、令和4年度を目途に県費による補助のあり方の見直しを検討 ・空き家・空き店舗対策の推進施策や老朽化マンション建替への支援を実施		

1 行政施策	(1) 事務事業	37 県立都市公園等維持管理費	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 1,320 百万円 (1,157 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 19 百万円 (8 百万円) 平年ベース (うち一般財源) : 19 百万円 (8 百万円)

① 見直しの視点

貴重な社会インフラである都市公園について、厳しい財政状況の中、効率的な運営と利用者の増加を図ってきたが、さらに効率的・魅力的な管理・運営を進めていくため、新たな維持管理手法を導入

② 見直し内容

県負担を減らしつつ公園の魅力アップを図るため、民間活力を導入し、施設の改修や周辺の維持管理を実施

③ 改善の方向性

明石公園、播磨中央公園、赤穂海浜公園について、パークマネジメント (Park-PFI や施設整備を伴う長期指定管理等) による民間投資の導入やその範囲等について検討するため、令和3年度からサウンディング調査を実施

公園名	想定される民間投資施設
明石公園	既存建築物改修による物販・飲食店等
播磨中央公園	四季の庭におけるグランピング施設やローラースポーツパークに隣接するレストラン等
赤穂海浜公園	海岸付近におけるグランピング施設等

(新) Park-PFI 事前調査の実施 (17,820 千円)

民間の資金や活力を導入した公園管理を実施するため、Park-PFI 実施に必要な作業・調査を実施

- 調査箇所 明石公園、播磨中央公園、赤穂海浜公園
- 内 容
 - ・ ニーズ把握 公園利用者や地域住民に対しアンケート等を実施
 - ・ 公募条件確認 インフラの状況や、実施可能な整備内容を確認
 - ・ 業者ヒアリング 事業参加の意向の業者に公募条件等に関するヒアリング実施 等
- 実施手法 コンサルタント委託(一部県で直接実施)

(参考) Park-PFI (H29 都市公園法改正により導入)

- ・ 都市公園において飲食店等の収益施設の設置・管理を行う事業者を公募により選定
- ・ 事業者が収益の一部で公共部分 (園路等) 整備も一体的に行う代わりに、都市公園法の特例措置(※)が適用
 - ※ 設置管理許可期間の 20 年までの延長が法的に保証(従来は最長 10 年)、建ぺい率の緩和等
- ・ 都市公園管理者(県)は公園施設整備費が縮減でき、民間事業者は設置管理許可期間延長が保証されることにより長期的な投資計画に基づく事業実施が可能

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○維持管理手法の見直し			→
	サウンディング調査の結果に基づき検討		

1 行政施策	(1) 事務事業	38 住宅耐震改修工事利子補給事業	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 2 百万円 (1 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 2 百万円 (1 百万円)
			平均年額 (うち一般財源) : 2 百万円 (1 百万円)

① 見直しの視点

リフォームの際に金融機関等から融資を受けるニーズが大きく減少^{※1}し、新規に本事業を活用する件数が2.8件/年^{※2}にとどまっていることなどから、事業の見直しを実施

※1 融資を受ける者の割合 :

29.7% (平成30年度) → 11.5% (世帯主が50歳以上の場合は7%) (令和2年度)

※2 直近6か年の事業実績

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (12月末現在)
新規決定数 (件)	3	4	5	3	2	0

② 見直し内容

令和3年度以前受付分について利子補給を継続(借入後5年間)し、新規受付は令和3年度で終了

③ 改善の方向性

住宅の耐震改修工事等に補助を行う「ひょうご住まいの耐震化促進事業」について、令和3年度から低コストな改修工事(工事費300万円未満)に対する補助率を1/3相当から4/5に拡充した^{※3}ことにより、耐震改修工事に係る更なる費用負担の軽減が図られており、当事業で住宅の耐震化を引き続き支援

※3 ひょうご住まいの耐震化促進事業の拡充内容

区 分	補 助 内 容	
令和2年度以前	工事費	補助額(定額)
	50万円以上100万円未満	30万円
	100万円以上200万円未満	50万円
	200万円以上300万円未満	80万円
	300万円以上	100万円
令和3年度	工事費の4/5(上限100万円)	

【工程表(R4~R6)】

見直し内容	今後の予定(工程)		
	R4年度	R5年度	R6年度
○事業内容の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・新規受付終了(令和3年度以前受付分は継続) ・ひょうご住まいの耐震化促進事業で住宅の耐震化を支援 		→

1 行政施策	(1) 事務事業	39 オールドニュータウン再生モデル事業	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 6 百万円 (3 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : — 平年ベース (うち一般財源) : —

① 見直しの視点

- 明舞団地においては、平成29年に新たな10年に向けた「明舞団地まちづくり計画」を策定、明舞祭等のイベント開催など、この計画に沿った取組を実施するとともに、分譲マンションの再生支援や明舞団地サブセンター等空き区画活用支援事業を実施
- 分譲マンションの再生支援では、令和2年度に国モデル事業を活用し、①明舞団地のマンション管理組合に対して、大規模改修や建替え等の再生計画案を提示するとともに、②これを事例として「分譲マンション再生ガイドブック」をとりまとめ
令和3年度には「再生ガイドブック」を1万部作成し、各市町への配布等によりマンション再生の普及啓発を促進
- 今後、オールドニュータウン施策の全県的な展開を一層促進するため、事業内容を見直し

② 見直し内容

「明舞団地分譲マンション再生支援モデル事業 (ガイドブック作成事業)」の終了
(令和3年度予算額 : 333千円 配布用ガイドブック印刷経費)

③ 改善の方向性

- 「明舞団地まちづくり計画」に沿って地域、行政、事業者等が連携した取組を引き続き支援
- 明舞団地サブセンター等空き区画活用支援事業は、県全体の基準地価が下落する中で、一部エリアでは、基準地価が上昇 (3.25% (H29→R3) : 松が丘) したり、若年者数が増加 (9.5% (H22→H27) : 南多聞台) に転じるなどの成果が見られるため、他のオールドニュータウン (5市2町14団地) 内の商業施設等の空き区画へ対象を拡充
- 分譲マンション再生支援については、再生ガイドブックを活用し、各種団体や市町の講習会の機会等をとらえてマンション管理組合等へのマンション再生の更なる機運を醸成
- また、今年度、国のマンションストック長寿命化等モデル事業 (国交省が取組団体に直接補助) に採択されたことから、明舞団地において、新たな敷地分割制度の活用等のより具体的な検討を進めており、今後2年間、本事業への取組を通じて専門家や住民とともに再生支援を実施

(拡) オールドニュータウン商業施設等空き区画活用の支援 (8,000千円)

新たな賑わいを創出するため、オールドニュータウン内の商業施設等の空き区画への新規出店等を支援

- 補助対象 開業希望者
- 対象経費 賃貸料、内装工事費等 (1年目: 上限300万円、2・3年目: 上限100万円)
- 補助率 明舞団地 2/3 (県 1/3、住宅供給公社 1/3)
(拡) 明舞団地以外 2/3 (県 1/3、市町 1/3 ※市町随伴義務)

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○事業見直し	<ul style="list-style-type: none"> 明舞団地分譲マンション再生支援モデル事業の終了 空き区画活用支援事業の対象を拡充 マンションストック長寿命化モデル事業の活用促進 		→

1 行政施策	(1) 事務事業	40 郊外型住宅団地再生先導的支援事業	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 8 百万円 (6 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 8 百万円 (6 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 8 百万円 (6 百万円)

① 見直しの視点

ホルトニュータウン内の空き家率について、県内でのモデル的な調査結果では、市内全体の空き家率 12.1% (H30) に対して市内 3 団地の空き家率は 3.9% (R2) となっており、ホルトニュータウンに特化した住宅改修支援制度を設けるまでの必要性や緊急性が高いとは言えず、本支援事業を事業化している市町は僅かであり、いずれも事業実績がない。

一方、ホルトニュータウン内の商業施設では空き店舗率が約 20% に上ることから、住むだけのまちに止まらず、商業の活性化による賑わいづくりが課題となっている。空き店舗対策を先導的に行っている明舞団地では施策効果が現れており、これを踏まえて事業を見直し

【直近 5 か年の事業実績】

(単位：千円)

事業名	市町の事業化	実績				
		H28	H29	H30	R1	R2
①出前講座	不要	562 (13地区)	8 (2地区)	11 (4地区)	10 (1地区)	0 (0地区)
②再生コーディネーター派遣	不要	450 (2地区)	0 (0地区)	0 (0地区)	0 (0地区)	90 (1地区)
③再生計画策定等支援	不要					
④転入者住宅改修工事利子補給	なし					
⑤若年子育て向け賃貸住宅供給支援	1 市	0 (0件)	0 (0件)	0 (0件)	0 (0件)	0 (0件)
⑥高齢者住み替え支援	1 市					
⑦域学連携促進	1 市					
計		1,012	8	11	10	90

② 見直し内容

実績が低調であり、市町の活用予定もないことから事業廃止

③ 改善の方向性

明舞団地でにぎわい創出効果があった「明舞団地サブセンター等空き区画活用支援事業」を、他のホルトニュータウン内の商業施設の空き区画への対象を拡充

団地再生に向けた機運醸成や地域住民の合意形成への支援については、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターの「まちづくり推進支援事業の専門家派遣事業」を活用

(拡) オールドニュータウン商業施設等空き区画活用の支援 (8,000千円)

新たな賑わいを創出するため、ホルトニュータウン内の商業施設等の空き区画への新規出店等を支援

- ・補助対象 開業希望者
- ・対象経費 賃貸料、内装工事費等(1年目:上限300万円、2・3年目:上限100万円)
- ・補助率 明舞団地 2/3(県1/3、住宅供給公社1/3)
(拡)明舞団地以外 2/3(県1/3、市町1/3 ※市町随伴義務)

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○事業の見直し			→
	・事業廃止 ・空き区画活用支援事業の対象を拡充		

1 行政施策	(1) 事務事業	41	商店街の活性化とまちの再整備によるにぎわいのまちづくり（まちなか再生）
		R3 予算額（うち一般財源）：194 百万円（17 百万円）	
		効果額	初年度（うち一般財源）：10 百万円（10 百万円）
			平年ベース（うち一般財源）：14 百万円（14 百万円）

① 見直しの視点

商店街活性化をまちづくりの観点から支援する先導的事業として、市町が進める地域のまちづくりに県が主体的に事業を実施

平成 27 年度の事業創設以降、7 区域でまちなか再生区域を指定し、取組を進めてきたが、既指定区域において、現行スキームでのまちなか再生のモデルを示したことから、事業実施を見直し

（まちなか再生区域の指定状況）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
区域指定数	2	1	1	1	1	1	0	7

② 見直し内容

既指定のまちなか再生区域への支援は次のとおり継続し、新規指定は終了

※既指定区域への支援

- まちなか再生協議会への支援（最長令和 6 年度まで）
 - ・まちなか再生アドバイザー派遣事業
 - ・まちなか再生協議会運営支援事業
- まちなか再生事業（令和 6 年度までに事業着手するものに限る）
 - ・商店街シンボル建築物再生支援事業（シンボル建築物の再生を支援）
 - ・小規模再開発支援事業（敷地の共同化等による施設の整備を支援）

③ 改善の方向性

今後は商店街に限らず、空き家・空き店舗対策が必要な市街地の活性化を図るため、新たに制定を予定している「空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例」により指定された特区内での支援を実施

（新）空家活用特区における空家活用への総合的な支援（34,271 千円）

移住、定住及び地域間の交流並びに、地域の活性化を目指すため、空家活用特区内の市町の取組を支援

- ① 空き家・二地域居住バンク登録等流通促進の支援
 - ・対象経費 市町が行う以下の取組に要する経費
 - (ア) 空家所有者へ流通・活用の働きかけを行う市町連携団体に対する支援
 - (イ) 空家所有者の登記費用に対する支援
 - ・補助率 1/2（補助限度額 500 千円/市町）
- ② 空き家の活用支援

特区内で空き家を活用する際の改修に対する補助率を拡充

 - ・負担割合（住宅型・一般世帯タイプ（市街化区域内）の場合）
 - 既存事業：県 1/4、市町 1/4、事業者 1/2
 - 特区内：県 3/10、市町 3/10、事業者 2/5

③ 古民家再生促進の支援

特区内で古民家を活用する際の改修に対する補助率を拡充

- ・負担割合 既存事業：県 1/3、市町 1/3、事業者 1/3
特区内：県 3/8、市町 3/8、事業者 1/4

④ 老朽空家除却の支援

特区内で空家除却後の跡地活用を図るため、補助対象に老朽空家を追加

- ・補助要件 空家除却後の跡地活用計画の提出
- ・負担割合 国 1/6、県 1/12、市町 1/12、事業者 2/3

⑤ ひょうごインスペクション実施の支援

特区内で建築士等の専門家が行う建物の状況を調査する建物状況調査・検査(インスペクション)の実施に必要な経費への補助を拡充

- ・対象経費 既存住宅(共同住宅を除く)のインスペクションに要する経費
- ・補助金額 35 千円(現行：25 千円)

(成果指標)

指標名	R4	R5	R6	R7	R8	最終目標(R10 年度)
居住目的のない 一戸建ての空家数 (戸)	101,600	102,650	103,700	104,750	105,800	107,900

※全く対策を行わない場合の推定空家戸数(自然体)を抑制

(見直し基準) 令和8年度において目標が達成できなかった場合、見直し検討

【工程表 (R4～R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○事業実施の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・新規指定終了 ・空き家・空き店舗 対策が必要な市街 地への支援を実施 		→

1 行政施策	(1) 事務事業	42 神戸マラソン開催費	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 89 百万円 (69 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 一百万円 (一百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 一百万円 (一百万円)

① 見直しの視点

- ・国内外への震災復興の発信やマラソンを含むスポーツの振興を図るため、本県が、2001 年に開始した神戸全日本女子ハーフマラソン、2011 年からの神戸マラソンに主催者として関与
- ・創造的復興を成し遂げた兵庫・神戸の発信は神戸マラソンの定着で果たされるとともに、県内で様々なマラソン大会も開催
- ・20 年間にわたり多額の負担と多くの人材を投じてきたことにより、一定の成果を収めたことから令和 4 年度開催予定の第 10 回大会を節目として主催者としての関わり方について見直し

(参考) 兵庫県内で行政主催のマラソン大会数(教育委員会調べ) 41 大会(神戸マラソンを除く)
※いずれも県が関与している大会なし

② 見直し内容

- ・令和 4 年度に予定されている第 10 回大会については既に開催に向けた準備に着手していることから、見直しは令和 5 年度とする。
- ・国内外から 2 万人、沿道応援 60 万人を集めるスポーツツーリズムとしての神戸マラソン開催により全県への波及効果が期待できることから、開催経費の一部の支援継続を検討

③ 留意事項

見直しにあたっては、関係市に対し丁寧に説明を行う。

【工程表 (R4~R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○県市負担の見直し		県支援額見直し	→

1 行政施策	(1) 事務事業	43 予算決算乖離により廃止するもの	
		R3 予算額 (うち一般財源) : 327 百万円 (42 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 327 百万円 (42 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 327 百万円 (42 百万円)

① 見直しの視点

予算決算に乖離があることから、事業実施を見直し

② 見直し内容

以下事業について廃止 【 】は令和元年度の執行率 (決算額/当初予算額)

事業名	廃止理由	改善の方向性・代替事業等
1 自主防災組織合同訓練助成事業 【16%】	自主防災組織に対する独自の支援制度を有する市町が多く、また、ひょうご安全の日推進県民会議が実施するひょうご安全の日推進事業の支援対象と重複があるなど県事業の活用が図られていないため	各市町が実施する防災訓練等活動支援事業や、ひょうご安全の日推進県民会議が実施するひょうご安全の日推進事業により対応
2 消防団企業等連携訓練助成事業 【29%】	市町(消防団)のニーズと補助メニューとのミスマッチや補助額が少額等の課題があり、地域での取組み意欲に差があるため	加入促進や大規模災害対応訓練等が実施できるよう補助上限額を拡充し、消防団活性化事業として再構築
3 企業帰宅抑制対策BCP策定等助成事業 【38%】	BCP策定のためのスキル・ノウハウ提供を求める企業が多く、帰宅困難者対策に重点を置いた本補助事業の支援スキームと企業ニーズにミスマッチが生じているため	企業レジリエンス強化のためのBCP/BCM伴走型支援事業に組み換え、企業ニーズに対応した県内企業への伴走型支援により、質の高いBCP策定及びBCMの確立・実践を推進
4 企業等への情報配慮支援事業 【4%】	民間企業等が開催するイベントの手話通訳者派遣経費を助成してきたが、国の法律改正(R3.6.4公布)において事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化される(公布日より3年以内)ことにより、補助金による政策誘導の意義が薄れているため	民間事業者が障害者への合理的配慮を円滑に実施できるよう関係団体等と連携し、普及啓発や助言等を実施
5 空き家等を活用した障害者の地域交流促進事業 【50%】	空き家等を活用した場合の初度整備費、賃借料を助成してきたが、就労継続支援事業所については、県障害福祉推進計画(第5期)における目標を上回る定員数を確保できており、事業目的が一定達成されたと考えられるため	事業所の工賃向上に向けた支援や運営の適切な指導など質の充実を強化
6 介護老人保健施設における在宅復帰支援機能強化事業 【6%】	在宅復帰支援のためのケア支援ソフトの導入助成は他の事業で対応可能であり、看取りに必要な機器整備助成等は、対象施設では整備済みであり、事業目的が一定達成されたと考えられるため	事業者が医療介護推進基金事業(業務効率化支援事業・地域介護拠点整備補助事業)を活用できるよう、市町を通じて積極的な周知を実施
7 サービス付き高齢者向け住宅の機能強化支援事業 【0%】	機能訓練室等の整備に要する経費を助成してきたが、R3年度から医療介護推進基金事業(地域介護拠点整備補助事業)の対象メニューに追加されたことにより、当該事業で対応可能であるため	事業者が医療介護推進基金事業(地域介護拠点整備補助事業)を活用できるよう、市町が事業者公募を行う際に、募集要項に当該補助事業の概要を記載する等により周知を実施

事業名		廃止理由	改善の方向性・代替事業等
8	在宅介護緊急対策事業（整備費上乘せ） 【0%】	定期巡回・随時対応サービス事業所の整備費助成をしてきたが、想定された事業費よりも整備実績が小さいことから、整備の場合は医療介護推進基金事業で、賃貸の場合は賃借料補助で対応可能であるため	事業者が医療介護推進基金事業（地域介護拠点整備補助事業）や賃借料補助を活用できるよう、市町が事業者公募を行う際に、募集要項に当該補助事業の概要を記載する等により周知を実施
9	診療所型小規模病児保育事業 【0%】	国の要件に合致しない施設の開設準備経費・運営費を助成してきたが、国制度（病児・病後児保育推進事業）の職員配置要件の緩和により、県単独事業と同程度の要件となり、今後は補助単価の高い国制度で対応可能であるため	国制度の活用を市町へ呼びかけ
10	中小企業育児・介護等離職者雇用助成事業 【26%】	助成金の要件となる離職理由の把握が困難であることに加え、男女共同参画センターで女性就業相談室を設置し、育児・介護離職者の就業支援を実施しているため	ひょうご仕事と生活センターにおいて、中小企業におけるテレワーク導入から定着までの総合的な支援により、時間や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方の推進を強化
11	技術開発指導員設置事業 【12%】	工業技術センターにおいて、中小企業の技術的課題解決のため専門知識と経験を有する指導員を派遣してきたが、NIROの技術アドバイザーやひょうご活性化センターの専門家派遣事業等、他機関で類似事業を実施しており、本事業に対する企業ニーズが相対的に低下しているため	NIROの技術アドバイザーやひょうご活性化センターの専門家派遣事業等、他機関の類似事業で対応 工業技術センターにおいては、高度な研究用分析機器の運用を生かした技術支援や開発支援などの他機関にないサービス提供や総合相談窓口での技術相談で対応
12	空き床等活用支援事業 【3%】	閉鎖されたオフィスビル等の空き床等に入居する企業を支援してきたが、産業立地条例の支援対象について、R1から事務所立地、R2からほぼ全業種に拡充されたことから、当該事業へのニーズが減少したため	今後は、拡充された産業立地促進補助により対応
13	ひょうごの次世代施設園芸モデル普及拡大支援事業 【11%】	環境制御装置は実証段階から実用段階に移行しており、事業目的を一定達成したため	実証を経て、今後は各地域の状況に応じた環境制御機器の普及拡大を行うこととし、ひょうご施設園芸環境制御技術導入加速化支援事業により対応
14	新漁業調査船活用研修事業 【30%】	漁業調査船たじまを活用した研修については、香住高校の但洲丸竣工後、但洲丸と競合しており、ニーズが減少しているため	子ども向け研修については漁協青壮年部等と連携して実施し、漁業者研修については但馬県民局の沖合漁業船員育成・定着促進事業で対応
15	但馬牛増頭特別資金利子補給費 【0%】	生産者にとってより有利な制度（農業経営基盤強化資金[スーパーL]）があるため	今後は農業経営基盤強化資金により対応
16	健康拠点構想等推進事業 【0%】	外部委員会設置が必要となる土地利用方針の見直し等の予定がないため	情勢を踏まえ、実施の必要が生じた場合には改めて検討

【改善の方向性・代替事業等】

(拡) 消防団活性化支援事業 (3,300 千円) [該当番号 2]

大規模災害時における情報収集、避難所の運営支援等、消防団に新たな役割が求められているとともに、担い手不足への対応が必要なため、訓練・加入促進を支援

1 消防団訓練・加入の促進支援 (3,100 千円)

- 補助対象 市町
- 対象経費 訓練・研修経費、消防団の加入促進に要する経費(R4 追加)
- 補助金額 上限 10 万円(現行：5 万円)
- 補助率 1/2

2 女性消防団員の活性化 (200 千円)

- 補助対象 県消防協会
- 対象経費 活動事例発表会開催経費、技術研修会開催経費(R4 追加)
- 補助金額 上限 20 万円

(成果指標)

指標名	R4	R5～
訓練実施団体数	31 団体	62 団体

(見直し基準) 令和 5 年度の訓練実施状況を踏まえ、市町ヒアリング等により事業効果を検証し必要な見直しを行う

(新) 企業レジリエンス強化のための BCP/BCM 伴走型支援事業 (11,296 千円) [該当番号 3]

災害時や新型コロナウイルス感染症の感染拡大期においても、サプライチェーン断絶や販路縮小等を回避し、事業を継続することで、企業がしなやかに立ち直るために BCP 策定等を支援

- ・BCP(Business Continuity Plan：事業継続計画)
大地震等の自然災害、感染症のまん延など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
- ・BCM(Business Continuity Management：事業継続マネジメント)
BCP 策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施などを行う平常時からのマネジメント活動のことで、経営レベルの戦略的活動に位置づけ

1 BCP 啓発セミナー等の開催 (2,414 千円)

- 参加企業 1,500 社程度
- 内容 BCP 策定の必要性等の啓発、個別相談会の開催

2 BCP 策定講座の開催等 (3,479 千円)

- 参加企業 200 社程度
- 内容 BCP 策定ワークショップの開催、ホートデスクの設置(24 回)

3 BCP 机上演習・内部監査支援等 (959 千円)

- 参加企業 500 社程度
- 内容 机上演習・演習の講評、社内研修・内部監査支援

4 非参加者向けサポートの実施 (4,444 千円)

- 内容 動画、マニュアル作成、専門家派遣(48 回)

(成果指標)

指標名	R4	R5	R6	R7	R8	考え方
BCP 策定率	15.0%	15.6%	16.3%	17.0%	17.6%	5 年間で全国平均並の策定率を達成

(見直し基準) 5 年間経過後に事業見直し

【工程表 (R4～R6)】

見直し内容	今後の予定 (工程)		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
○事業実施の見直し			→
	事業廃止		

